

経済論集

第 16 号

論文	学習者としてのノースアジア大学生の特性	市原光匡
	介護保険制度導入後の介護の社会化について	楠山大暁
	ユーロ危機後のスペインの労働市場改革	畠山光史
	信用組合の経営効率性の要因分析 — 費用、技術、投入要素の配分に注目して —	山本俊
研究ノート	自治体の高齢者政策の経営学の視点からの検証	高千穂安長

2018年3月

ノースアジア大学
総合研究センター 経済研究所

目 次

論 文

学習者としてのノースアジア大学生の特性…………… 市 原 光 匡 (1)

介護保険制度導入後の介護の社会化について…………… 楠 山 大 暁 (15)

ユーロ危機後のスペインの労働市場改革…………… 島 山 光 史 (31)

信用組合の経営効率性の要因分析

— 費用、技術、投入要素の配分に注目して — …………… 山 本 俊 (47)

研究ノート

自治体の高齢者政策の経営学の視点からの検証…………… 高千穂 安 長 (59)

学習者としてのノースアジア大学生の特性

市原光匡

目次

1. 多様化する大学生の学び
2. ノースアジア大学生の学習状況と意識
 - 2-1 「ノースアジア大学生の学習実態調査」の概要
 - 2-2 調査の結果
3. 学習者としてのノースアジア大学生
 - 3-1 類型化の手続き
 - 3-2 学生の類型とその特性
4. 学生の特性に応じた支援のあり方
5. 付録（調査票）

1. 多様化する大学生の学び

大学生の学びが問題とされるようになって久しい。岡部恒治ほか〔編〕『分数ができない大学生』¹⁾は、すでに1999年に大学生の基礎学力低下を問題としている。岡部らが指摘しているのは、大学の入学試験（以下大学入試）の多様化や高等学校の教育課程の改変によって、大学入学後の教育課程の前提となる教科目を履修しない、履修したとしても不十分なまま大学に入学する学生が多いことである。また、大学生として不可欠な学習スキルが不十分な状態で大学に入学する大学生が多いこともしばしば指摘されている。とりわけ、ノートテイクについてはさまざまに取り上げられている。たとえば筒井美紀は、学生の多くが「知識の伝達-貯蔵」モデルへの過剰適応によって大学で学ぶことへの準備が不十分であり、「大学での学びのレディネス」を高める観点から、授業の理解、ノートテイク、授業外の学習の3つがどのように関わっているかを質問紙調査などから明らかにしている。²⁾

このように大学生の学びが問題とされる背景は数多く指摘できる。まず、岡部恒治らが指摘した通り、大学入試の多様化や高等学校の教育課程の問題が挙げられる。岡部らが指摘した時点では、高等学校の教育課程はまだ、いわゆる「ゆとり教育」のカリキュラムは施行されていなかった。³⁾それでも、大学の入学試験の教科目はすでに減少傾向にあった。その後、推薦入試に加え、アドミッション・オフィス(AO)入試⁴⁾などの学力検査を課さない方式の入学試験で入学する学生が増加していること、「ゆとり教育」の施行などをふまえると、制度的要因が大学生の基礎学力により強い影響を及ぼしてきていると

¹⁾ 岡部恒治・西村和雄・戸瀬信之〔編〕『分数ができない大学生-21世紀の日本が危ない』東洋経済新報社, 1999.

²⁾ 筒井美紀「ノートをとる学生は授業を理解しているのか?-〈大事なところは色を変えて板書してほしい=83%〉を前にして-」京都女子大学現代社会研究, 2007, pp. 5-21.

³⁾ 高等学校の改訂学習指導要領は1999年3月に告示されていたが、施行は2003年度入学者からの学年進行であった。

⁴⁾ ただし、高等学校では2013年度入学者より新学習指導要領が施行されており、「ゆとり教育」から教育課程は改められている。

いうことは否定できないであろう。

また18歳人口の減少は⁵⁾、大学入試の競争圧力を緩和させ、さらに大学の募集定員増もあって大学への入学はかつてよりもずっと広き門となっている。したがって、最難関校を別とすれば、高校生の学力そのものが低下していなくとも、入学者の学力は低下することになるのである⁶⁾。

また学ぶ意欲の喪失も指摘できる。上述の大学入試の競争圧力の緩和は、一方では大学入学のための学習の動機を減衰させる役割も果たす。さらに、容易に手に入れられるようになった学歴は、その相対的価値を低下させることになる。つまり、かつては切り札として働いた学歴が、もはや万能ではなくなっている。このようにして、学習意欲の低い学生が数多く大学の門をくぐることになっているのである。

さて、ノースアジア大学においても、既に述べたような事項はかなりの程度あてはまるものと考えられる。入学定員はかつてよりも減少しているものの、ノースアジア大学の位置する秋田県でも18歳人口の減少が進んでいること、学力検査を要しないアドミッション・オフィス(AO)入試や推薦入試で入学する学生が多いことなどがそうである。加えて、硬式野球部やサッカー部が強化部指定を受け、スポーツで活躍することを希望してノースアジア大学を志願する学生も増加している。ノースアジア大学のうち経済学部については、2014年度入学者より2017年度入学者まで4年続けて入学定員を超える入学者を受け入れているが、入学者の基礎学力・学習のレディネスや学習への動機づけなどについてはそれ以前よりもより多様化が進んでいると予想され、学生の特性にしたがった支援の必要性はより高まっていると考えられるのである。

本稿は、このような観点からノースアジア大学に入学した学生の学びの実態を明らかにするとともに、その意識に迫り、学習者としての学生の特性の理解に貢献することを目的として書かれている。また、学生の特性の理解のもと、彼・彼女らに対する支援のあり方を検討することも本稿の意図するところである。

2. ノースアジア大学生の学習状況と意識

2-1 「ノースアジア大学生の学習実態調査」の概要

前章で述べたように、ノースアジア大学に入学した学生の学びの実態を明らかにし、その意識に迫る観点から、ノースアジア大学経済学部の1年生を対象として「ノースアジア大学生の学習実態調査」とを行った。本調査は、2015年に実施の「大学生の自主的研究に関する調査」⁷⁾との比較も考慮し、基本的な部分については「大学生の自主的研究に関する調査」を踏襲し、多くの質問項目を同一のものとしている。

本調査の分析の視角としては、上述の通り学生の学習の実態を明らかにすることがまず挙げられる(次ページのB)。そのため本調査でも、学生の授業への出席状況や授業の理解度とともに、大学生としての学習スキルなどに関する質問を行っている。続いて、学習に対する学生の意識に迫る質問を行っている(次ページのC)。これによって学生の特性を明らかにすることを意図したものである。

具体的な質問項目は、以下の通りである。なお、属性に関する質問項目は、「大学生の自主的研究に関

⁵⁾ 内閣府によると、18歳人口は、平成4年度の205万人から平成26年度には118万人にまで減少し、平成28年度は119万人であるという(内閣府「18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移」www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon5/1kai/siryu06-2-7.pdf (2018年1月24日閲覧))。

⁶⁾ このような観点から神永正博は、大学生の学力低下について否定的に捉え、錯覚であると主張している。(神永正博『学力低下は錯覚である』森北出版、2008)

⁷⁾ 市原光匡『「私大・短大パワーアップ支援事業」参加学生の特性と得られた成果』経済論集第15号、ノースアジア大学総合研究センター経済研究所、2017、pp. 1-17。

する調査」では、いくつかの理由から省略したが、本調査はまとまった調査対象者がいることなどから、入試方式など回答者個人の特定につながりかねない内容を除き、属性に関する項目も設定している。ただし入試方式は、既に述べた通り学生の基礎学力や学習のレディネスなどとの関連が予想されている変数であり、それを欠いた本調査の分析に限界があることは認めざるを得ない。

A) 属性・生活の実態

- ・ 出身校
- ・ 居住形態
- ・ 通学時間
- ・ 学生活動
- ・ アルバイト
- ・ 学習時間

B) 学習の実態

- ・ 出席
- ・ 授業の理解
- ・ 要点の把握
- ・ ノートテイク（しない理由）
- ・ 授業内容の確認・復習（しない理由）

C) 学習に対する意識

- ・ 自主的な確認
- ・ 学力（向上方策）
- ・ 教員の力量
- ・ 要点の強調
- ・ 教員への期待
- ・ 学習支援に対するニーズ
- ・ 学習活動推進に必要なもの
- ・ 自由記述

調査の方法は「大学生の自主的研究に関する調査」同様、集合調査法による質問紙調査を採用し、2017（平成 29）年 12 月 8 日（金）に、ノースアジア大学経済学部必修科目である「総合科目Ⅱ」の時間を利用し、経済学部所属する 1 年生全員対象に調査を実施した。調査実施時点で既に入学から 8 か月が経過しているが、彼・彼女らはこの先 3 年あまりの間大学生として学んでいくことをふまえると、やや時間が経っているにせよ、学習者としての特性を明らかに、それをもとにした支援のあり方を論じることがきわめて重要なことであると考えられる。なお、在籍する 1 年生は 130 名を超えているが、当日の欠席者などもあり、回収票は 112 にとどまった。そのうち 1 ページ分のみ回答の 1 つは無効票として処理し、残る 111 の回収票を有効票とし、集計対象とした。

2-2 調査の結果

本節では、本学経済学部の 1 年生が、日頃どのように学び、どのような学習者としての特性を有しているのか、「属性・生活の実態」や「学習の実態」に含まれる質問項目から「学習に対する意識」へと分析していく。

まず、出身校の所在地については、大半の学生が秋田県の学校の出身であり、それ以外の都道府県の

学校からの学生は全体の15%ほどにすぎないことがわかる(表1)。また、私立校出身者が半数を超えており、その多くは本学の系列校出身者であると推測される(表2)。

〈表1 出身校の所在地〉

Q1 出身校の所在地	秋田県	岩手県	青森県	その他	総計
	94 (84.7)	5 (4.5)	4 (3.6)	8 (7.2)	111 (100.0)

〈表2 出身校の設立主体〉

Q2 出身校の設立主体	国立	公立	私立	無回答	総計
	2 (1.8)	46 (41.4)	63 (56.8)	1 (0.9)	111 (100.0)

これらから推測される通り、大半の学生が自宅から通学しており、通学時間が1時間を超えるような長距離の通学はあまり多くない(表3・4)。このことは、本学の学生が、遠距離通学によって時間を圧迫されるようなことが少ないことを示しており、学習の条件としては好ましいことである。

〈表3 現在の住居〉

Q3 現在の住居	自宅	ひとり暮らし	学生寮	その他	無回答	総計
	85 (76.6)	11 (9.9)	14 (12.6)	0 (0.0)	1 (0.9)	111 (100.0)

〈表4 通学時間〉

Q4 通学時間	15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上	無回答	総計
	33 (29.7)	24 (21.6)	37 (33.3)	16 (14.4)	1 (0.9)	0 (0.0)	111 (100.0)

また学生活動へも、半数以上の学生が参加しておらず、ほぼ毎日参加している層は別として、学業に多くの時間を割ける状況にある(表5)。しかし、3分の1以上の学生が週に4日以上アルバイトを実施しており、これは学習時間を奪う要因となりうる。

〈表5 学生活動への参加状況／アルバイトの実施状況〉

Q5 学生活動への参加状況	0~1日	2~3日	4~5日	6~7日	参加していない	無回答	総計
	11 (9.9)	11 (9.9)	7 (6.3)	18 (16.2)	64 (57.7)	0 (0.0)	111 (100.0)
Q6 アルバイトの実施状況	0~1日	2~3日	4~5日	6~7日	実施していない	無回答	総計
	3 (2.7)	42 (37.8)	36 (32.4)	4 (3.6)	25 (22.5)	1 (0.9)	111 (100.0)

結果として、学生の授業外での学習時間は概して短く、平均して1日に1時間を超える学生は1割を超える程度にとどまる(表6)。大学では、授業の予習・復習や自主的な研究など積極的に授業外での学習がすすめられることが期待されるが、残念ながら本学の1年生の大半はそのような状況にはない。

〈表6 授業外での学習時間〉

Q7 学習時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上	無回答	総計
	71 (64.0)	27 (24.3)	7 (6.3)	3 (2.7)	1 (0.9)	2 (1.8)	0 (0.0)	111 (100.0)

大半の学生が授業にはよく出席しており、出席状況ほどではないにしてもある程度授業の理解もできていると考えられる(表7)。しかしながら、「大学生の自主的研究に関する調査」でも指摘したように、要点把握には困難を感じている学生が少なくない(表8)。ノートテイクは板書された内容だけという学生が多い点も「大学生の自主的研究に関する調査」同様である(表9)。ただし、Q10(要点把握の困難)とQ11(ノートテイク板書のみ)の回答をスコアに置き換えての回帰分析では、両者の相関はほとんどみられず(R²=0.00689)、筒井美紀の調査で示されたような「大事なところがわからないことが多い学

学習者としてのノースアジア大学生の特性【市原】

生ほど、キーワードしか板書されない場合に自分で文章化したり、板書がなされない口頭のみ説明をノートしたりすることが少ない⁸⁾という点については本調査からは確かめることができなかった。

〈表 7 出席状況×授業内容の理解〉

Q8 出席状況	Q9 授業の理解						
	よくあてはまる	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
よくあてはまる	14 (12.6)	22 (19.8)	14 (12.6)	6 (5.4)	2 (1.8)	0 (0.0)	58 (52.3)
どちらかといえば	3 (2.7)	13 (11.7)	9 (8.1)	8 (7.2)	1 (0.9)	0 (0.0)	34 (30.6)
どちらとも	1 (0.9)	4 (3.6)	4 (3.6)	1 (0.9)	1 (0.9)	0 (0.0)	11 (9.9)
あまり	0 (0.0)	3 (2.7)	2 (1.8)	3 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (7.2)
全く	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
総計	18 (16.2)	42 (37.8)	29 (26.1)	18 (16.2)	4 (3.6)	0 (0.0)	111 (100.0)

〈表 8 授業内容の理解×要点把握の困難〉

Q9 授業の理解	Q10 要点把握の困難						
	よくあてはまる	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
よくあてはまる	4 (3.6)	5 (4.5)	4 (3.6)	3 (2.7)	2 (1.8)	0 (0.0)	18 (16.2)
どちらかといえば	15 (13.5)	13 (11.7)	9 (8.1)	4 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.9)	42 (37.8)
どちらとも	4 (3.6)	17 (15.3)	8 (7.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (26.1)
あまり	12 (10.8)	4 (3.6)	2 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (16.2)
全く	4 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (3.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
総計	39 (35.1)	39 (35.1)	23 (20.7)	7 (6.3)	2 (1.8)	1 (0.9)	111 (100.0)

〈表 9 ノートテイクは板書のみ〉

Q11 ノートテイク 板書のみ	よくあてはまる	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
	28 (25.2)	29 (26.1)	35 (31.5)	16 (14.4)	3 (2.7)	0 (0.0)	111 (100.0)

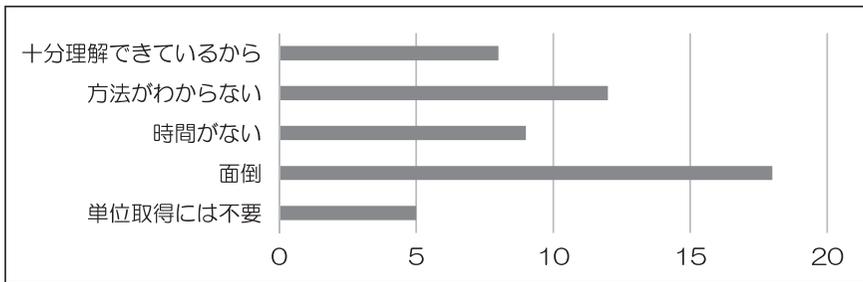
また、授業で取り上げられた事項の確認・復習についても、積極的な反応よりもネガティブな反応が多くみられ（表 10）、その理由として4割以上が「面倒」を挙げるなど（図 11）、学習への動機・意欲の低さがうかがわれる。要点把握やノートテイクなどの学習のスキル・レディネスに加え主体的に学ぶ態度・姿勢も未だ定着しているとはいえない状況が浮かびあがる。

〈表 10 授業内容の確認・復習〉

Q12 授業内容の 確認・復習	よくあてはまる	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
	5 (4.5)	29 (26.1)	35 (31.5)	28 (25.2)	14 (12.6)	0 (0.0)	111 (100.0)

⁸⁾ 筒井, *op. cit.*, p. 5.

〈図11 確認・復習しない理由〉



また、学習への意識についても、「わからない点は自主的に確認すべき」だとはあまり考えていない学生が3割近くにのぼり(表12)、ここでも学習への意欲があまり高まっていないことがうかがえる。

〈表12 自主的な確認〉

Q13 自主的に確認すべき	強く同意	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
	1 (0.9)	35 (31.5)	42 (37.8)	27 (24.3)	4 (3.6)	0 (0.0)	111 (100.0)

一方、教員に対しては要点を強調したり、授業だけで内容を理解できるように期待する学生が半数以上を占めており(表13)、自ら要点を把握しようと努力したり、授業外の学習で理解を図ろうとするのではない、学習に対する受動的な姿勢が見え隠れする。

〈表13 要点を強調すべき/授業だけで理解できるようにすべき〉

Q16 要点の強調	強く同意	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
	35 (31.5)	45 (40.5)	24 (21.6)	5 (4.5)	2 (1.8)	0 (0.0)	111 (100.0)
Q17 授業だけで理解できるよう期待	強く同意	どちらかといえば	どちらとも	あまり	全く	無回答	総計
	17 (15.3)	39 (35.1)	40 (36.0)	12 (10.8)	3 (2.7)	0 (0.0)	111 (100.0)

本節では、「ノースアジア大学生の学習実態調査」をもとに、本学1年生の学習者としての実態や意識を分析してきた。結果を概観すると、大学の授業には現時点では大半の学生が適応できているが、授業外での学習時間の短さや不十分な学習のスキル・レディネス、学習に対する消極的・受動的な姿勢、意欲や動機づけの低さなどが問題として浮かびあがる。しかしこれは、調査の単純集計を中心とした分析であり、学生の特性をより深く理解するにはさらなる分析を要する。

3. 学習者としてのノースアジア大学生

3-1 類型化の手続き

前章第2節では「ノースアジア大学生の学習実態調査」から、本学学生の学習者としての側面を概観し、授業への適応とともに学習時間の短さや学習スキルの不十分さ、受動的な態度、意欲や動機づけの低さなどを指摘した。しかし、学生すべてが一様に学習スキルが不十分であったり、受動的で意欲や動機づけが低いわけではない。学生の中には授業に適応し、かつある程度の学習スキルを備えていたり高い学習意欲や動機をもっているものも存在していようし、学習スキルは不十分であっても高い向学心を持っているものもないとは限らない。

したがって、どのような学生がどの程度存在するかを把握するにあたっては、学生の学習の実態や意識をクロスして分析することが必要となる。かつて矢野真和は、東京都民の学習の実態を明らかにすること、学習に関する都民の将来のニーズを検討する手がかりを得ることを目的とした「都民生涯学習予

測調査」で、学習希望者の多様な性格を描こうとしたが⁹⁾、その分析枠組みとして将来の学習希望を過去および現在の学習経験の関連から捉える方法を設定している。すなわち、これは過去－現在－将来というタイムスパンからみた学習行動の分類を試みるもので、過去の学習経験の有無、現在の学習状況、将来の学習希望の強弱から学習者を分類し、その結果として8つのタイプが想定されている¹⁰⁾。本節では、矢野の手法を参考にしつつ、授業への適応状況、学習のレディネス、学習への意欲から本学学生の分類・類型化を試みる。

まず授業への適応状況のみる変数としては、「授業の理解」(Q9)を用いる。「出席状況」(Q8)も大学生活への適応を示す要素ではあるが、授業への出席それ自体は授業内容の理解や単位の修得に直結しているわけではないからである。また学習のレディネスをはかる変数としては、「授業内容の確認・復習」(Q12)を設定する。大学での学びには、ノートテイクなどのようなスキルとともに主体的に学びとろうとする姿勢が不可欠であり、つまりそれは大学での学びを効果的にする条件、学習のレディネスに他ならないからである。さらに学習への意欲については、「授業だけで内容を理解できるように期待」(Q17)しているか否かを変数とする。大学の授業だけでは科目の内容を完全に理解することが難しいのはいうまでもないことである。「95%の生徒(上位5%とそれに続く90%)は教科をかなり完全に習得するところまで学習することができる¹¹⁾」という完全習得学習の理論を立ちあげたブルームも「十分な時間(と適切な支援)が与えられたならば」という条件を加えている通り、教科目の修得には時間を要する。大学での授業時数は限られたもので授業外での学習が不可欠なところ、教員に対し授業だけで理解できるように期待するのは意欲の低さの表れであり、また教員への依存心もあることであろう。

分類・類型化の手続きとしては上述の通り、授業への適応状況、学習のレディネス、学習への意欲から学生を整理していくのであるが、用いる変数の、「授業の理解」(Q9)、「授業内容の確認・復習」(Q12)、「授業だけで内容を理解できるように期待」(Q17)いずれもが5段階のリッカート尺度による設問であり、そのままクロス集計していくと学生は125ものタイプに分けられ、あまりに複雑になってしまい、逆に学生の理解を困難にするおそれすらある。したがって、ここでは「授業の理解」(Q9)については不適応群により重きを置いて「よくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」「どちらともいえない」を「ある程度理解できている」とし、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を「理解できていない」として2段階に再整理した。「授業内容の確認・復習」(Q12)についても同様に「よくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」「どちらともいえない」を確認・復習「している」層と定義し、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を確認・復習「していない」層として区分した。一方「授業だけで内容を理解できるように期待」(Q17)については、期待の強さにより重きを置き、「強く同意する」「どちらかといえば同意する」を期待が「強い」層に、「どちらともいえない」「あまり同意しない」「全く同意しない」は期待が「弱い」層として処理することとした。いずれの設問の回答選択肢にも「どちらともいえない」が含まれており、この選択肢を選択したものは実際にはここでの区分・処理とは異なる層に該当している可能性も大いにある。つまり「授業の理解」(Q9)では、「ある程度理解できている」層、「授業内容の確認・復習」(Q12)では確認・復習「している」層、「授業だけで内容を理解できるように期待」(Q17)では期待が「弱い」層のボリュームが過大評価されている面が否定できないことである。そのため、分類・類型化によって設定されるそれぞれのタイプについて、該当する学生の数など実態との乖離があることは、この分析の限界として認識しておかなければならない。

⁹⁾ 矢野真和「生涯学習における参加と不参加の構造－学習希望は顕在化するか－」『大学論集』第12集，広島大学大学教育研究センター，1983. pp. 39-54.

¹⁰⁾ *Ibid.*, pp. 42-43.

¹¹⁾ Bloom, B. S., *All Our Children Learning*, McGraw-Hill, 1980, p. 158.

3-2 学生の類型とその特性

前節で述べた分類・類型化の結果、学生は以下に挙げる8つのタイプに分類されることになった（表14参照）。

- ①適応依存型（26名）
- ②自己決定型（36名）
- ③自信過剰型（15名）
- ④適応放棄型（12名）
- ⑤支援型（5名）
- ⑥発展途上型（2名）
- ⑦依存型（10名）
- ⑧放棄型（5名）

〈表14 学生の類型〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待		
		高い	低い	総計
ある程度 理解できて いる	している	26 (23.4)	36 (32.4)	62 (55.9)
	していない	15 (13.5)	12 (10.8)	27 (24.3)
	小計	41 (36.9)	48 (43.2)	89 (80.2)
理解できて いない	している	5 (4.5)	2 (1.8)	7 (6.3)
	していない	10 (9.0)	5 (4.5)	15 (13.5)
	小計	15 (13.5)	7 (6.3)	22 (19.8)
総計		56 (50.5)	55 (49.5)	111 (100.0)

適応依存型は、授業内容についてはある程度理解できており、授業内容の確認・復習もある程度行っているが、授業だけで科目の内容を理解できるようにという教員に対する期待は高いタイプである。このタイプは大学での学びにはある程度適応しているものの、教員への依存的なパーソナリティからの脱却が十分進んでいないと推測できる。このタイプでは「授業だけで内容を理解できるように期待」する理由として「それが教員の責務だから」を挙げるものが多いのが特徴となっており、ここからも彼・彼女らの教員への依存度の高さが推測できる。

¹²⁾ ノールズは、ペダゴジー（従来の教育学）の仮定として「依存的なパーソナリティ」を、アンドラゴジー（成人教育学）の仮定として自己決定性の増大を挙げているが、このタイプの学びはアンドラゴジーへの移行が進んでいないということになる（M. S. ノールズ『成人教育の現代的実践－ペダゴジーからアンドラゴジーへ』[The Modern Practice of Adult Education: From Pedagogy to Andragogy (Rev. ed.), 1980.] 堀薫夫・三輪建二〔監訳〕、鳳書房、2002）

学習者としてのノースアジア大学生の特性【市原】

〈表 15 学生の類型×教員の責務 (Q17-SQ1)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q17-SQ1 教員の責務だから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解できて いる	している	12	14	26	36	36	62	62
	していない	8	7	15	12	12	27	27
	小計	20	21	41	48	48	89	89
理解できて いない	している	2	3	5	2	2	7	7
	していない	5	5	10	5	5	15	15
	小計	7	8	15	7	7	22	22
総計		27	29	56	55	55	111	111

自己決定型は、授業内容をある程度理解し、授業内容の確認・復習も行い、かつ教員への期待は低いタイプである。このタイプは教員への依存度が低く、自己決定的に学習をすすめることができることから、大学での学びには相応に適応できているものと考えられ、彼らの学びはノールズのいうアンドラゴジーへと移行しつつあるということができよう。

自信過剰型は、授業内容はある程度理解できているが、授業内容の確認・復習は行っておらず、教員の期待も高いタイプである。このタイプの特徴は、「十分理解できているから」授業内容の確認・復習を行わないもの(表16)や、「時間がない」ことを理由とするものが多いこと(表17・18)である。

〈表 16 学生の類型×十分理解できているから (Q12-SQ1)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q12-SQ1 十分理解できているから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解できて いる	している	26	0	26	36	0	36	62
	していない	11	4	15	9	3	12	27
	小計	37	4	41	45	3	48	89
理解できて いない	している	5	0	5	2	0	2	7
	していない	10	0	10	4	1	5	15
	小計	15	0	15	6	1	7	22
総計		52	4	56	51	4	55	111

〈表 17 学生の類型×時間がないから (Q12-SQ3)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q12-SQ3 時間がないから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解できて いる	している	26		26	36		36	62
	していない	10	5	15	10	2	12	27
	小計	36	5	41	46	2	48	89
理解できて いない	している	5		5	2		2	7
	していない	9	1	10	4	1	5	15
	小計	14	1	15	6	1	7	22
総計		50	6	56	52	3	55	111

〈表 18 学生の類型×時間がないから (Q17-SQ3)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q17-SQ3 時間がないから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解でき ている	している	20	6	26	36	0	36	62
	していない	8	7	15	12	0	12	27
	小計	28	13	41	48	0	48	89
理解でき て いない	している	3	2	5	2	0	2	7
	していない	7	3	10	5	0	5	15
	小計	10	5	15	7	0	7	22
総計		38	18	56	55	0	55	111

適応放棄型は、授業内容はある程度理解できているものの、授業内容の確認・復習は行っておらず、教員への期待の低いタイプである。彼・彼女らは、授業外での学習の必要性は認めていても実際には行っていないことから、このように名づけている。「確認するのが面倒」という理由を挙げるもの多さ(表19)がこのタイプを特徴づけている。

〈表 19 学生の類型×確認するのが面倒 (Q12-SQ4)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q12-SQ4 確認するのが面倒						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解でき ている	している	26	0	26	36	0	36	62
	していない	11	4	15	6	6	12	27
	小計	37	4	41	42	6	48	89
理解でき て いない	している	5	0	5	2	0	2	7
	していない	6	4	10	1	4	5	15
	小計	11	4	15	3	4	7	22
総計		48	8	56	45	10	55	111

支援型は、授業内容を理解できてはいないが、授業内容の確認・復習は行っており、教員への期待の強いタイプである。彼・彼女らは大学生に求められる積極的な姿勢は備えているが、一方で支援を必要としている存在であると位置づけられる。

発展途上型は、授業内容を理解できてはいないが、授業内容の確認・復習は行っており、教員の期待が弱いタイプである。彼らには姿勢や意欲はある程度備わっているが、スキルや基礎学力の不足などの理由で授業内容の理解にいたっていないものと推測できる。

〈表 20 学生の類型×方法がわからないから (Q12-SQ2)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q12-SQ2 方法がわからないから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解でき ている	している	26		26	36		36	62
	していない	13	2	15	11	1	12	27
	小計	39	2	41	47	1	48	89
理解でき て いない	している	5		5	2		2	7
	していない	3	7	10	3	2	5	15
	小計	8	7	15	5	2	7	22
総計		47	9	56	52	3	55	111

〈表 21 学生の類型×方法がわからないから (Q17-SQ2)〉

Q9 授業の理解	Q12 授業内容の 確認・復習	Q17 授業だけで理解できるよう期待						総計
		高い			低い			
		Q17-SQ2 方法がわからないから						
		無回答	回答	小計	無回答	回答	小計	
ある程度 理解できて いる	している	21	5	26	36	0	36	62
	していない	14	1	15	12	0	12	27
	小計	35	6	41	48	0	48	89
理解できて いない	している	2	3	5	2	0	2	7
	していない	4	6	10	5	0	5	15
	小計	6	9	15	7	0	7	22
総計		41	15	56	55	0	55	111

依存型は、授業内容を理解できておらず、授業内容の確認・復習も行っていない。一方で教員への期待は高いというタイプである。このタイプに該当する学生は、「方法がわからないから」授業内容の確認・復習を行わず、また「授業だけで内容を理解できるように期待」する理由としても「それが教員の責務だから」とともに「方法がわからないから」を挙げるものが多いのが特徴となっている（表 15 および表 20・21）。

放棄型は、授業内容を理解できておらず、授業内容の確認・復習も行っていないのは依存型同様だが教員への期待は低い。彼・彼女らの特徴づけるのは適応放棄型同様「確認するのが面倒」ゆえに授業内容の確認・復習を行っていない点である（表 19）。

4. 学生の特性に応じた支援のあり方

前章第2節では、学生を類型化し、その特性について述べてきた。このように学生の特性をある程度把握することができれば、それに応じた支援を学生に提供できることになる。

自己決定型については、依存的な学習から自己決定的な学習へと移行が進んでおり、特別な支援はさほど必要としない。彼・彼女らに対しては、その自己決定性を発揮させることが第一の指導原理となる。

適応依存型は、授業にも適応しており大学での学びに対する姿勢も身につけているが、その学びはまだ依存的なものから脱却できていない。そのため、自己決定的な学習の機会を与え、成功の経験を蓄積していくことが必要となる。

自信過剰型は、現時点では授業に適応できているものの、この先不適応となることもないわけではない。そのため、授業外での学習の必要性を認識させるとともに、授業内容の確認・復習を習慣化させる必要がある。

適応放棄型は、授業外の学習の必要性を認めていても実際には行っていない。「確認するのが面倒」というのは学習意欲、動機づけの問題と結びついていると考えられる。彼・彼女らもまた、不適応予備軍に位置づけられるが、彼・彼女らには、学習への意欲を高めたり、動機をもたせたりすることが有効となろう。

支援型は、大学での学びの姿勢自体は備わっているが、授業には十分適応できておらず、教員からの支援を待つ存在と位置づけられる。したがってこのタイプには授業に適応できるよう基礎学力を高める支援、そして、自己決定的な学習への移行への支援という段階的な指導が求められる。

大学での学びに対する姿勢や意欲はある程度備わっているが、スキルや基礎学力の不足により授業に適応できていない発達途上型の学生に対しては、いうまでもなく学習スキルや基礎学力向上のための支援が第一の指導原理となる。

そして、授業内容も理解できておらず、授業内容の確認・復習といった大学での学びの姿勢も身につ

いていない依存型や放棄型に対しては、やはり学習スキルや基礎学力向上のための支援とともに、授業内容の確認・復習や授業外での学習など大学での学びの姿勢を身につけさせる支援が必要となる。両者は教員への期待の度合いが異なっているが、放棄型は学習への意欲が低いタイプであり、学習への意欲や動機づけを高める支援が、教員への期待の高い依存型に対しては、基礎学力向上や大学での学びの姿勢獲得の支援に続いて自己決定的な学習への移行の支援を行うことが有効となる。

調査時点では、多くの学生が授業内容はある程度理解し授業に適応できているものの、既に述べた通り、今後授業に適応できなくなる可能性のある不適応予備軍は一定数存在していると考えられる。したがって、本章で挙げた学習スキルや基礎学力向上のための支援、大学での学びの姿勢を身につける支援を初年次、つまり1年次に実施し、その後自己決定的な学習への支援へと移行していくことが望ましい。本学経済学部では、1年次の必修科目として「総合科目Ⅰ・Ⅱ」を設け、大学での学習のレディネスを高める支援を行っているが、この科目がさらに期待される役割を果たすよう、実施状況や効果について検証することも必要となつてこよう。

5. 付録 (調査票)

以下に、本調査の調査票を資料として提示する。ただし、紙面の都合上、実際よりも縮小したものとなっている。

<p>2017 (平成 29) 年 12 月</p> <p>ノースアジア大学生の学習実態調査</p> <p>ノースアジア大学経済学部 講師 市原 光匡</p> <p>ご協力をお願い</p> <p>近年、子どもや大学生の学習意欲の低下が指摘されています。この背景については、さまざまな立場から議論がなされていますが、こと大学生についていえば、彼(彼女)らを取り巻く環境の変化も見逃すことができない要素といえるでしょう。つまり、高等学校までの教育課程が大きく変化してきたことに加え、少子化による志願者倍率の低下や大学の入学選抜(入試)制度の改革も相まって、大学生が大学に入学するまでに得てきた教育経験や培ってきた学習方法、大学での学習に対する意識には大きな個人差が生じており、これが、大学生の学習意欲や調査・研究への態度にも大きな影響をもたらすと考えられるからです。したがって、大学生の学習活動の実態とともに、過去の教育経験や学習に対する意識などを把握していくことは、大学の教育活動の改善においても重要なテーマとなります。この調査は、そうした観点から、学生のみなさんを対象として、学習活動の実態や学習に対する意識を明らかにするとともに、大学における教育プログラムや指導の改善を意図して実施されるものです。</p> <p>この調査は無記名ですし、ご回答くださったみなさんにご迷惑がかかるようなことがないよう、調査の結果は統計的に処理いたします。また、個々の対象者が特定されるような形で公表することも一切ございません。大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご回答いただけますようお願いいたします。</p> <p>ご回答にあたってのお願い</p> <ol style="list-style-type: none"> この調査票(アンケート用紙)は、表紙を含め6ページからなっています。記載されているお願いにしたがって、お答えください。 質問には、すべての方にご回答いただくものと、一部の方のみにご回答いただくものがあります。後者の場合には、矢印で指示をしてありますので、矢印にしたがってお答えください。 ご回答は、原則として、あてはまる番号に○をつけてください。その他、それぞれの質問での指示にしたがってご記入ください。 ご回答の際には、黒または青色の筆記具をご利用ください。 ご回答は特別の断りがない限り、すべて2017(平成29)年12月現在の状況でお答えください。 	<p>(くまず、あなた自身のことについてお聞きします)</p> <p>Q1 あなたが最後に卒業したのは、どの県の学校でしたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秋田県 2. 岩手県 3. 青森県 4. その他 <p>Q2 あなたが最後に卒業した学校は、つぎのどれにあたりますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国立 2. 公立(都道府県立・市区町村立・組合立) 3. 私立 <p>Q3 あなたの現在の住まいは、つぎのどれにあたりますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自宅(実家) 2. ひとり暮らし 3. 学生寮 4. その他(具体的にお書きください) <p>Q4 あなたの現在の通学時間は、平均すると住まいから大学までの片道でどのくらいになりますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 15分未満 2. 15分以上30分未満 3. 30分以上1時間未満 4. 1時間以上2時間未満 5. 2時間以上 <p>Q5 あなたは現在、部活動やサークルなどなんらかの学生活動に参加していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はい 2. いいえ <p>→SQ (05で、1に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>平均すると1週間あたり何日くらい学生活動に参加していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 0-1日 2. 2-3日 3. 4-5日 4. 6-7日
--	---

学習者としてのノースアジア大学生の特性【市原】

<p>Q6 あなたは現在、なんらかの収入を伴うアルバイトを実施していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> はい いいえ <p>SQ (Q6で、1に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>平均すると1週間あたり何日くらいアルバイトを実施していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 0-1日 2-3日 4-5日 6-7日 <p>Q7 あなたのふだんの学習時間(大学の授業での学習は含みません)は、平均すると1日あたりどのくらいになりますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満 4時間以上 <p>(つぎに、あなたの大学でのふだんの学習活動についてお聞きします)</p> <p>以下のQ8からQ12までの項目は、あなた自身にどの程度あてはまりますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。</p> <p>Q8 大学の授業にはよく出席している。</p> <ol style="list-style-type: none"> よくあてはまる どちらかといえばあてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない 全くあてはまらない <p>Q9 授業の内容はよく理解できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> よくあてはまる どちらかといえばあてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない 全くあてはまらない 	<p>Q10 教員がはっきり示さなければ、授業の要点がつかみにくい。</p> <ol style="list-style-type: none"> よくあてはまる どちらかといえばあてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない 全くあてはまらない <p>Q11 授業でノートをとるのは、教員が板書をするときに限られる。</p> <ol style="list-style-type: none"> よくあてはまる どちらかといえばあてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない 全くあてはまらない <p>→ SQ (Q11で、1と2に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>それはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ノートをとらなくても、十分に理解、記憶できるから 同じことがテキストや配布資料などに書かれているから 板書されたことが、授業の要点だと思うから 話を聞いただけでは、それを要約してノートをとることができないから 授業のスピードに追いつけないから ノートをとるのが面倒だから 単位の取得には、板書をノートに写すだけで十分だから <p>Q12 授業で扱われたことがらについては、試験の有無にかかわらず、その都度確認・復習する。</p> <ol style="list-style-type: none"> よくあてはまる どちらかといえばあてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない 全くあてはまらない <p>→ SQ (Q12で、4と5に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>それはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業で十分理解できているから どう確認すればいいのかわからないから 確認・復習する時間がないから 確認・復習するのが面倒だから そこまでしなくても、単位は取得できるから
<p>(続いて、あなたのふだんの学習に対する意識についてお聞きします)</p> <p>以下のQ13からQ17までの項目について、あなたはどの程度同意しますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。</p> <p>Q13 大学の授業でわからないことがあれば、自分から確認すべきだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 強く同意する どちらかといえば同意する どちらともいえない あまり同意しない 全く同意しない <p>Q14 大学の授業内容に十分理解できないことがあるとすれば、それは学生の学力に問題があるからだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 強く同意する どちらかといえば同意する どちらともいえない あまり同意しない 全く同意しない <p>→ SQ (Q14で、1と2に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>それにはどのような対策が必要だと思いますか。必要だと思う番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学での補習授業 学生個人の努力 大学に入学するまでの教育の見直し (大学の授業に関連した内容を組み込むなどの)大学入試制度の改革 その他(具体的にお書きください) <p>Q15 教育者としてみた場合、大学教員の力量には問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 強く同意する どちらかといえば同意する どちらともいえない あまり同意しない 全く同意しない <p>Q16 教員は、授業の要点を板書や説明で強調すべきだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 強く同意する どちらかといえば同意する どちらともいえない あまり同意しない 全く同意しない 	<p>Q17 大学教員は、授業を受けるだけで内容が十分理解できるように努めるべきだ</p> <ol style="list-style-type: none"> 強く同意する どちらかといえば同意する どちらともいえない あまり同意しない 全く同意しない <p>→ SQ (Q17で、1と2に○をつけた方のみにお聞きします)</p> <p>それはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> それが教員の責務だと思うから 授業を受ける以外にどう学習すればいいのかわからないから 授業以外に学習の時間がとれないから 授業以外に学習するのが面倒だから その他(具体的にお書きください) <p>()</p> <p>(さいごに、あなたの学習活動に対するお考えについてお聞きします)</p> <p>Q18 あなたは、大学生の学習活動を推進していくために必要なものは何だとお考えですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学生の基礎学力の向上 大学の授業改善 大学の設備・教材の充実 個別的な支援体制 大学に入学するまでの教育機関(高等学校など)との連絡・連携 その他(具体的にお書きください) <p>()</p> <p>Q19 大学生の学習活動について、あなたはどのようにお考えでしょうか。その望ましいあり方や必要な支援など、あなたの考えをご自由にお書きください。また、この調査についてご意見がございましたら、あわせてお書きください。</p> <p>質問は以上で終わります。調査にご協力いただき、どうもありがとうございました。</p>

介護保険制度導入後の介護の社会化について[※]

楠 山 大 暁

- 1 はじめに
- 2 介護の社会化の動向
- 3 先行研究
- 4 利用データ
- 5 モデル
- 6 推定結果
- 7 さいごに

1 はじめに

2000年に介護保険制度が導入されて17年が経過した。介護保険制度導入は、3世代世帯の減少、単身世帯の増加といった家族の縮小によって、家族による介護労働の供給が困難になる中で、介護労働を広く社会全体で担うことを目的とするものであった。なかでも、介護保険制度以前、無償労働によって介護労働を一手に担ってきた女性を性別役割分業から解放することを目指していた。このような理念のもとスタートした介護保険制度であるが、厳しさを増す保険者財政、要介護者の大幅な増加などが相まって、必要な介護サービスの給付が抑制されている可能性も指摘されている。

介護保険制度は介護の社会化を促しているのだろうか。この点について、先行研究では、家族介護者の同居の有無、性別、学歴の違いなどに着目して、公的な介護サービスが家族介護に代替するか、また、介護サービスの導入が家族介護者の介護時間をいかに減少させたかを明らかにしている。しかしながら、介護サービスの供給要因に注目して、供給体制の拡充とサービスの利用増加がいかにして家族介護者、とりわけ女性の介護時間に影響を及ぼしているかを都道府県別のパネルデータを用いて明らかにしようとした分析は無いようである。

そこで本稿の目的を次のとおりとする。介護保険制度導入後の2006年、2011年、2016年の3時点で亘る都道府県別のパネルデータを整理する。被説明変数として女性の介護時間を選択し、介護時間の決定要因として、介護サービスの供給体制に関わるデータを想定する。推定の際は、内生性の問題も考慮しつつ両者の関係を明らかにした。本稿の貢献は、介護サービスの供給要因が女性の介護時間に与えた影響を、全国的な傾向として明らかにしたところにある。

推定の結果、以下が明らかになった。女性が自身の機会費用等を勘案しつつ、自己負担額を増加させれば介護時間は減少すること、また、供給体制の量的な目安となる要介護者1人あたりのサービス従事者が増加すれば、同じく介護時間が減少することが示された。その一方で、介護サービスの平均利用率

※ 本稿の作成にあたり、青森公立大学の木立力教授から有益なコメントを頂くことができた。ただし、本稿に残された誤りは全て筆者の責任である。

¹⁾ このような状況を藤崎(2008)は、「介護の再家族化」と表現している。

が上昇したとしても、介護時間の減少に必ずしもつながらないことが示唆された。これは、介護保険が提供する居宅サービスが必ずしも家族の介護労働を代替しているわけではないことを表しており、居宅サービスの質的な面における課題を示しているものと思われる。

本稿の構成は以下のとおりである。つづく2節では介護保険制度導入以降の介護の社会化の動向について確認するとともに、本稿で明らかにすべき課題について述べる。3節では先行研究を踏まえ、本稿の意義について議論する。4節では本稿の分析に用いるデータを確認する。5節ではモデル式を想定する。6節では推定結果を示し、その結果が意味するところを議論する。7節はまとめにあてられる。

2 介護の社会化の動向

介護保険制度は2000年にスタートしたが、制度導入以前は、必要な介護労働は主に女性の無償労働によって担われてきた。介護保険制度導入によって、女性をこのような性別役割分業から解放して、介護労働が広く社会化されることが期待された。介護保険制度がスタートして17年が経過するなかで、介護に係る社会インフラは確かに整備されてきており、家族介護の負担が介護保険以前の社会福祉制度及び老人保健制度時代よりも軽減されている側面はあるだろう。しかしながら、その一方で、介護保険制度導入以降、厳しさを増す財政状況を反映して介護保険サービスの給付抑制につながるような制度改正もなされてきた。果たして、介護保険は介護の社会化を実現しているのだろうか。そこで本節では介護保険制度導入後の家族介護をめぐる現状を確認するとともに、本稿で明らかにすべき課題を整理する。

2.1 介護保険制度の導入と家族介護の変容

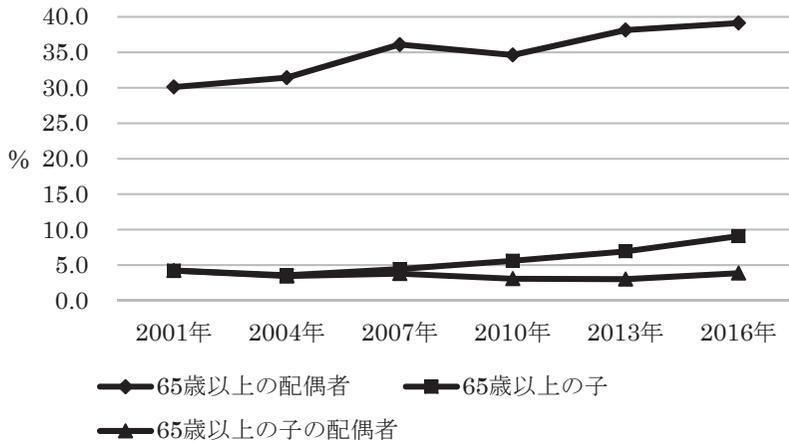
まず、家族介護者の状況を確認する。図1には、主な家族介護者のうち65歳以上である者の割合の推移を、要介護者との続柄別に示している。これをみると、介護保険制度導入後の17年の間に介護者の高齢化が進展していることがわかる。

65歳以上の配偶者の割合が2001年の30.1%から2016年の39.1%まで上昇しており、いわゆる老老介護の実態を示している。また、65歳以上の子の配偶者の割合が横ばいである一方、65歳以上の子の割合が2001年の4%から2016年の9.1%まで倍増している。昨今の未婚率上昇の影響が出ているものと思われる。

このように介護を担うべき家族の力は確実に低下している。介護保険制度導入以降、介護に係る社会資源が整備されてきたとしても、それが家族の力の低下を補うものかどうかは不断の検証が必要となるだろう。

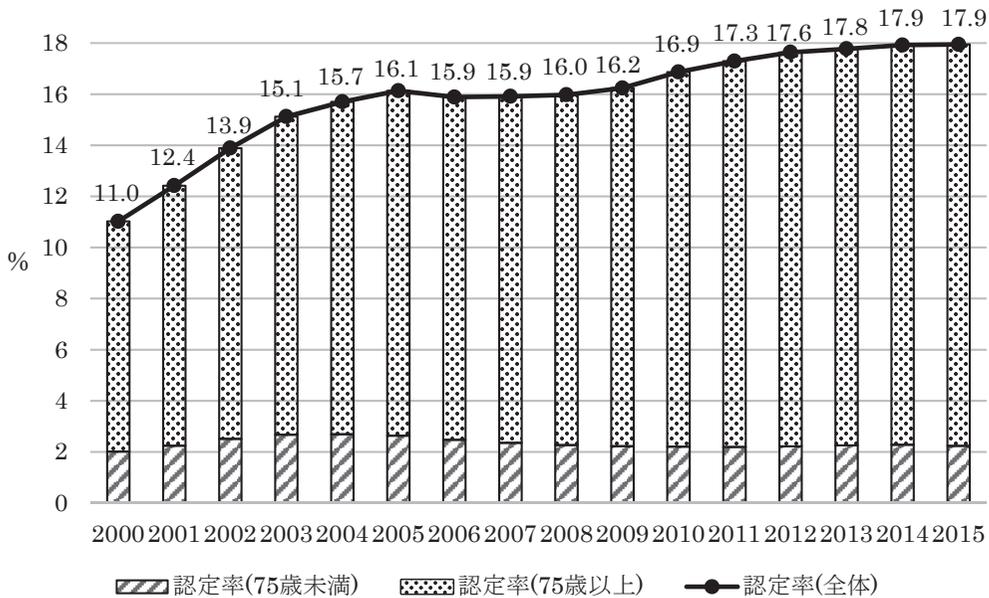
次に要介護者の状況を概観する。図2には認定率の推移を示している。認定率は第1号被保険者に占める要支援者を含めた要介護者の割合である。この図によれば、65歳以上75歳未満の前期高齢者の認定率は2%程度で横ばいである一方、75歳以上の後期高齢者に関して、2000年には9%程度であったところ、2015年には15%になるまで上昇している。制度導入後の認定率の上昇は、後期高齢者の認定率の上昇で説明できる。このような認定率の上昇は制度の浸透を表している。要介護度を認定する認定権者は保険者である市町村である。したがって、認定に際して市町村財政の状況が反映される可能性があるため、認定率の水準が適正かどうかという論点は当然考えられるものの、介護保険サービスを利用する者が確実に増加しているという点では介護の社会化は促されているといえるだろう。

<図1 65歳以上の主な介護者の要介護者との続柄別割合の推移>



(出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成)

<図2 年齢別認定率(全国)の推移>



(出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」より作成)

2.2 平均介護度の推移

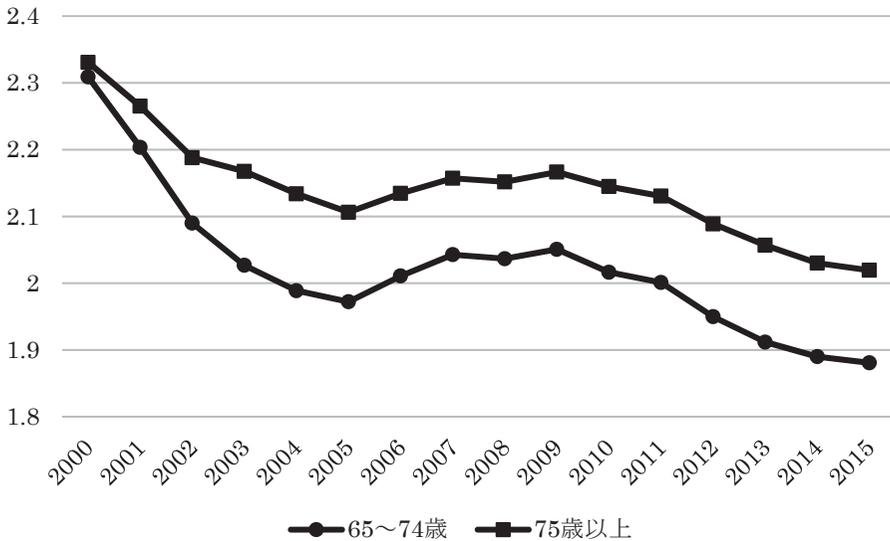
2.1で、介護保険制度導入後の認定率の推移を確認した。ここでは、認定された要介護者の要介護度の状況を確認する。図3は、平均介護度の推移を示したグラフである。ここでいう平均介護度は、次のとおり計算している。

$$\text{平均介護度} = 0.375 \times \frac{\text{要支援認定者の総数}}{\text{要支援・要介護認定者数の総数}} + \frac{\sum_{i=1}^5 i \times \text{要介護度 } i \text{ の認定者数}}{\text{要支援・要介護認定者数の総数}}$$

ただし、要支援者に関して、要支援者のシェアに0.375を乗じているのは、厚生労働省（2014）の資料に倣っている。

図3によれば、平均介護度は、介護保険制度がスタートした2000年が最も高く、その後低下し続け、2005年の介護保険法改正を経て、横ばい傾向が続いたものの、2009年度以降、再び低下傾向にある。2.1で確認したとおり、認定率が上昇する一方で、平均介護度が趨勢的に下落しているのは、厳しさを増す保険者の財政状況を反映している可能性がある。もし仮にそうだとするならば、本来であれば必要な介護サービスの給付が抑制されていることになり、藤崎（2008）が指摘するような「介護の再家族化」ともいべき現状が存在するものと思われる。

＜図3 年齢別平均介護度（全国）の推移＞



（出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」より作成）

2.2 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは大きく分けて施設サービスと居宅サービスの2つに分けることができる。このうち、家族介護者の負担軽減の観点から重要となってくるのが居宅サービスである。施設サービスに関しては、例えば要介護者が特別養護老人ホームに一度入居してしまえば、家族介護者の負担は、経済的な負担を別にすれば、一挙に軽減されるであろう。それに対して、自宅での家族介護を選択する場合、家

²⁾ 厚生労働省社会保障審議会『平成27年度介護報酬改定にむけて（特定施設入居者生活介護等について）』の資料に平均介護度算出の考え方が記されている。それによれば、要支援者については、「利用者数に0.375を乗じて平均介護度を算出」している。しかしながら、0.375という数字の根拠については特段言及されていない。

家族介護者は利用できる介護保険の居宅サービスや自己負担額などを勘案しながら、家族の手による介護時間を決定するであろう。したがって介護サービスの中でも居宅サービスの供給体制がどれくらい充実しているかが、家族介護者の負担軽減を考える上で重要である。

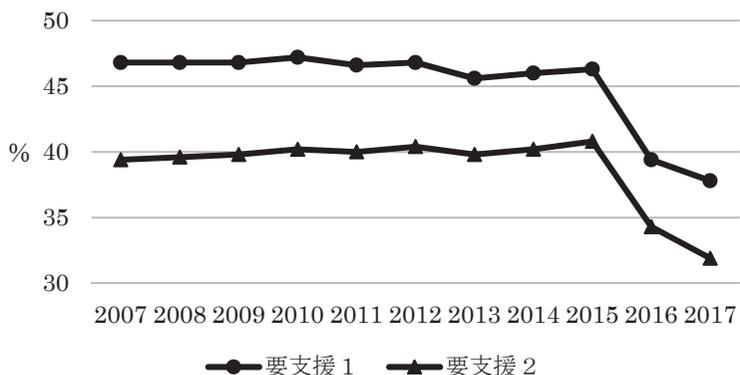
ここでは、介護サービスの供給要因について議論する。2.1で認定率の上昇により、介護サービスの利用者が増加している様子を確認した。それでは要介護者はどのように介護サービスを利用しているのだろうか。

図4及び図5には要介護度別の支給基準限度額に対する居宅サービスに関する平均給付単位数の割合を平均利用率として示してある。要支援1に関しては概ね47%で推移していたところ、2016年、2017年と平均利用率が急激に減少している。要支援2についても同様に、40%程度で推移していたところ、2016年、2017年に減少している。この点について、結城(2015)は、2015年4月の介護報酬の改定を受けて、要支援1、2といった軽度者が利用するデイサービスの報酬が、約20%もマイナスとなり、介護事業者の経営が厳しくなったため、同年4月以降、要支援1、2の新規利用者は受けず、要介護度1～5の高齢者に限定して事業展開する方針を打ち出した事業所があることを報告している。要支援1、2の平均利用率が急減している背景にはこのような事情が横たわっているものと思われる。

要介護度1～5の平均利用率は趨勢的に上昇傾向にあるものの近年に入り横ばいか、2015年以降若干の低下が読み取れる。直近の2017年のデータによれば、居宅サービスの平均利用率が最も低い要介護度1で44.6%、最も高い要介護度5で65.3%となっている。これらの平均利用率の数値を高いとみなすか低いとみなすかは議論の分かれるところであろう。この点について、榊原他(2014)では、2008年に大阪府東大阪市で実施された「居宅介護サービス利用に関するアンケート調査」の結果を分析し、介護サービスを限度額いっぱいまで使わないのは、「自己負担(額)が増える」、「親戚や近所の手助けがある」からだと結論づけている。いずれにせよ、単に自己負担額の上昇を嫌って介護サービスの利用を抑制しているのであれば、逆に介護サービスの利用率が上昇すれば家族による介護時間が減少するなど、家族介護の負担が軽減されるであろう。

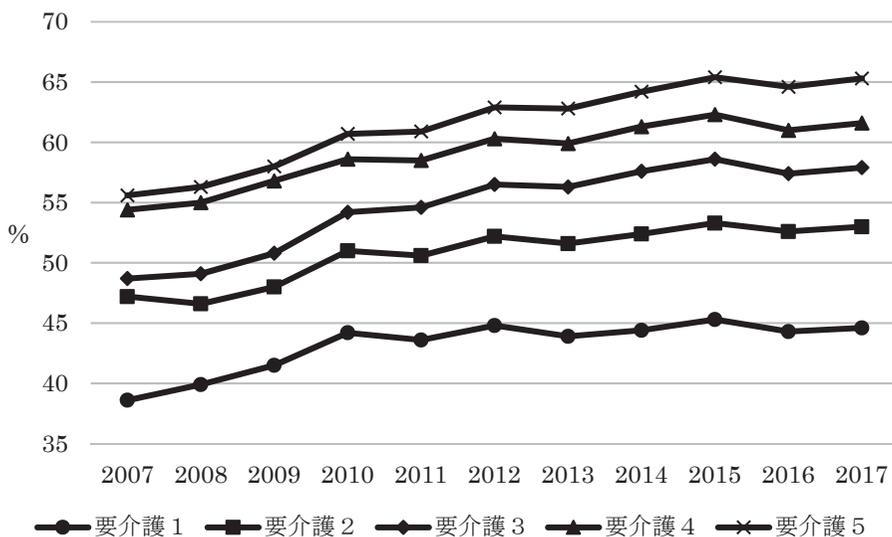
以上の議論をまとめると次のとおりとなる。介護保険制度導入以降、介護サービスの平均利用率はおおむね上昇傾向にあったといえる。その一方で近年では、軽度の要支援者のサービス利用率が制度的な要因で急減しており、また、要介護者についても、サービスの利用率は近年横ばいになりつつある。自己負担の増加を嫌うという先行研究の調査結果があるものの、その他の何らかの要因でサービスの利用が抑制されているとするならば、介護の社会化に逆行しているといえるであろう。

<図4 居宅サービスの平均利用率（要支援）>



(出所：厚生労働省「介護給付費等実態調査」より作成)

<図5 居宅サービスの平均利用率（要介護）>



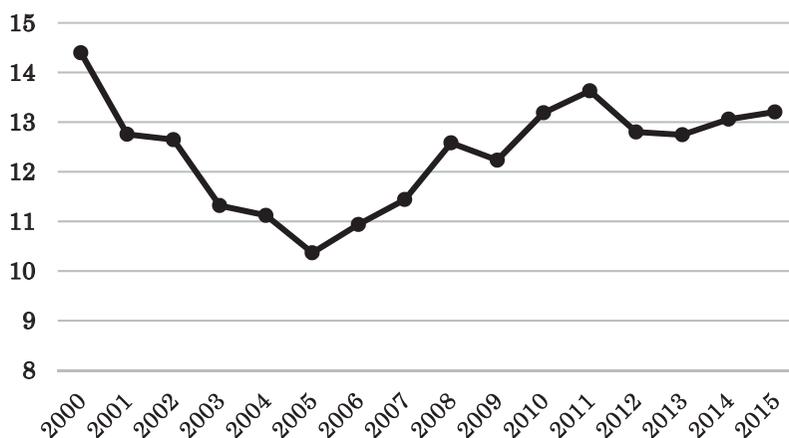
(出所：厚生労働省「介護給付費等実態調査」より作成)

2.3 居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数の推移

介護サービスの供給体制を考える上で重要な要因の1つとして考えられるのが、介護サービスに従事する者の数である。なぜなら、介護サービスは比較的、労働集約的な産業だからである。特に2.2で確認したとおり、家族介護者の負担軽減を考えた場合、居宅サービスへの従事者数の増減が重要となってくるであろう。図6には全国ベースでみた居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数の推移を示してある。「介護サービス施設・事業所調査」によれば、居宅サービス従事者数は、介護保険制度がスタートした2000年には17万7千人だったところ、2015年には46万9千人まで増加している。したがって、単純な量的な面で居宅サービスの供給体制は拡大しているといえるであろう。しかしながら、居宅サー

ビス従事者数1人あたりの要介護者数の推移をみると、サービスは趨勢的に充実してきたと手放しでいえない。図6を確認すると、2000年から2005年にかけて、居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数は減少しているが、その後上昇に転じている。つまり、2006年以降の居宅サービス従事者の増加は、要介護者の増加に追いついていない現状が存在していることを窺うことができる。

＜図6 居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数（全国）の推移＞



（出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「介護保険事業状況報告」より作成）

2.4 介護時間の推移と家族介護の負担軽減

以上、検証してきたとおり、2000年の介護保険制度導入以降、介護サービスの供給体制は整備され、制度も浸透してきたといえる。しかしながら、平均介護度の上昇、居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数の上昇など、介護の社会化が一方向的に進んでいるわけでもないことを確認することができた。介護の社会化を阻む要因は、保険者である市町村財政の悪化、介護サービスの供給体制の拡大を上回るペースで進行する要介護者の増加である。これら、介護の社会化を阻む要因が顕著な場合、「介護の再家族化」といった事態に至ってしまうであろう。では、介護保険制度以降、家族介護者の負担はどのように変化したのだろうか。その1つの目安となるものが介護時間の推移である。総務省が5年おきに実施している「社会生活基本調査」には分単位で介護時間が集計されている。表1が示しているのは、2006年以降、介護を行った者の1日あたりの週全体の平均時間である³⁾。なお、「社会生活基本調査」では、行動者平均時間として集計されている。

表1によれば、2006年から2016年の10年間で介護時間は133分から123分まで10分減少している。行動者の属性を女性に絞ると、介護時間減少の傾向はさらに顕著となり、134分から122分までの12分の減少となる。一方で、男性の介護時間は、2006年から2016年の10年間で6分減少しているものの、

³⁾「社会生活基本調査」では、この他に、曜日ごとの行動者平均時間が集計されている。さらに、男女の別、年齢、有業・無業の別など、行動者の属性ごとに分類されている。表1に示しているのは、様々な属性の行動者平均時間を、さらにすべて平均した時間である。

2011年から2016年にかけては3分間上昇している。これは、近年の生涯未婚率の上昇、女性の社会進出の進行などと相まって、これまで女性に任せていた介護労働の役割を男性においても負担しなければならなくなった現状を表しているものと思われる。今後は女性のみならず、男性の介護労働の負担も重要な論点となってくるであろう。

いずれにせよ、「社会生活基本調査」によれば、介護時間の減少が認められ、介護保険の導入によって介護の社会化が促されていることが確認できる。しかしながら、「社会生活基本調査」のデータはあくまで行動者平均時間であることに注意を要する。家族介護者の中には生活の大部分を介護にとられている者も存在する。その様な家族介護者の中には、介護に従事することによって、離職を余儀なくされるような場合も当然あるであろう。厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」の介護票は、同居の主な介護者の介護時間を「ほとんど終日」、「半日程度」、「2～3時間程度」、「必要なときに手をかす程度」等に区分し、要介護度別に要介護者数をこれらの区分に当てはめて集計している。表2は、2016年に実施された「国民生活基礎調査」に基づいて作成したものである。同居の主な介護者約5万8千人を先に述べた介護時間に応じて分類している。表2によれば、「必要なときに手をかす程度」が最も多い44.4%である一方で、「ほとんど終日」と答えている者がその次に多い22.1%となっている。「半日程度」までを含めると33%にのぼる。半日以上を介護に費やすことを余儀なくされれば、その者の生活は一変するであろう。「社会生活基本調査」で確認したとおり、全体的な傾向としては、介護時間は減少しているなかで、生活の大部分を介護に奪われている層も一定数存在することを認識しておくことは重要である。

<表1 介護時間（全国）の推移>

	(単位：分)		
	全体	男性	女性
2006年	133	132	134
2011年	124	123	124
2016年	123	126	122

(出所：総務省「社会生活基本調査」より作成)

<表2 家族介護者の介護時間(2016年)>

介護時間	割合
ほとんど終日	22.1%
半日程度	11.0%
2～3時間程度	10.7%
必要なときに手をかす程度	44.4%
その他	8.0%
不詳	3.8%

(出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成)

⁴⁾「国民生活基礎調査」では、国勢調査区から層化無作為抽出した地区における要介護者・要支援者を調査の客体としている。

2.5 明らかにすべき課題は何か

本節で議論してきたとおり、2000年に介護保険制度が導入されて以降、要支援者を含めた要介護者の認定率の上昇、居宅サービスの平均利用率の上昇、居宅サービス従事者の増加が認められた。これは制度の浸透及び拡充を表しているものであり、介護の社会化を促している要因である。その一方で、平均介護度の低下、居宅サービス従事者1人あたりの要介護者数の増加もまた認められた。これらは逆に介護の社会化の阻害要因となるであろう。したがって、これらのデータの推移を確認するだけでは、家族介護者の負担が軽減されているかどうかは判然とししない。本稿の課題は、これらの要因の変化が、家族介護者の負担にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることである。家族介護者の負担を表す指標として本稿では介護時間を取り上げる。特に、介護保険は女性を性別役割分業から解放することを大きな目的の1つとして導入された制度であるから、女性の介護時間に注目することには一定の意義が認められるだろう。本節で議論した指標が介護の社会化を促す要因であれば、女性の介護時間を減少させる方向に働くであろう。このような経路を明らかにすることは、今後の介護政策において、いかなる要因に注目すれば家族介護者の負担軽減につながるかを考える上で有益であろう。そこで次節では関連する先行研究を確認し、4節以降で、推定するデータ及びモデルについて議論する。

3 先行研究

3.1 介護サービスと家族介護の代替性

介護サービスが家族による介護に代替するかといった点を定量的に分析したものととして菊池（2012）がある。菊池（2012）では、同居の家族介護者が存在することによって介護サービスの利用量がどう変化するかを、福島県三春町の個票データを用いたプロビット推定で検証している。推定結果によれば、同居の家族介護者や配偶者が存在すると、訪問系サービスの利用が抑制されるものの、要介護度が上昇すると、同居家族や配偶者が存在する方がサービスの利用が高くなることが報告されている。また、通所系サービスでは、同居の家族介護者及び配偶者が存在すると、当該サービスの利用が促進されるという結果が得られており、当該サービスが家族介護者のレスパイト・ケアとして機能している可能性が示唆されている。

以上から菊池（2012）は、①家族による介護労働は、要介護者の介護度が軽度の間は代替機能を有するが、重度になると、むしろ利用を拡大させる、②通所系サービスは家族介護を一時的に代替するため、同居の家族介護者が存在する場合、当該サービスの利用を拡大させるとの結論を下している。

3.2 介護サービスの利用と家族介護者の介護時間の関係

介護保険サービスの利用開始が家族介護者の介護時間を減少させているかどうかを検証する先行研究に菅他（2014）がある。菅他（2014）では、「社会生活基本調査」の匿名データに基づき、介護保険導入前の1996年、導入後の2001年、2006年の3時点に亘るパネルデータを用いてDIDモデルの手法で、介護サービスの導入が家族の介護時間に与えた影響を分析している。具体的には2000年の介護保険導入を自然実験と捉え、介護保険第1号被保険者となる65歳以上の家族を介護する者をトリートメントグループ、介護保険第1号被保険者とはならない64歳以下の家族を介護する者をコントロールグループとして、2グループ間の介護保険導入前後の平均的な介護時間の差に注目した効果分析を行っている。菅他（2014）では、介護時間を決定する要因として女性介護者の学歴、介護者の配偶者の有無、年齢といっ

た、家族介護者の属性を選択している。DID分析の結果、介護保険導入後の2006年には、女性のうち、短大・高専以上の高学歴グループで、介護保険導入の介護時間への負の効果が報告されている。

3.3 本稿における分析

以上において検討してきた先行研究の成果を踏まえ、本稿では、女性の介護時間の決定要因を主として、2節で議論した介護サービスの供給要因に求める。本稿の意義は次のとおりである。菊池(2012)は、分析対象を福島県三春町に絞っており、全国的な傾向が必ずしも明らかになっていない。この点、菅他(2014)では、大規模調査である「社会生活基本調査」から得た匿名のマイクロデータを活用しているため、サンプルセレクション・バイアスの可能性は低く、より全国的な傾向が明らかにされているであろう。しかしながら、3.2で議論したとおり、介護時間を決定する要因を主に介護者の属性に求めており、介護保険制度導入後の、介護に係る社会インフラの整備・拡充が女性の介護時間にかなる影響を及ぼしているかは判然としない。菊池(2012)においても同居家族の有無、配偶者の有無が介護サービスの利用を促進するかといった点に分析の主眼が置かれているため、介護サービスのへのアクセスの容易さが女性の介護時間を軽減するかどうかは分からない。そこで本稿ではこの点を明らかにするため、2節で議論した要因に関するデータを都道府県別のパネルデータの形に整理して、女性の介護時間の決定要因を推定する。

4 利用データ

本節では分析に用いるデータについて検討する。本稿での分析にあたり、2006年、2011年、2016年の3時点に亘る都道府県別のパネルデータを利用した。なお、本稿で利用したデータの記述統計量は表3に示している。

介護時間を集計している代表的な政府統計として、「国民生活基礎調査」や「社会生活基本調査」などがある。このうち、「国民生活基礎調査」の介護票は、2.4で確認したとおりの方法で介護時間を集計している。ただし、都道府県別のデータはなく、詳細な介護時間や、介護者の性別も不明である。一方、「社会生活基本調査」は介護に要した時間を分単位で集計しており、介護を行った者の属性も得ることができる。本稿の目的は、介護保険制度の導入、浸透が女性の介護負担を軽減しているかどうかを明らかにすることである。そこで本稿では「社会生活基本調査」のデータのうち、都道府県別、15歳以上の女性の行動者平均時間を利用する。

居宅における介護サービスの自己負担額は「介護給付費等実態調査」から得た。「介護給付費等実態調査」の当該年度における累計利用者負担額を、当該年度における要介護者数で除して、要介護者1人あたりの自己負担額を算出した。ただし、ここでいう居宅の介護サービスに係る利用者負担額には、介護予防サービスの金額も含めている。なお、表3に示している自己負担額は1万円単位である。

図7には、以上の女性の介護時間と介護サービスの自己負担額の関係を散布図として示している。サンプルサイズは141である。散布図からは介護サービスの自己負担額が増加すると、女性の介護時間が減少する関係が見てとれる。

市場における介護サービスの供給要因を表す変数として、本稿では、居宅サービスの平均利用率と要介護者1人あたりの介護サービス事業の従事者数を想定した。このうち、居宅サービスの平均利用率は、「介護給付費等実態調査」において集計された数字をそのまま利用している。要介護者1人あたり従事者数は「介護サービス施設・事業調査報告」から得たデータを、自己負担額と同様に、当該年度における要介護者数で除して算出した。なお、要介護者数は「介護保険事業報告」から得ており、要支援者数

も含めている。

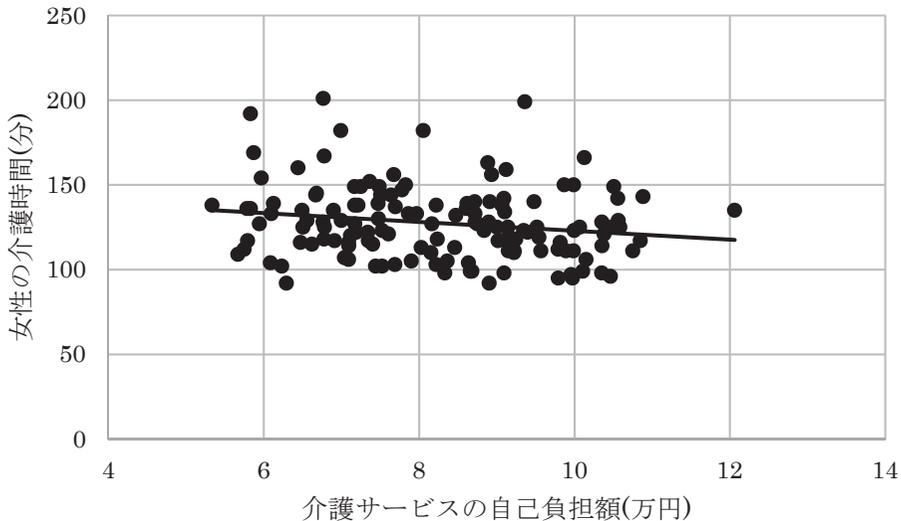
以上で述べたデータを利用すれば、女性の介護負担を表す介護時間と、自己負担額の間にある代替関係や介護にかかる社会資源の充実との関係を明らかにすることができるであろう。本稿で想定したモデルの詳細は次節で検討するが、自己負担額の決定要因として、平均介護度、都道府県別の失業率、女性の賃金を取りあげる。女性の賃金データは、「賃金構造基本統計調査」の短時間労働者1時間あたり所定内給与額から得ている。当該データを利用したのは、短時間労働者の方が、月額給与が支給されている一般労働者よりも、自己負担額を決める際に、より明確に自身の機会費用等を考慮すると思われるからである。なお、平均介護度の定義は2.2で述べたとおりである。

<表3 記述統計(サンプルサイズ:141)>

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
女性の介護時間	127.46	21.25	92	201
介護サービスの自己負担額	8.25	1.45	5.33	12.06
介護サービスの平均利用率	49.34	4.46	35.15	62.34
要介護者1人あたり従事者数	15.44	4.22	6.51	25.45
平均介護度	2.10	0.13	1.75	2.37
失業率	3.66	1.03	1.7	7.6
賃金	938.78	83.99	765	1236

(出所:筆者作成)

<図7 女性の介護時間と介護サービスの自己負担額の関係>



(出所:筆者作成)

5 モデル

5.1 固定効果モデル

本稿の課題は、要介護者1人あたりの介護保険サービスへの自己負担額、介護サービスの供給体制と、女性の介護時間の関係を明らかにすることである。この点を明らかにするために、都道府県別の、2006年、2011年、2016年の、3時点に亘るパネルデータを使用して、固定効果モデルでの回帰式を考える。具体的には以下のとおりである。

$$Y_{it} = \beta_1 X_{1,it} + \beta_2 X_{2,it} + \beta_3 X_{3,it} + \alpha_i + u_{it}$$

固定効果モデルでの推定を行うことの利点は、都道府県によって異なるものの、時間を通じて一定である要因をコントロールできることにある。そのような要因は本モデルでは α_i 表されている。これは、たとえば地域固有の介護のあり方に関する意識といった観察され得ない要因を表している。

被説明変数である Y_i は都道府県別の女性の介護時間である。主たる説明変数として用いた X_1 は、都道府県別の介護保険サービス及び介護予防サービスの合計を要介護者数で除したもので、要介護者1人あたりの介護サービスに係る自己負担額を表している。従たる説明変数である X_2 として、都道府県別の居宅サービスの平均利用率を使用した。さらに、従たる説明変数である X_3 として、都道府県別の介護保険の居宅サービス事業所に勤める従事者数を要介護者数で除した要介護者1人あたり従事者数を用いた。

固定効果モデルを使えば、時間を通じて変化しない地域固有の要因を除去するので、このような要因が女性の介護時間と自己負担額の双方に影響して見せかけの相関を引き起こしているといった内生性の問題に対処することができる。本稿では比較検討のため、OLSと変量効果モデルによる推定も行う。

5.2 2段階最小二乗法

5.1で想定した固定効果モデルでは、時間を通じて変化する要因による内生性バイアスが存在する場合、望ましい結果を得ることができない。すなわち、たとえ、固定効果モデルにおける X_1 の係数が統計的に有意に0と異なり、マイナスの値をとったとしても、それがただちに、「介護サービスへの自己負担額の増加が、女性の介護時間の減少をもたらす」という因果関係を表していることにはならない。女性が介護時間を減らしたから自己負担額の増加につながったといった逆の因果も当然考えられる。

そこで、この内生性を考慮するために、内生性への一般的な対処方法である操作変数法を用いた2段階最小二乗法による回帰分析も行うこととする。具体的なモデル式は以下のとおりである。なお、以下の X_1 、 X_2 、 X_3 の定義は固定効果モデル式における定義と同じである。

$$Y = \beta_0 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3$$

2段階目の推定式における各変数は固定効果モデルと同様である。ただし、自己負担額を内生変数とし、平均利用率と従事者数を外生変数としている。平均利用率を外生変数としたのは、従事者数と同じく介護サービスの供給要因を表していると考えられるからである。介護に係る社会的インフラが整備され、介護サービスへのアクセスが良くなると自然と平均利用率は上昇していくであろうし、その逆もまた然りである。さらに、要介護者の状態によって必要な介護サービスのメニューが予め決定されること

によってサービスの利用率が定まることが多く、その結果として家族介護者の介護時間が決定されることになる。

次に、1段階目の推定式として、以下のようなモデル式を想定する。

$$X_1 = \delta_0 + \delta_1 Z_1 + \delta_2 Z_2 + \delta_3 Z_3 + \delta_2 X_2 + \delta_3 X_3$$

ここでは、操作変数 Z_1 として、各都道府県における女性の短時間労働者1時間あたりの所定内給与を選択した。また、 Z_2 として、同じく各都道府県における失業率を用い、 Z_3 として平均介護度を用いている。

平均介護度を操作変数として、1段階目の推定式のみを用いたのは次のような理由による。要介護者の介護度が上昇したからといって、介護者の介護時間が増加するとは限らない。むしろ、重度の要介護状態に陥って寝たきり等になってしまうと、かえって介護時間等が減少してしまう場合も考えられる。結果的に、要介護度と介護時間の相関は存在しないか、もしくは弱いと思われる。特に本稿で用いる平均介護度のデータは2節で議論したとおり、要介護度別の割合で加重して求めたものであるから、女性の介護時間との相関はさらに弱まるであろう。実際、女性の介護時間を平均介護度に単回帰したところ、t値は0.047となり、統計的に有意に0と異ならなかった。その一方で、要介護度によって必要な介護メニューはある程度定まってくることから、平均介護度は自己負担額の決定要因になり得るであろう。

したがって、いずれの変数も、自己負担額の決定要因となり得る一方、女性の介護時間とは相関の程度が弱いと考えられ、操作変数の条件を満たしていることになる。

6 推定結果

6.1 固定効果モデル

内生性によるバイアスが存在しないと仮定したOLSモデルによる推定では、全ての説明変数に関する係数が1%水準で統計的に有意に0と異なった。係数の符号は自己負担額及び従事者数でマイナス、平均利用率でプラスとなっている。女性の家族介護者は自己負担額を増加させることによって、介護時間を減少させている。また、従事者数の増加が、同じく女性の介護時間を減少させている。介護サービスの供給が充実すれば、家族介護者の負担軽減につながる可能性が示唆されている。

その一方で、介護サービスの平均利用率の係数はプラスとなった。介護サービスの利用と女性の介護時間は代替的な関係とはなっておらず、補完的な関係になっているといえる。

次に、変量効果モデル及び固定効果モデルによる推定結果を検証する。変量効果モデルと固定効果モデルによる推定結果を比較すると、変量効果モデルでは、すべての係数が統計的に有意に0と異なっている一方、固定効果モデルでは、平均利用率と従事者数で有意となっていない。また、推定結果の脚注に示しているように、ハウスマン検定を実施すると、固定効果モデルが採択される。このことは、説明変数と女性の介護時間との間に相関はあるものの、それは時間を通じて不変の地域固有の要因によって生じている逆の因果を反映しており、固定効果モデルでその要因をコントロールすると、説明変数と女性の介護時間の関係性が弱まることを示している。

6.2 2SLS

6.1で議論したとおり、固定効果モデルによる推定の結果、内生性の存在が示唆された。そこで内生性バイアスに対処するため、操作変数を用いた2SLSモデルによる推定を行った。

2SLSモデルによる推定では、自己負担額の係数は1%水準で統計的に有意に0と異なりマイナスとなった。また、平均利用率も1%水準で有意に0と異なりプラスとなった。従事者数に関しては5%水準で有意に0と異なりマイナスとなった。

以上の結果から以下のように議論することができる。介護サービスの自己負担額は第1段階の推定で女性の賃金等によって決定されていることから、家族介護者、特に女性は自身の機会費用等も勘案しつつ自己負担額を決定し、機会費用が高いときは自己負担額を増加させることによって介護時間を減少させることができる。また、介護サービスの利用に関しては、サービス利用の増加は介護時間の増加を招いていることから、介護サービスは家族介護とは代替的ではなく、補完的になっている。これは、介護サービスの使い勝手が必ずしも良くないことを示唆している。利用率を上げざるを得ない要介護者を介護している家族介護者は結果的に自身の介護時間も増加させざるを得ない立場に立たされていると思われる。従事者数に関しては、係数の符号がマイナスであることから、介護に関する社会的なインフラが整備されるほど、女性の介護時間を減少させる方向に寄与することが示唆される。

<表4 女性の介護時間決定要因の推定結果>

被説明変数：女性の介護時間				
説明変数	OLS	変量効果	固定効果	2SLS
介護サービスの自己負担額	-3.984*** (1.363)	-4.205*** (1.361)	-4.213** (1.933)	-5.817*** (1.919)
介護サービスの平均利用率	1.290*** (0.448)	1.167** (0.483)	0.133 (0.879)	1.582*** (0.499)
要介護者1人あたり従事者数	-1.125*** (0.416)	-1.043** (0.457)	0.023 (1.046)	-1.072** (0.420)
定数項	114.074*** (19.034)	120.693*** (20.067)	155.300*** (35.109)	113.982*** (19.159)
サンプル数	141	141	141	141
第1段階でのF統計量	-	-	-	47.112
\bar{R}^2	0.100	0.118	0.104	0.095

(括弧内は標準誤差、***: $p < 0.01$ 、** : $p < 0.05$ 、* : $p < 0.1$ 、ハウスマン検定の結果、有意水準10%で固定効果モデルが支持される。)

(出所：筆者作成)

7 さいごに

介護保険制度の導入・浸透が介護の社会化を促しているのかといった点に関して、本稿では女性の介護時間の決定要因を、主として介護サービスの供給体制の拡充に求めて分析してきた。介護サービスの供給体制が質・量ともに拡充しているのであれば、自己負担額を増加させて拡充された介護サービスの利用を増やせば、女性をはじめとする家族介護者は自身の介護時間を減少させることができるであろう。本稿の推定結果によれば、介護サービスの自己負担額の増加が介護時間の減少につながる可能性が示唆された。また、サービスの供給体制の量的な目安となる要介護者1人あたり従事者数についても、この指標が増加すれば、女性の介護時間が減少することが確認された。したがって、これらの点においては介護の社会化は実現しているといえるだろう。しかしながら、介護サービスの平均利用率が上昇するとともに女性の介護時間もまた上昇する推定結果となった。これは、介護サービスの質的な面におけ

る課題をあらわしているものと思われる。介護サービスの利用を拡大させたとしても必ずしも介護時間の減少につながらず、むしろ、介護サービスの利用を拡大させざるを得ないような要介護者を抱えている家族介護者は、介護時間の増加を余儀なくされている。今後の介護政策において、「施設から在宅へ」の流れを鮮明にするのであれば、居宅サービスが家族介護の代替になり得るよう、サービスの内容を改めて検討する必要があるものと思われる。

最後に本稿に残された課題について述べる。本稿は「社会生活基礎調査」から被説明変数である介護時間のデータを得ている。また、その他の説明変数も都道府県ごとのデータを用いている。このように、家族介護者1人ひとりの行動の変化を追ったパネルデータを用いているわけではないため、推定結果はその点を考慮して解釈しなければならないだろう。1日の生活時間の大部分を介護に費やしている家族介護者も一定数存在することからも分かるように、介護時間は家族介護者一人ひとりの個別の事情によって大きく変動する。介護の社会化が達成されているかどうかの検証においては、こういった家族介護者個人の事情を可能な限りきめ細かく捉えた分析が必要不可欠であろう。

参考文献

- 菊池潤 (2012) 「介護サービスは家族による介護を代替するか」井堀利宏・金子能宏・野口晴子編『新たなリスクと社会保障 生涯を通じた支援策の構築』東京大学出版会
- 厚生労働省社会保障審議会 (2014) 「平成 27 年度介護報酬改定にむけて (特定施設入居者生活介護等について)」
- 榎原一恵・伊藤美樹子・三上洋 (2014) 「介護保険サービスの支給限度額に対するサービス利用の実態とサービス利用に影響を与える要因」『甲南女子大学研究紀要. 看護学・リハビリテーション学編』第8号: 13-21
- 菅万里・梶谷真也 (2014) 「公的介護保険は家族介護者の介護時間を減少させたのか? - 社会生活基本調査匿名データを用いた検証 -」『経済研究』第65巻第4号: 345-361
- 藤崎宏子 (2008) 「訪問介護の利用抑制にみる『介護の再家族化』」『社会福祉研究』第103巻: 2-11
- 結城康博 (2015) 『在宅介護 - 「自分で選ぶ」視点から』岩波新書

ユーロ危機後のスペインの労働市場改革

畠 山 光 史

要 旨

本稿は、2008 年秋以後の世界金融危機および 2012 年のユーロ危機といった経済危機下のスペインにおける失業問題とそれに対応するために実施された労働市場改革について、長期的な制度変化という分析視角から考察するものである。本稿の結論は次の 3 点に要約できる。第 1 に、世界同時不況下のスペインの失業構造の特徴として、失業率が欧州連合 16 カ国の平均と比較して高水準であり、特に若年層(15 歳から 24 歳まで)と女性において高さが際立っていることが指摘できる。第 2 に、スペインの失業構造のもうひとつの特徴として、特定の社会集団(若年層と女性)の非正規雇用率(雇用者に占める非正規雇用者の割合)の高さおよびその変動性の低さが挙げられる。第 3 に、2012 年の労働市場改革の特徴として、ネオ・クラシカリアン的な政策思想とケインジアン的な政策思想の双方が認められ、改革の内容に質的变化が生じていることが指摘できる。

1 序論

2008年9月のリーマン・ブラザーズ証券破綻を嚆矢として始まった世界金融危機により、1990年代後半以来持続してきた世界的好況は終わりを告げた。すなわち、2008年までの好況は金融部門の拡張を伴った「金融バブル」およびそれと関連した「住宅建設バブル」に支えられた砂上の楼閣であったことが白日の下に晒された。その後、世界経済、特に欧州経済は1929年の世界大恐慌以来と称される「大不況」に突入した。とはいえ、欧州連合（European Union：EU）、欧州中央銀行および各国政府の政策対応・大規模介入等により、「大恐慌」への発展は避けられた。しかし、ギリシャの財政危機が2010年4月にユーロ危機へと発展し、その後断続的に「ユーロ崩壊」あるいは「EU解体」と巷で呼ばれるような欧州経済の危機が叫ばれるようになった。このような状況は2012年8月まで続いた。とりわけ、住宅建設バブルの崩壊および財政危機に直面した南欧諸国（ポルトガル、イタリア、ギリシャ、スペイン）の経済停滞（経済成長率の低迷・マイナス成長および失業率の急上昇）は顕著であり、ほかのEU加盟諸国（西欧・北欧）との経済格差の拡大がみられる。

以上が2008年9月以降の欧州経済危機¹⁾の概要である。本稿では、危機に陥った欧州諸国のうちスペインに注目し、ユーロ危機後にスペインで実施された労働市場改革の特徴について長期的視点に立脚して論じたい。その理由として、従来行われてきたスペインの労働市場改革に関する先行研究は、単独の労働市場改革の内容の紹介あるいは比較的短期間の労働市場改革についての内容比較に重点をおいてきたということが挙げられる²⁾。言い換えれば、これまでのスペインの高失業率問題に関する先行研究の分析視角には、スペインの民主化開始（1976年）以来の制度変化の「経路依存性」（Chavance 2007）という視点が欠落しているといえる。さらには、労働市場改革による制度変化は改革が行われた時点で独立して起きるというものではなく、「歴史的時間」の中で過去からの制度枠組みを伴いながら起きるものであるという分析視角も不十分である。

以上のような問題意識に立脚した上で、本稿では長期的視点からユーロ危機後のスペインで実施された労働市場改革について、その特徴をユーロ危機以前の4つの労働市場改革との比較を通じて明らかにしたい。この長期的分析視角こそが本稿の独自性である。

ところで、畠山・清水（2014）では2008年9月以降のスペインの失業問題および労働市場改革については綿密に研究されていない。したがって、本稿は畠山・清水（2014）の考察の間隙を埋めるものである。

以下、本稿は次のように構成される。最初に第2節において、労働市場改革の経済的背景を理解するために、2008年秋の世界金融危機前後のスペインの失業問題の特徴をEU16カ国との比較を通じて明らかにする。次いで第3節において、2012年の労働市場改革の特徴を示した上で、統計データを利用して改革の効果を評価する。そして最後に結論として、ユーロ危機後にスペインで実施された労働市場改革に関する経済学的インプリケーションを提示する。なお、本稿で使用するデータは経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）の公表データである。

¹⁾ 世界金融危機およびユーロ危機については多数の分析が行われている。例えば、尾上（2016）、遠藤（2016）、経済理論学会（2015）、高谷（2011）、高谷（2015）、トマス（2015）、日本EU学会（2014）、フォーリン＝アフエアーズ＝ジャパン（2012）、Attali（2008）、Boyer（2009）、Dejuán et al（2013）、European Commission（2011a、2011b、2011c、2012a、2012b、2012c、2012d、2013a、2013b、2013c、2013d、2014a、2014b、2014c、2014d）を参照されたい。

²⁾ 詳細は畠山・清水（2014）および畠山（2016）を参照されたい。

2 ユーロ危機後のスペインにおける失業問題

本節では、2008年9月の世界金融危機以降のスペインの失業問題の特徴を示しておく。そのことによって、労働市場改革に至る背景についての理解を深めることができるだろう。したがって、以下では、まずは2001年から2015年までのスペイン経済の動態を示す（2.1項）。次いで、スペインの失業構造の特徴をEU16カ国と比較することによって明らかにする（2.2項）。

2.1 2001年から2015年における経済成長と失業率の動態

2001年から2015年のスペイン経済の長期的動態を観察すれば、2001年から2015年の期間には以下のような2つの中期的景気循環が存在する（図1）。

第1の2001年から2007年の局面において、スペインは2001年から2007年の平均実質GDP成長率³⁾が3.56%と高水準の経済成長を記録し、失業率も2001年の10.55%から2007年の8.23%へと低下し、1990年代までの高失業問題は解決されつつあるかのように思われた。しかも、この期間には労働力が年平均3.26%で増加しつつあるなかで雇用者数も年平均4.18%で増加しており、この期間の経済成長の雇用創出効果は大きかったといえる。スペイン経済は1990年代後半からアメリカ合衆国のITバブル、欧米両地域における住宅建設バブルによる世界好況の影響からスペインにおいてもバブルが発生し、高成長を実現した（畠山・清水 2014）。この景気拡張局面は2008年の世界金融危機によって終わり、実質GDP成長率は2008年に1.12%、そして2009年にはマイナス3.57%と大幅に低下し、失業率に至っては2008年に11.24%、そして2009年には17.86%まで急上昇し、いわゆるPIIGS諸国（ポルトガル、イタリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン）の一員として成長基盤の脆弱性が明らかになった。

第2の2008年から2015年の局面は、世界金融危機およびユーロ危機によって景気後退局面である。この期間の平均実質GDP成長率はマイナス0.44%であるが、労働力率がわずかに上昇しつつある状況（平均0.28%で上昇）で雇用者数が年平均1.71%の速度で減少したことから、失業率は2008年の11.24%から2011年の21.39%まで急上昇した。さらには、2012年にユーロ危機が深刻化した後には、24.79%（2013年）、26.09%（2014年）という、労働力人口の4人に1人程度が失業者であるという世界大恐慌のアメリカ合衆国（1933年）に匹敵する失業率を記録した。

³⁾ 平均実質GDP成長率は期間中の単純平均であり、ほかの変数の平均変化率も同様である。

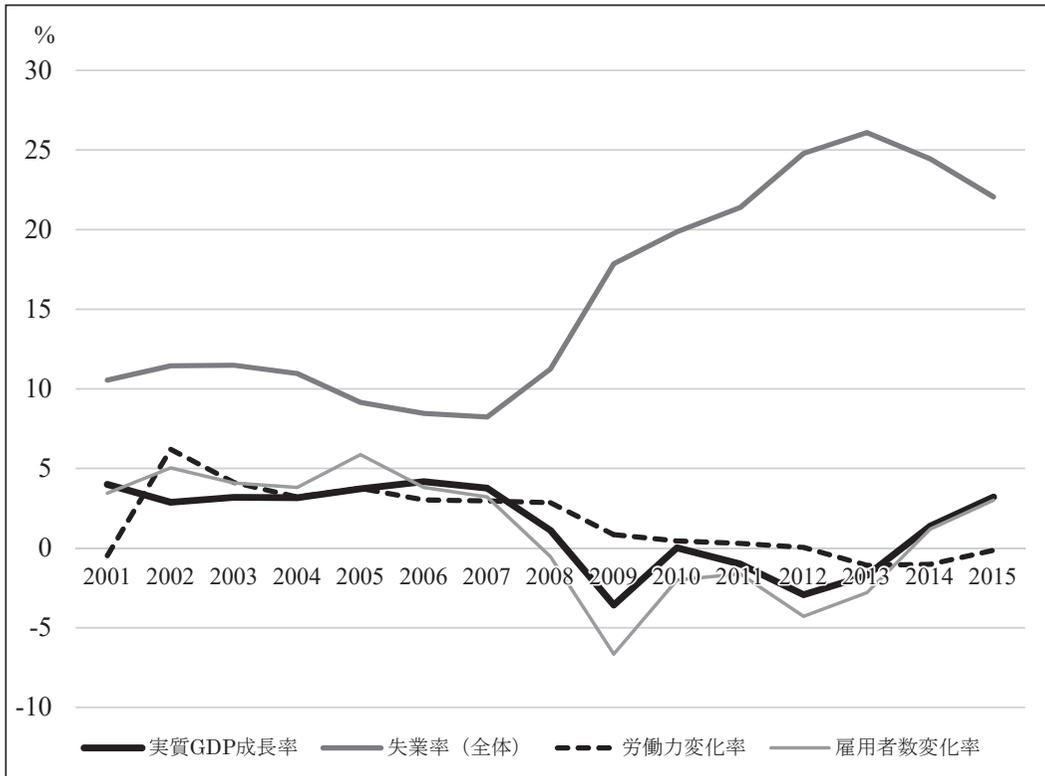


図1：スペイン経済のマクロ経済動態（2001年から2015年まで）
注）OECDのデータに基づき作成。

2.2 スペインの失業構造

以上は2001年から2015年までのスペイン経済の長期的な動態であるが、以下ではこの期間における労働力、就業状態および失業に関する性別・年齢階層別動態を説明し、スペインの失業問題の構造的特徴を示すことにしたい。

労働力率

労働供給（労働力人口）は2001年に0.80%減少したが、2002年以後2012年まで増加し続けている。労働力の平均成長率は2001年から2007年の期間に3.26%、2008年から2015年の期間で0.28%であって、経済成長とともに労働力の供給量も増加している。労働力は以上のように2002年から2012年までは増加傾向にあったが、生産年齢人口（15歳以上64歳以下の総人口）に占める労働力人口の割合である労働力率については以下の通りである（図2a、図2b）。

まず生産年齢人口全年齢階層の労働力率についてであるが、2001年の労働力率は53.00%であり、これはEU16平均の93.83%に相当する水準であった。労働力率はその後2012年まで一貫して上昇して2012年には60.40%（EU16平均の103.27%水準）に達したが、2013年以降は低下に転じ、2014年に59.60%（EU16平均の102.07%水準）にまで低下した後、59.00%台で推移している。以上のことから、スペインの労働力率は、当初EU16平均よりも低水準で推移してきたが、2002年から2012年ま

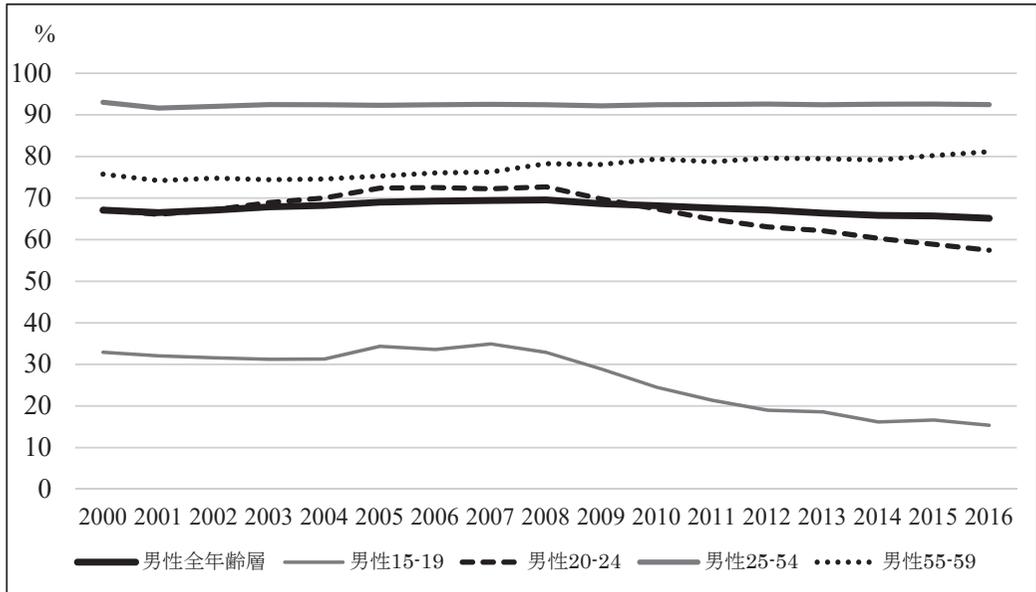


図 2a：男性の年齢階層別労働力率（2000年から2016年まで）
注）OECDのデータに基づき作成。

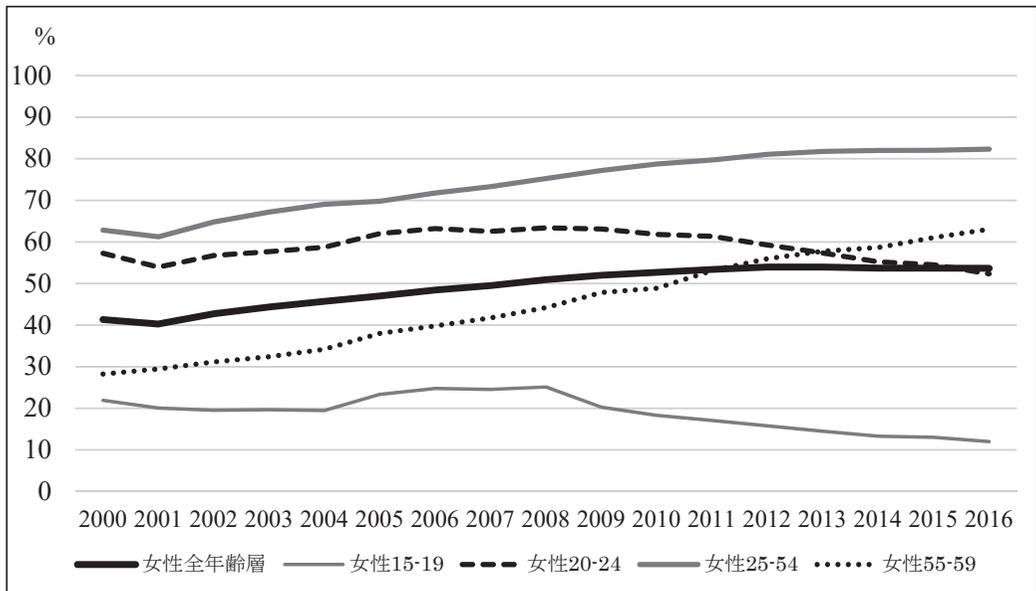


図 2b：女性の年齢階層別労働力率（2000年から2016年まで）
注）OECDのデータに基づき作成。

で上昇を続け、2005年以降はEU16平均にほぼ収斂したといえる。

次に男女別労働力率の推移をみると、男性全年齢階層の労働力率は2001年の66.50%から2008年の69.50%まで上昇した後に低下傾向に転じて2015年には65.70%まで低下した。他方、女性全年齢階層の労働力率は2001年の40.30%から一貫して上昇し続け、2012年には54.00%に達し、生産年齢女性の2人に1人が労働力化するまでになった。以上の男性の労働力率は、全期間においてEU16平均の100.00%強の水準で変動している（2005年から2009年まではEU16平均の104.00%強の水準となっている）。他方、女性の労働力率は、2002年まではEU16平均の85.00%前後の水準で推移していたが、2003年には90.00%水準を超えて上昇を続け、2009年には100.00%水準となり、スペインの女性の労働力化もEU16平均水準に収斂しつつあるといえる。

年齢階層別の労働力率をみると、まず15歳から19歳では男性は2008年までEU16平均の100.00%以上の水準であった労働力率は、ディスカレッジド・ワーカー（discouraged worker）の増加（European Commission 2014d）によって2009年以降低下しEU16平均水準を下回った。女性はすでに2000年以前にEU16平均以下の水準にまで低下していた。20歳から24歳の年齢階層では、住宅建設バブルに支えられた好況の影響もあって上昇し、男性は2001年の66.10%（EU16平均の95.45%水準）から2006年の72.50%（EU16平均の101.69%水準）となった後、反転して2009年以降には60.00%台（EU16平均の88.38%から99.31%水準）に戻っている。他方、同じ年齢階層の女性の労働力率は2001年から2004年の54.00%から58.70%程度（EU16平均の91.17%から95.69%水準）から2005年に突然上昇して2008年には63.40%に達し、その後は2015年の54.50%まで低下しているように変動幅は大きい、2005年から2011年まではほぼEU16平均の水準に達している。25歳から54歳の年齢階層の場合、男性は全期間にわたってほぼEU16平均の水準にあった。これに対して、25歳から54歳の女性は2001年の61.20%（EU16平均の84.64%水準）から2007年の73.30%（EU16平均の95.54%水準）へと傾向的に上昇し、2010年代になるとほぼEU16平均水準の労働力率になっている。最後に55歳から59歳の年齢階層であるが、男性の労働力率は2001年の74.20%から2007年の76.30%まで上昇傾向だったが、その後も上昇が続き2015年には80.20%に達している。このうち2001年から2012年までは男性の労働力率はEU16平均を上回っている。この年齢階層の女性の労働力率は、2008年までEU16平均の63.52%から78.98%水準である29.50%から44.20%程度で推移していたが、2009年以降急上昇し、2011年にはEU16平均の85.96%水準の53.10%、2015年にはEU16平均の91.36%水準である61.10%に達した。よって55歳から59歳の女性の労働力率も25歳から54歳ほどではないにしてもEU16平均に収斂しつつあるといえよう。しかも、2009年以降の労働力率の上昇はほぼ25歳以上女性、特に55歳から59歳の女性の労働力率の上昇に負っていることは明らかである。

以上のように、EU16平均に比べて15歳から19歳の男女および55歳から59歳の女性の労働力率の低さが目立つが、スペインにおいても高齢層の女性の労働力化が進み、25歳から54歳女性の労働力率は2000年代後半にはほぼEU16平均水準に達し、また55歳から59歳女性の労働力率もまた2000年代後半以降にEU16平均水準に収斂しつつある。

就業率と非正規雇用問題

次に、スペインの生産年齢人口に占める就業者の割合である就業率は、高失業率が示しているように低水準に留まっている⁴⁾。全生産年齢人口の就業率は2005年まではEU16平均よりも低水準であったが、2007年までの住宅建設バブルの影響で2001年の47.40%から上昇し始め、2007年には54.40%（EU16

⁴⁾ 労働力率、就業率、失業率の間には、失業率 = 1 - (就業率 ÷ 労働力率) あるいは就業率 = (1 - 失業率) × 労働力率という関係がある。

平均の 100.38% 水準) に達した。しかしながら、全年齢階層の就業率は 2009 年以降 50.00% 台を回復することはなかった。ただし、2010 年代の生産年齢人口全年齢階層の就業率の低さは、景気要因以外に若年層の就業率の低さに起因している。全年齢階層としてスペインにおける就業率の EU16 平均水準からの下方への乖離には、スペイン経済の危機に加えて、20 歳から 24 歳の若年層の労働力化の進展と同じ年齢階層の就業率の大幅な低下 (EU16 平均水準からの下方への乖離、ただし 2013 年で EU16 平均の 57.78% 水準) が影響したといえる。

性別・年齢階層別の就業率をみた場合、まず 15 歳から 19 歳の年齢階層は前述のように男女ともにディスカレッジド・ワーカーの増加によって労働力率そのものが低下している。この年齢階層の男性の就業率は 2001 年の 25.00% (EU16 平均の 91.43% 水準) から 2007 年の 26.60% (EU16 平均の 102.57% 水準) に上昇し、2008 年から 2015 年の期間は 9.18% 前後で変動 (標準偏差 5.55%、最小 5.15%、最大 21.12%) し、女性の就業率は 2001 年の 12.60% (EU16 平均の 56.27% 水準) から 2007 年の 15.70% (EU16 平均の 71.74% 水準) に上昇し、2008 年から 2015 年の期間は 6.39% の周囲で変動 (標準偏差 13.05%、最小 3.44%、最大 13.97%) するようになっている (図 3a、図 3b)。よってこの年齢階層の就業率は、男女ともに 2001 年から 2008 年までは EU16 平均を若干下回っていたが、2009 年以降に大きく低下し、男性の就業率は EU16 平均水準 (29.41% から 37.60% の範囲) で変動するようになった。他方、女性の就業率は EU16 平均の 19.31% から 33.34% 水準で変動しているように、女性の就業率の低さが目立つ (これには失業率が関係しているが、これは次項で説明する)。次に 20 歳から 24 歳の年齢階層であるが、この年齢階層では男女の就業率の振る舞いに大きな差異が認められる。すなわち、20 歳から 24 歳男性の就業率は、2001 年から 2007 年までは全男性の就業率よりも平均して 3.48% 低水準であるが、2008 年から 2015 年までになると平均して 15.70% 低水準である。他方、同年齢の女性の就業率は、2001 年から 2007 年までは全女性の就業率よりも平均して 7.11% 高水準であるが、2008 年から 2015 年までになると平均して 5.45% 低水準である。さらには、2001 年の 40.70% から 2007 年の 51.30% まで上昇した後、傾向的に低下して 2013 年以降には 31.00% を下回り、EU16 平均の 52.27% から 62.20% 水準に留まっている。これは、図 3b にみるように、2008 年以降に 20 歳から 24 歳女性の就業率が大きく低下したにも関わらず、25 歳から 54 歳女性の就業率の低下幅は相対的に小さく、その後 2014 年以降は上昇したからである。

この 25 歳から 54 歳女性の就業率は 2001 年には 52.80% (EU16 平均の 79.31% 水準) にすぎなかったが、2000 年代中頃に急上昇し、2007 年には 66.30% (EU16 平均の 92.92% 水準) となり、この年齢階層の女性は EU16 平均と同程度に就業するようになっている。他方、25 歳から 54 歳男性の就業率は景気変動の影響による増減は認められるものの相対的に女性よりも高く (2001 年から 2007 年の平均 86.42%、標準偏差 0.82%、2008 年から 2015 年の平均 75.15%、標準偏差 4.34%)、EU16 平均の 85.32% から 100.36% 水準で変動している。また 55 歳から 59 歳年齢階層については、男性は男性平均を 15.15% 上回り (2001 年から 2015 年の平均 68.30%、標準偏差 3.60%)、2008 年までは EU16 平均に比べて相対的に高い水準にあるが、2009 年以降は EU16 平均を下回っている。他方、女性の就業率は低く、2000 年代以降は一貫して上昇傾向にあるとはいえ 2015 年時点でも 49.20% (EU16 平均の 78.91% 水準) に留まっていた。よって、スペインでは 55 歳以降も相対的に多くの男性が就業しているのとは対照的に、女性は過半数が家庭に留まっているという状況であった。

以上が男女別・年齢階層別の就業率の動態である。特筆すべきは、スペインの場合 1980 年代後半から非正規雇用率 (雇用者に占める非正規雇用者の割合) が急上昇してきたことである (畠山・清水 2014)。この状況は、2000 年代および 2010 年代でも同様である。すなわち、スペインの性別・年齢階層別の非正規雇用率のデータに依拠すれば、全雇用者に占める非正規雇用者の割合は 2001 年に 32.18% であったが 2006 年には 33.95% に上昇し、そして 2008 年から 2015 年まで 23.14% から 29.10% の範囲

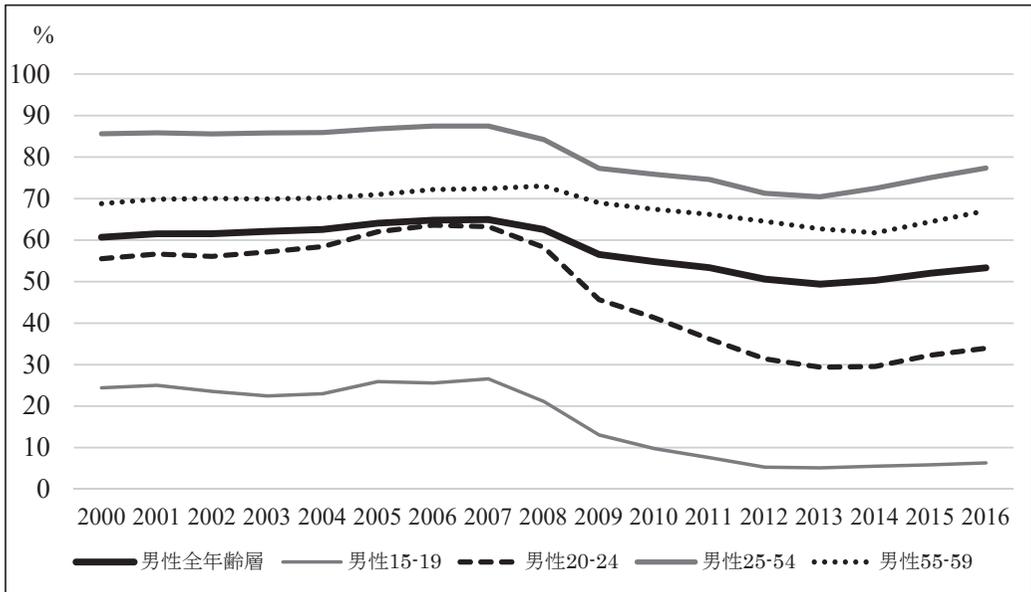


図 3a：男性の年齢階層別就業率（2000年から2016年まで）

注）OECDのデータに基づき作成。

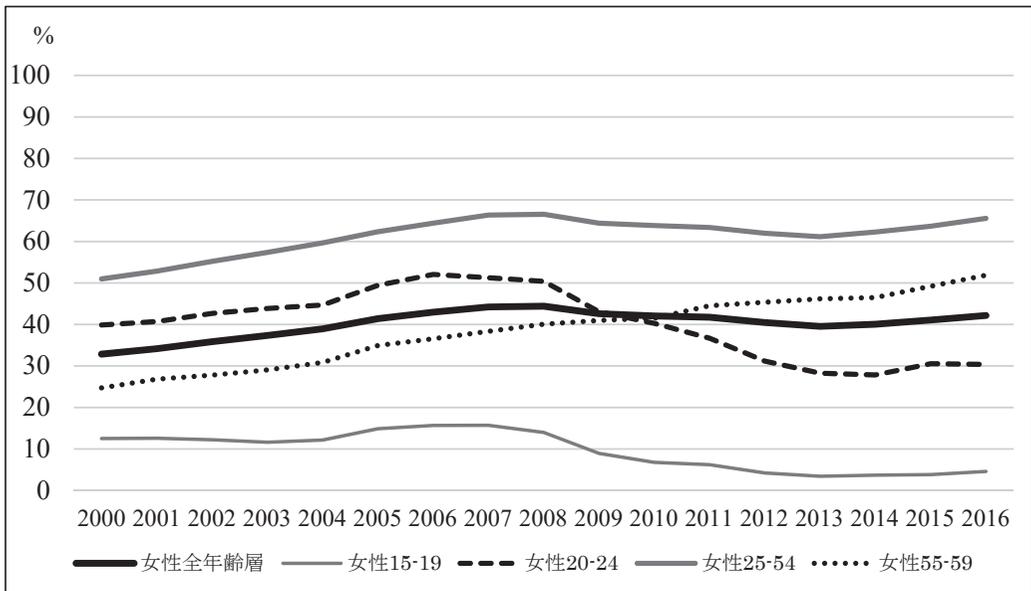


図 3b：女性の年齢階層別就業率（2000年から2016年まで）

注）OECDのデータに基づき作成。

で変動している（2001年から2007年において平均32.50%、標準偏差0.86%、2008年から2015年において平均24.98%、標準偏差1.85%）。こうしたスペインの非正規雇用率はEU16平均の1.70倍から2.42倍という高水準にある。ところで、OECDは年齢階層について15歳から24歳、25歳から54歳、55歳から64歳、65歳以上という4つの年齢階層別社会集団に関するデータを提供している。図4a、図4bに示すように、年齢階層別の非正規雇用率をみると、15歳から24歳年齢階層は63.90%が非正規雇用であり、この年齢階層の正規雇用率はきわめて低い水準であるといえる。また、25歳から54歳年齢階層においても非正規雇用率は男性が25.40%（標準偏差2.74%）、女性が28.30%（標準偏差3.69%）であり、この就業率が高く比較的安定した雇用について一般的と考えられている年齢階層であっても4人に1人が非正規雇用者であった。この背景には、畠山・清水（2014）が指摘するように、スペインでは1984年の労働市場改革以後、非正規雇用（特に有期雇用）が急速に普及し雇用の不安定化が進んだことがあるといえる。

失業率

最後に失業率であるが、すでに前節においてみたように、スペインの失業率は2001年から2007年年には8.23%から11.48%であってEU16平均の1.10倍から1.47倍の水準にあったが、2009年以降の急上昇によって失業率はEU16の平均水準を大幅に上回り、2013年には26.09%というEU16平均の2.37倍の水準に達している。言い換えれば、2008年以降失業率は上昇に転じ、経済危機が最高潮に達した2012年から2014年には24.44%から26.09%というEU16平均の2.35倍程度の水準に上昇した。このように、スペインの高失業率はEU16平均の失業率と比較して際立って高い。

ところで、性別・年齢階層別の失業率を検討すれば、高失業率という現象にとどまらず、スペインの失業構造の以下のような特徴が明らかになる（図5a、図5b参照）。

第1に、男性の失業率に比べて女性の失業率が高水準であることである。2001年から2015年までの全期間平均の女性失業率は17.89%（標準偏差5.45%）であって男性の失業率14.35%（標準偏差7.53%）の1.25倍の水準にあり、しかも景気拡張の影響は男性よりも大きく、景気後退の影響は男性よりも小さい。この傾向は15歳から19歳、20歳から24歳、25歳から54歳、55歳から59歳の各年齢階層にも妥当する（各年齢階層の女性の失業率は男性のその1.18倍、1.07倍、1.29倍、1.16倍）。

第2に、15歳から24歳の年齢階層の失業率は極めて高く、しかも全年齢階層の失業率と同様に女性の失業率が男性の失業率よりも高水準である。2001年から2008年までの平均失業率は15歳から19歳男性が44.28%（標準偏差20.57%）、同女性が52.09%（標準偏差16.06%）、20歳から24歳男性が29.32%（標準偏差16.12%）、同女性が31.49%（標準偏差12.00%）であった。また対全年齢階層失業率比でみると、15歳から19歳男性は3.09倍、同女性は2.90倍、20歳から24歳男性は2.04倍、同女性は1.75倍である。よってこの年齢階層の失業率は高水準であるのみならず、景気変動に強く反応し、景気後退期には失業率が大幅に上昇する傾向がある。事実、2008年から2015年までの景気後退期には、失業率は15歳から19歳男性で35.77%（2008年）から72.29%（2013年）に、同女性も44.40%（2008年）から76.26%（2013年）に上昇し、20歳から24歳男性では19.84%（2008年）から52.71%（2013年）に、同女性では20.53%（2008年）から50.74%（2013年）へと上昇した。15歳から19歳年齢階層の若者は前述のように3人に2人程度が非正規雇用者であって、それだけに失業率も高水準であると考えられる。20歳から24歳年齢階層では男女とも平均して4人に1人が非正規雇用者であって、15歳から19歳の男女と同様に景気変動の影響を受けやすい。したがって、24歳以下の若年層労働者の雇用数の変動（外部フレキシビリティ）を通じて危機に対処してきたと考えられる。言い換えれば、若年層がスペインの雇用調整の「調整弁」となっているといえよう（畠山 2016）。

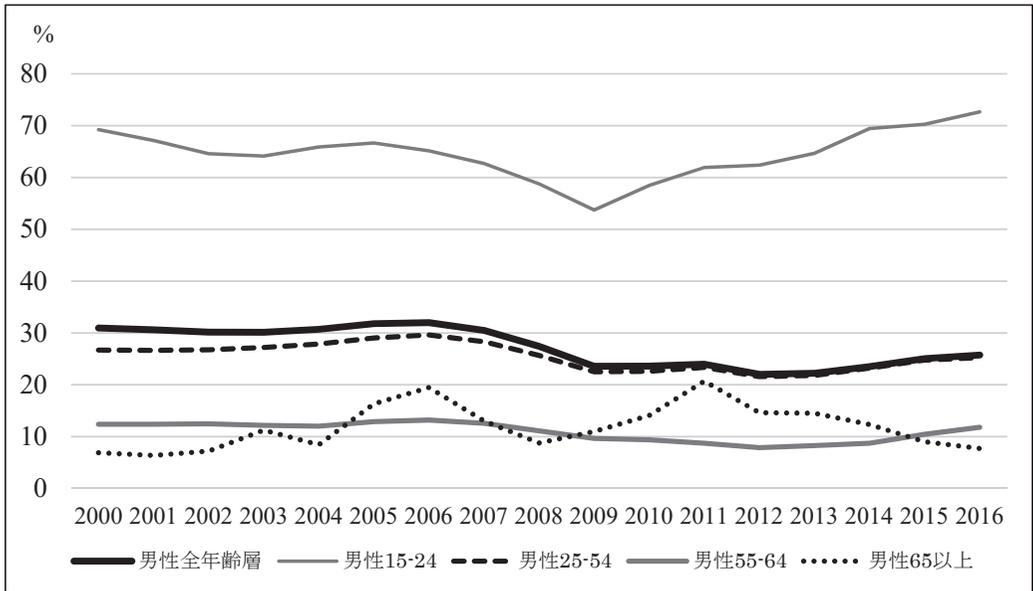


図 4a：男性の年齢階層別非正規雇用率（2000年から2016年まで）
注）OECDのデータに基づき作成。

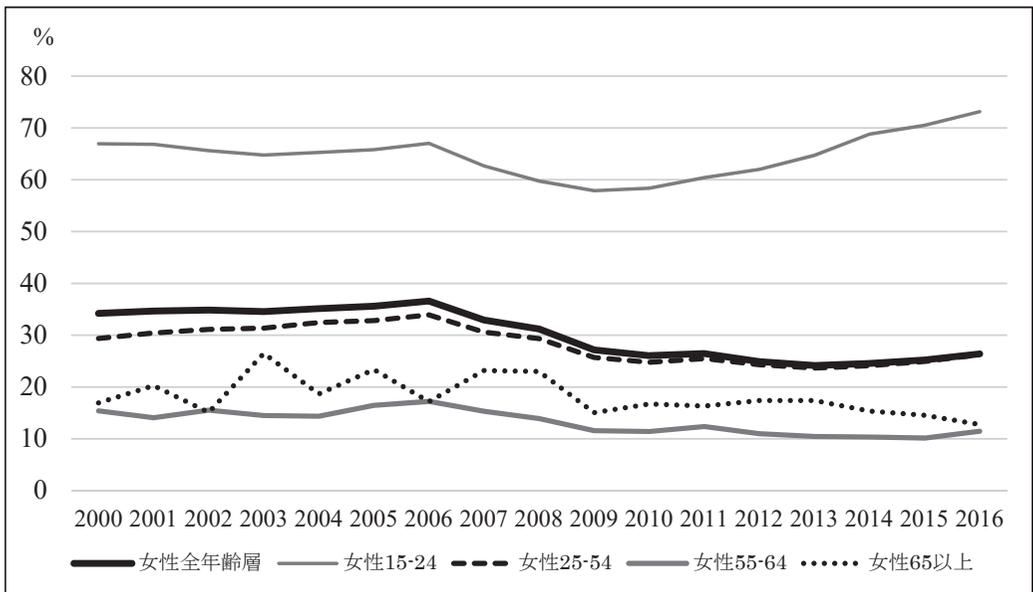


図 4b：女性の年齢階層別非正規雇用率（2000年から2016年まで）
注）OECDのデータに基づき作成。

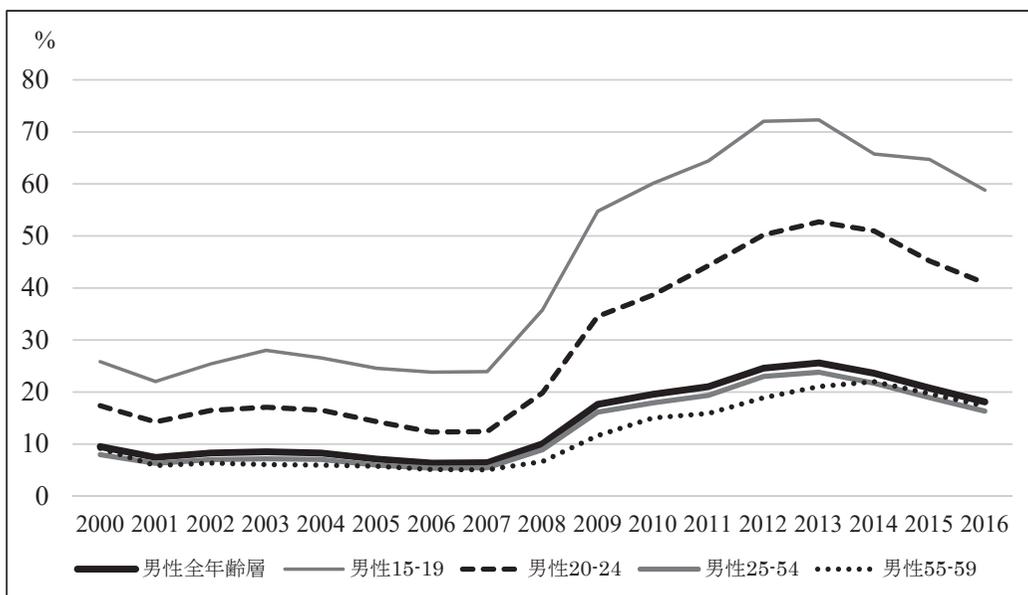


図 5a：男性の年齢階層別失業率（2000 年から 2016 年まで）

注）OECD のデータに基づき作成。

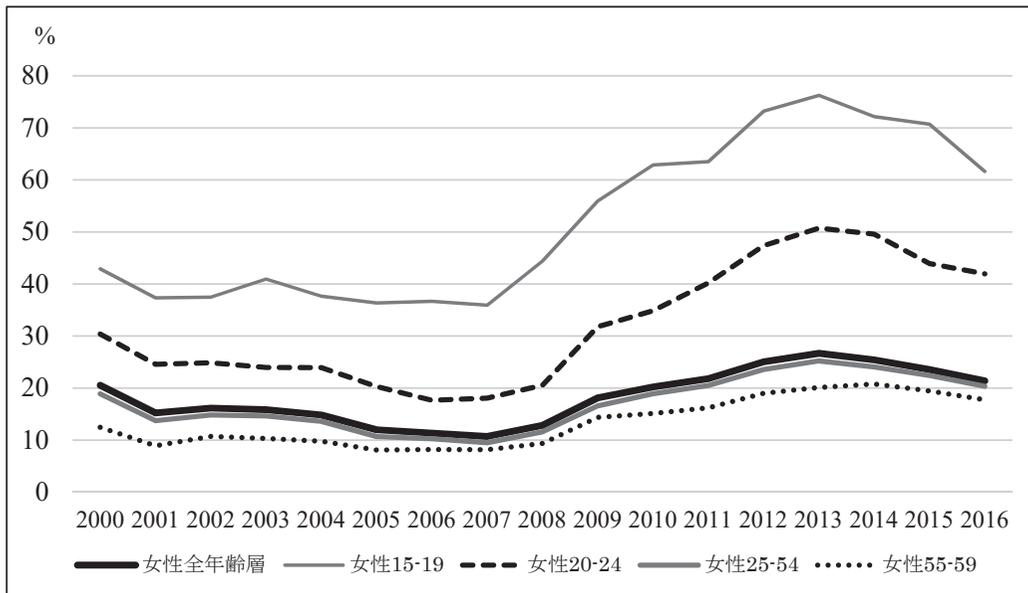


図 5b：女性の年齢階層別失業率（2000 年から 2016 年まで）

注）OECD のデータに基づき作成。

以上、2001年から2015年の期間における労働力、就業状態および失業に関する性別・年齢階層別の動態・特徴を明らかにし、スペインの失業問題の構造的特徴を示した。次節では、2012年の労働市場改革の特徴について検討したい。

3 ユーロ危機後のスペインにおける労働市場改革

本節では、ユーロ危機後にスペインで実施された労働市場改革の特徴を明らかにしたい。具体的には、2001年以前の4度の労働市場改革との比較を通じて、2012年の労働市場改革について、政権、政治経済的背景、内容および目的という4点から説明したい。したがって、以下では、まずは2001年以前の4度の労働市場改革の要点を再確認しておく(3.1項)。次いで、2012年の労働市場改革について概説する(3.2項)。

3.1 2001年以前の4度の労働市場改革の要点

本項では、次項以降の議論のためにスペインにおける労働市場改革の要点とその効果に関する先行研究の成果を、畠山・清水(2014)および畠山(2016)に依拠して簡潔に説明しておきたい(表1)。

スペインでは、1984年の改革以降、1994年、1997年及び2001年と計4度の労働市場改革が行われた。これらの改革はいずれもネオ・リベラルな労働市場改革であった。これは、高失業率の原因を硬直的な労働市場制度に求めた結果であり、さらには1980年代以降にネオ・リベラルな政治的潮流が支配的になった結果であった。

1984年と1994年に労働市場改革を実施した左派の社会労働党(Partido Socialista Obrero Español: PSOE)は、労働市場に対する規制緩和によって非正規雇用の適用範囲を拡大し、解雇補償金の削減によって解雇コストを低下させ、企業に新規雇用増加のインセンティブを与えようとした。その結果、社会労働党政権下で正規雇用が減少し非正規雇用が増加した。このことに危機感を覚えた社会労働党は、1994年の改革において、失業率や非正規雇用率が相対的に高水準の若年層を対象に職業訓練契約を導入した。1997年と2001年の改革を進めた右派の国民党(Partido Popular: PP)は、一方で前政権と同様に企業に対する新規雇用促進政策を進め、他方で1984年の改革以降に急増した非正規雇用の抑制策も実施した。

このように1984年以降の4度の労働市場改革は、左右いずれの政権であっても規制緩和によって企業の雇用コストを低下させようとした点でネオ・リベラルであり、非正規雇用が増加していった(OECDによれば、スペインの雇用に占める非正規雇用の割合は1987年に15.60%であったが、1994年には33.70%に上昇し、2007年でも31.55%であった)。1994年以降は非正規雇用の抑制策が採られるが効果は小さかった。

3.2 2012年の労働市場改革⁵⁾

1990年代末からの米国のITバブルおよび2000年代の住宅建設バブルによって、スペインでは高成長が持続したことから2003年から2007年までは失業率が3.25%低下した。しかし、2008年以降世界金融危機およびユーロ危機の影響を大きく受けて、スペインでは大規模な雇用喪失が発生し、失業率が急上昇している(第2節ですでに指摘したように、2011年から2015年までは21.39%から26.09%の範囲で変動している)。

2012年の労働市場改革の主要目的は次の3点である。第1に雇用の不安定性を軽減すること、第2に労働コストの削減により企業に新規雇用インセンティブを与えること、第3に、経済的・組織

⁵⁾ 本項の記述は横田(2015)、European Commission(2014a、2014b、2014c、2014d)に依拠する。

ユーロ危機後のスペインの労働市場改革【畠山】

表 1：2001 年以前の 4 度の労働市場改革の要点

改革年	1984 年	1994 年
政 権	社会労働党 (PSOE)	社会労働党 (PSOE)
背 景	①第 2 次石油危機後の大規模な雇用喪失 ②フランコ体制下で確立された「硬直的な」労働制度に対する主流派経済学者からの批判	①欧州通貨危機後の景気後退による雇用喪失 ②労働者委員会 (CCOO) と労働総同盟 (UGT) の労働市場改革への激しい抵抗
内 容	非正規雇用契約の適用範囲拡大	①有期雇用契約の適用範囲拡大 ②職業訓練契約と研修契約の導入
目 的	雇用のフレキシブル化の促進を通じた企業の新規雇用誘因刺激	①さらなる雇用のフレキシブル化を通じた企業の新規雇用誘因刺激 ②若年労働者に職能の機会を提供し、正規雇用可能性を高める
改革年	1997 年	2001 年
政 権	国民党 (PP)	国民党 (PP)
背 景	① 1984 年の労働市場改革以降に、過度に拡大しすぎた非正規雇用契約 ②労使間交渉の停滞 ③ユーロ加盟にむけた取り組み	①米国の IT バブル崩壊による景気後退、しかし住宅建設バブルによる好景気 ② 1984 年の労働市場改革以降に、過度に拡大しすぎた非正規雇用契約
内 容	①失業者を正規雇用した場合の解雇補償金と社会保険料の雇用者負担減免 ②多様な雇用形態の整理	失業者を正規雇用した場合の解雇補償金と社会保険料の雇用者負担減免の適用範囲を大幅に拡大
目 的	①雇用の不安定性軽減 ②労働コスト削減による企業の新規雇用誘因刺激	①雇用の不安定性軽減 ②労働コスト削減による企業の新規雇用誘因刺激

出所) 畠山・清水 (2014) 表 2 を参考に作成。

表 2：2012 年の労働市場改革の要点

改革年	2012 年
政 権	国民党 (PP)
背 景	世界同時不況およびユーロ危機後の経済危機による失業率の急上昇
内 容	①ワークシェアリングの実施 ②集团的賃金交渉の近代化および分権化 ③職業訓練および見習い契約の導入
目 的	①雇用の不安定性軽減 ②労働コスト削減による企業の新規雇用誘因刺激 ③内部フレキシビリティーの向上

出所) 横田 (2015)、European Commission (2014a、2014b、2014c、2014d) を参考に作成。

的・技術的要因に関連した内部フレキシビリティーを向上させることであった (表 2)。具体的には、雇用削減ではなく内部フレキシビリティーを向上させること、集团的交渉の近代化・分権化を推進すること、訓練および効率的な労働調整を通じてエンployアビリティーを向上させること、雇用の質を改善することおよび労働市場の二重構造を低減することが内容とされている (表 2)。

このように 2012 年の労働市場改革は、2008 年秋以降の経済危機に伴う大規模な雇用喪失に対応するという形で行われたものである。同改革の特徴は、まず 2001 年以前の労働市場改革と同様に、労働コストの削減により企業に新規雇用インセンティブを与え、またディスカレッジド・ワーカーとして非労働力化した若年労働者を再労働力化するとともに非正規雇用の正規雇用化を図り、不安定雇用を削減し

安定雇用を増加させようとする点にある。さらには、フランスの週35時間労働制⁶⁾と類似した制度の導入を通じて、内部フレキシビリティを高め、それによってワークシェアリングを推進することで失業率を低下させようとしている点にある。特に、ワークシェアリングを通じた内部フレキシビリティの向上は、2008年秋以降の経済危機以前には、明示的には言及されてこなかった政策であり、このような政策にまで改革の目的が拡大されたことが2012年の労働市場改革の最大の特徴であるといえよう。

経済危機前後の失業率および非正規雇用率の動態については、失業率が2001年から2007年までの平均と比較して労働力人口全体でみて10.94%も上昇したのとは対照的に、非正規雇用率は2001年から2007年までの平均と比較して就業者全体でみて7.36%から9.36%も低下した。特に、非正規雇用率についていえば、25歳から54歳年齢階層で大きく低下（男性4.74%、女性6.52%の低下）した。しかし、非正規雇用率は男性全年齢階層で6.93%低下し、女性全年齢階層は8.68%低下した。低下幅の男女間格差の理由は、女性がすべての年齢階層で低下したのに対して、男性は64歳以下の非正規雇用率は低下したものの、65歳以上の非正規雇用率が上昇したことにある（15歳から24歳男性で2.72%、55歳から64歳男性で3.25%の低下に対して、65歳以上男性で1.39%の上昇）。したがって、2012年の労働市場改革によって、失業率の高止まりを大きく低下させることはできなかったものの、就業者については男女若年層、男女壮年層および女性高齢層の正規雇用化は進んだが、65歳以上男性では逆に非正規雇用が増大したのである。

以上がスペインで実施された2012年の労働市場改革の特徴および経済危機前後の失業率と非正規雇用率の動態からみた改革の効果の評価である。以下、結論において本稿の要点を示した上で経済学的インプリケーションを述べたい。

4 結論

本稿では、2000年代初頭以後のスペインについて、統計データおよび先行研究に依拠して失業構造の特徴および労働市場改革の特徴を検討してきた。本稿の目的は、長期的視点から、2008年秋以降の経済危機、特にユーロ危機後のスペインの失業構造および2012年の労働市場改革を明らかにすることであった。

まず第2節において、2001年から2015年の期間における労働力、就業状態および失業に関する性別・年齢階層別の動態・特徴を明らかにした上でスペインの失業問題の構造的特徴を示した。具体的には、失業構造についてはほかの欧州諸国と同じような傾向が、しかし失業率についてはEU16平均に比べて高水準であることが見出せる。若年層と女性の失業率が男性や高齢層と比べて非常に高水準である傾向が存在する。就業形態でみると若年層では60.00%以上が非正規雇用（特に有期雇用）であって、若年層の失業率は高水準であるが高齢者に比べて再就業（短期の有期雇用）が容易であるのに対して、高齢者では雇用は相対的に安定（25歳から54歳でも4人に1人は非正規雇用）しているが、いったん失業すると再就業が困難という傾向がある。また労働力供給構造の変化をみると、15歳から19歳男女はEU16と同様にディスカレッジド・ワーカーの増加によって労働力率が大幅に低下したが、25歳から54歳および55歳から59歳女性の労働力化が進行し、スペインの女性もEU16並みに社会進出するようになっている。その結果が生産年齢人口（全年齢階層）の労働力率のEU16平均水準への収斂であった。しかし、就業率をみると、就業率も分析対象期間の前半（2001年から2007年）に上昇傾向を示した上に、労働供給以上に労働需要が増加したが、分析対象期間の後半（2008年から2015年）になるとゼロ成長あるいは低下傾向を示した上に、労働供給以上に労働需要が減少した。その結果が2008年以

⁶⁾ フランスの週35時間労働制の詳細については清水（2010）を参照されたい。

降の高失業率となって現れているのである。

次いで第3節では、ユーロ危機後にスペインで実施された2012年の労働市場改革の特徴を明らかにした。同改革の特徴は、労働コストの削減を通じて企業に新規雇用インセンティブを与えようとしている点およびディスカレッジド・ワーカーとして非労働力化した若年層を再び労働力しようとしている点でネオ・クラシカリアン的な特徴を有している。ただし、同改革ではワークシェアリングを通じた内部フレキシビリティの向上によって雇用喪失を最小限に抑制しつつ高失業率を低下させようとする意図が読み取れる。すなわち、2012年の労働市場改革はケインジアン的な特徴も持ち合わせているといえる。したがって、2001年以前の改革とは異なり、2012年の改革にはネオ・リベラルな労働市場の規制緩和・フレキシブル化のみならず、ケインジアン的な経済社会の安定にも関心が払われているといえる。このことが意味するのは、スペインの労働市場改革に質的な変化が生じたということである。

ところで、改革の効果については統計データを見る限り失業率を大幅に低下させたとはいえない（第3節）が、雇用関連指標の今後の推移を注視していく必要がある。特に、失業率および非正規雇用率の低下の程度を社会集団別に実証分析を通じて評価すべきである。

参考文献

- 尾上修悟（2014）『欧州財政統合論—危機克服への連帯へ向けて』 MINERVA 現代経済学叢書 116 巻 ミネルヴァ書房。
- 遠藤乾（2016）『欧州複合危機—苦悶する EU、揺れる世界』 中公新書 2405 巻 中央公論新社。
- 経済理論学会編（2015）「ハイマン・ミンスキーの経済学—金融危機をどう乗り越えるか」『季刊経済理論』 52 巻 3 号 経済理論学会 桜井書店。
- 清水耕一（2010）『労働時間の政治経済学—フランスにおけるワークシェアリングの試み』 名古屋大学出版会。
- 高谷定美（2011）『欧州危機の真実—混迷する経済・財政の行方』 東洋経済新報社。
- 高谷定美（2015）『検証・欧州債務危機』 中央経済社。
- トマス＝ジョアン＝マリア著・野上和裕訳（2015）「【翻訳】歴史から見るスペインの経済危機—ジョアン・マリア・トマス教授の二つの講演」『首都大学東京法学会雑誌』 55 巻 2 号 pp.383-412。
- 日本 EU 学会編（2014）「ユーロ危機と EU の将来」『日本 EU 学会年報』 34 号 日本 EU 学会 有斐閣。
- 畠山光史・清水耕一（2014）「スペインにおける失業問題と労働市場改革」『岡山大学経済学会雑誌』 46 巻 1 号 pp.47-68。
- 畠山光史（2016）「スペインにおける労働市場改革の効果—オークン法則を利用した実証分析」『季刊経済理論』 52 巻 4 号 pp.54-64。
- フォーリン＝アフエアーズ＝ジャパン編（2012）『ユーロ危機とヨーロッパ経済の未来』 フォーリン・アフエアーズ・アンソロジー 37 巻 フォーリン・アフエアーズ・ジャパン。
- 横田正顕（2015）「スペインにおける“新自由主義の奇妙な不死”—2012年労働市場改革の意味」『労働調査』 「特集・ヨーロッパにおける最近の労働事情」労働調査協議会 541 号 pp.13-17。
- Attali, Jacques（2008） *La crise, et après?*, Fayard, Paris（林昌宏訳『金融危機後の世界』作品社 2009 年）。
- Boyer, Robert（2009）“Overcoming the Institutional Mismatch of the Euro-Zone: Undetected by Conventional Economies, Favoured by Nationally Focused Politics, Fuelled and then Revealed by Global Finance”, Article prepared for *the Conference <<Asian Economic Integration in Transition: Learning from European Experiences>>*, Yokohama International Conference, August

- 21 and 22, 2012(山田鋭夫・植村博恭訳 『ユーロ危機—欧州統合の歴史と政策』 藤原書店 2013年).
- Chavance, Bernard (2007) *L'économie Institutionnelle*, La Découverte, Paris (宇仁宏幸・中原隆幸・齊藤日出治訳 『入門制度経済学』 ナカニシヤ出版 2007年) .
- Dejuán, Óscar , Eladio Febrero and Jorge Uxó eds. (2013) *Post-Keynesian Views of the Crisis and its Remedies*, Routledge, London.
- European Commission (2011a) “Stability Programme Spain 2011-2014”, Brussels.
- European Commission (2011b) “National Reform Programme 2011”, Brussels.
- European Commission (2011c) “Assessment of the 2011 National Reform Programme and Stability Programme for Spain”, *Commission Staff Working Paper*, Brussels.
- European Commission (2012a) “Stability Programme Spain 2012-2015”, Brussels.
- European Commission (2012b) “National Reform Programme 2012”, Brussels.
- European Commission (2012c) “Assessment of the 2012 National Reform Programme and Stability Programme for Spain”, *Commission Staff Working Paper*, Brussels.
- European Commission (2012d) “In -Depth Review for Spain in Accordance with Article5 of Regulation (EU) No1176/2011”, *Commission Staff Working Document*, Brussels.
- European Commission (2013a) “Stability Programme Spain 2013-2016”, Brussels.
- European Commission (2013b) “National Reform Programme 2013”, Brussels.
- European Commission (2013c) “Assessment of the 2013 National Reform Programme and Stability Programme for Spain”, *Commission Staff Working Paper*, Brussels.
- European Commission (2013d) “In -Depth Review for Spain in accordance with Article5 of Regulation (EU) No1176/2011”, *Commission Staff Working Document*, Brussels.
- European Commission (2014a) “Stability Programme Spain 2014-2017”, Brussels.
- European Commission (2014b) “National Reform Programme 2014”, Brussels.
- European Commission (2014c) “Assessment of the 2014 National Reform Programme and Stability Programme for Spain”, *Commission Staff Working Paper*, Brussels.
- European Commission (2014d) “Macroeconomic Imbalances Spain 2014”, *European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs, European Economy Occasional Papers*, No.176, Brussels.

信用組合の経営効率性の要因分析 — 費用、技術、投入要素の配分に注目して —

山 本 俊

1. はじめに

我が国の金融仲介機関を取り巻く環境は厳しさを増している。例えば、日本銀行は国債だけでなく、上場投資信託(ETF)や不動産投資信託(J-REIT)なども買入の対象とし、さらにはマイナス金利を導入するなど、いわゆる「異次元の金融緩和」を進めている。これは金融仲介機関に対し、貸出利回りの抑制と信用リスクの上昇をもたらしている可能性がある。また、ゆうちょ銀行の預入上限額が2016年4月に1,300万円に引き上げられた。さらに、2017年には個人向け無担保融資が認可され、2019年より業務が開始される見通しとなっている。こうした業務範囲の拡大は、いわゆる「暗黙の政府保証」など、ゆうちょ銀行に対する不公正な競争条件を残したまま、その他の民間金融機関との競争を高めてしまうことになる。実際、全国銀行協会や全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会などの各種団体から反発の声も上がっている。

一方で、金融仲介機関に寄せられる期待も大きい。2014年5月に、通称『増田レポート』が公表されて以来、地方創生の機運が高まっている。そうした中で政府は、地方自治体に対し、「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定を求め、そこで地域金融機関等の知見等を積極的に活用することを求めている。こうした知見は地域金融機関の情報生産活動による蓄積が大きいと考えられ、実際、地域金融機関は既に様々な取り組みに携わってきた。そうした取り組みの優良事例については、まち・ひと・しごと創生本部事務局が公表した『地方創生への取り組み状況に係るモニタリング調査結果(28年度)～地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取り組み事例」～』にまとめられている。ここでは、「農林水産業の成長産業化」や「観光地域づくり」、「地域産業の活性化」など10の分野にわたり、35件の事例が紹介されており、その内の14件は協同組織金融機関による事例である。業態別の経営規模の違いを考慮すると、こうした事例に占める地方銀行や第二地方銀行のウェイトが高いと予想されるものの、協同組織金融機関のウェイトが相対的に高くなっている。その背景には、地方創生が短期的な収益性の追求とは必ずしも両立しない地域貢献に資する側面が強く、それが協同組織金融機関の根底にある「相互扶助・非営利」という姿勢と合致し、具体的な取り組み事例として発現している可能性がある。このように地方創生が進む中で、協同組織金融機関はその模範となっており、同時に、いわゆる「適正利益」を得るだけの経営効率性の追求も求められる。特に、信用組合においては出資資格者や員外貸出に対する規制がより強いいため、経営効率性の水準を維持することは難しいと予想できる。

しかし、信用組合の経営効率性に注目した研究は少なく、特に、最近のデータを用いた定量的な分析は見当たらない。そこで本稿では、地方創生が本格化する2015年度を対象に、信用組合の経営効率性水準とその違いをもたらす要因について分析することとした。効率性の計測には、信用組合の生産構造を先験的に仮定することなく、複数投入・複数産出を考慮できる包絡線分析(Data Envelopment Analysis、以下DEA)を用いることとした。DEAには各信用組合の技術面、規模面、資源配分面、費用面の各効率性を多面的に計測できるという特徴もある。こうした効率性に格差が生じる要因には、経営上の意思決定に起因する内生要因と、競争環境や地域の経済水準に起因する外生要因があるものの、信用組合に対する規制が他の業態に比べて強いことを踏まえ、特に内生要因に注目することとした。

本稿の構成は以下の通りである。第1節に続き、第2節では先行研究を紹介する。第3節では、信用組合の費用・収入構造を把握し、生産活動を特定化する。また、分析データの出所も紹介する。第4節では、信用組合の経営効率性に格差をもたらす内生的な要因を取り上げる。第5節では、DEAによる経営効率性の推計方法を説明する。第6節は実証分析であり、第7節は結論である。

2. 先行研究

我が国の協同組織金融機関、とりわけ信用組合の経営効率性を計測した研究は極めて少ない。

岩坪 (2004) では、1994・1995年度、1998・1999年度の2時点を対象に信用組合間の合併における規模の経済性の有用性について検証している。そこでは各時点について1994年までに合併経験のある信用組合をサンプルとし、合併後の4年間を1期間として区切り、最長で合併経験後20年から24年間まで識別可能な6つのダミー変数を含む費用フロンティアをトランスログ型費用関数によって推計している。それを基に平均費用を計測し、その変化から合併の効果を検証している。その結果、合併後5年から8年経過した時点で、僅かな平均費用の低下が見られるものの、9年経過以降には平均費用の上昇が見られるなど、合併に伴う規模の経済性は十分に発現していないことを指摘している。その原因として、信用組合の規模の経済性が本来小さいことや、合併に伴う出身母体間の対立等を挙げている。

Fukuyama *et al.* (1999) では、DEAによって、1992年から1996年までの信用組合の費用効率性¹⁾を計測し、外国人所有という構造が効率性に影響するかどうかを検証している。その結果、そうした信用組合では、より効率的で、分析対象となっている期間には、より大きな生産性の成長も経験していたことを指摘している。

分析対象が信用組合ではないものの、信用金庫の経営効率性を計測した研究に播磨谷 (2002) がある。そこでは、1999年度から2001年度までの信用金庫を対象に、DEAと確率フロンティア関数によって費用効率性を計測し、その関連性を検証した上で、費用効率性に格差をもたらす要因を分析している。特に、DEAによる費用効率性を被説明変数とした要因分析の結果うち、4つの点が興味深い。第1は経常収益に対する預け金利息比率の係数が負で有意だということである。これは信金中央金庫への過度の収益依存が費用効率性を低下させる要因であるとしている。第2は合併譲渡ダミーの係数が負で有意だということである。これは岩坪 (2002) の指摘とも概ね整合し、信用組合間の合併等による規模の拡大は経営効率性を高めないということを意味している。第3は預貸比率の係数は必ずしも有意ではないものの、負だということである。貸出姿勢が積極的な信用金庫ほど、費用効率性は低い可能性がある。第4は、定数項を含む9つの説明変数による要因分析の結果、被説明変数を規模に関して収穫可変を仮定した費用効率性とした場合よりも収穫一定を仮定した回帰式の方で、決定係数が約0.2から0.23程度高くなっていることである。すなわち、要因分析において、規模に関して収穫一定を仮定した費用効率性を被説明変数とした方が、実証モデルとしての説明力が高いことを指摘している。なお、推計手法は効率値が1を示すサンプルが少ないことから、OLSを採用している。

3. 信用組合の費用・収入構造の把握と生産活動の特定化

本節では、2015年度の153信用組合を対象とした経営効率性の要因分析にあたり、その費用と収益の構造を把握しておくこととする。2015年度の信用組合の費用シェアと収益シェアは表1、表2の通りである。

¹⁾ Fukuyama *et al.* では、overall efficiency としているものの、本稿では費用効率性 (cost efficiency) と表記している。

表1 信用組合の費用構造

2015年度 経常費用に 占めるシェア	sample	資金調達 費用(%)	役員取引 費用(%)	人件費(%)	物件費(%)	その他の費用(%)
信用組合	153	10.7	6.4	43.5	23.9	15.5
				67.4		
地域信用組合	111	9.6	6.4	44.7	24.4	14.9
				69.1		
業域信用組合	25	26.4	11.6	35.6	20.6	6.0
				56.1		
職域信用組合	17	14.5	1.3	29.0	18.5	36.6
				47.5		
地方銀行	64	7.8	9.9	69.8		12.5
第二地方銀行	41	6.6	10.6	74.1		8.7

データ出所：金融図書コンサルタント社『平成27年度 全国信用組合財務諸表』
全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』

表1から大きく2つのことが読みとれる。第1は信用組合の経常費用に占める資金調達費用のシェアが地域銀行²⁾に比べて大きいことである。特に、業域信用組合が約26.4%と高く、職域信用組合も約14.5%と高い。ここから、預金利率が高いことを予想できるため、信用組合の3区分について、預金利率(≡預金利息/貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積み金)を計算したところ、地域、業域、職域信用組合の順に、約0.19%、約0.36%、約0.24%であり、業域信用組合の預金利率が高いことが分かった。さらに、地方銀行、第二地方銀行についても同様に預金利率を計算したところ、地方銀行では約0.13%、第二地方銀行では約0.15%となっており、信用組合の預金利率の高さが特徴的である。第2は業域信用組合と職域信用組合において特に、経常費用に占める営業経費(人件費と物件費の合計)のシェアが小さいことである。これは両信用組合の規模が小さく、貸出や投資等の業務に集中していることに起因すると考えられる。

収益構造をまとめた表2からは大きく2つのことが読みとれる。第1は地域銀行に比べて、収益に占める貸出金利のシェアと預け金のシェアが高く、役員取引等収益のシェアが低いことである。ここから、組合員を中心とした金融面での相互扶助という基本的な業務への取り組み姿勢が強い一方で、預け金による他金融機関への依存度も高いことが分かる。第2は業域と職域の区分に属する信用組合の収益に占める有価証券利息配当金のシェアが高いことである。ここから、これら2つの区分の信用組合と地域信用組合の間で、担う役割に違いが生じている可能性がある。³⁾実際、金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループが、2008年から2009年までの議論を踏まえてまとめた『中間論点整理報告書』には、「業域信用組合と職域信用組合の今日的意義は何か、業務範囲や行為規制等に関して信用金庫や地域信用組合と同様に扱う必要があるのか等の問題意識に立って、業域信用組合と職域信用組合のあり方について、根本に遡り、多面的に検討して行くことが必要である」としている。

²⁾ 本稿での地域銀行とは、全国地方銀行協会に所属する地方銀行及び、第二地方銀行協会に所属する第二地方銀行を指す。

³⁾ 業域信用組合と職域信用組合の現状と存在意義については谷地(2014)が詳しい。

表2 信用組合の収益構造

2015年度 経常収益に 占めるシェア	sample	貸出金 利息(%)	有価証券 利息配当金(%)	預け金 利息(%)	その他資金 運用収益(%)	役員取引 等収益(%)	その他の 収益(%)
信用組合	153	64.9	14.6	4.0	0.7	5.2	10.6
地域信用組合	111	66.1	12.9	4.1	0.7	5.3	10.8
業域信用組合	25	50.9	27.5	3.7	0.4	6.6	10.9
職域信用組合	17	62.9	24.8	3.9	0.7	1.2	6.6
地方銀行	64	50.0	18.4	0.4	0.7	16.4	14.2
第二地方銀行	41	58.0	14.9	0.4	0.4	14.8	11.5

データ出所：金融図書コンサルタント社『平成27年度 全国信用組合財務諸表』
 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』

以上を踏まえると、信用組合は資本（動産不動産期末残高）と労働（常勤役員数）を用いて、相対的に割高な預金利率によって預金（貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金）を収集し、それを用いて金融仲介サービスを生産していると考えられる。産出物に関しては、特に貸出金利息収入のウェイトが高く、有価証券利息配当金や預け金利息などの貸出金利息以外の資金運用収益も高いことを踏まれば、貸出金利息収益とその他の資金運用収益を産出物と考えることができる。ただし、ウェイトは小さいものの、決済サービスも生産していることから、その手数料収入を中心とした役員取引等収益もまた産出物と考えるべきである。⁴⁾こうした3投入・3産出による信用組合の生産活動の特定化は播磨谷(2003)とも整合する。各投入物の要素価格は、資本レンタル価格（≡物件費／動産不動産期末残高）、貸金率（≡人件費／期末常勤役員数）、預金調達価格（≡預金利息／預金積み金期末残高）と定義する。なお、各信用組合の生産活動の特定化に必要なデータは金融図書コンサルタント社の『平成27年度 全国信用組合財務諸表』より入手した。

4. 信用組合の経営効率性に格差をもたらす8つの内生要因

本稿では、信用組合の経営効率性に格差をもたらす要因のうち、信用組合に対する規制の強さや「非営利・相互扶助」という視点を踏まえ、経営意思決定による内生的な部分に注目する。

第1は規模の経済性と合併についてである。これは岩坪(2002)でも注目されているように、信用組合を含む金融機関の合併を是認する根拠の一つであり、規模の拡大による平均費用の低下が期待される。また、岩坪では合併から9年経過以降に、異なる出身母体間の対立等によると見られる平均費用の上昇を指摘している。よって、信用組合の経営規模の代理変数を総資産額(ASSET)とし、経営効率性に対する総資産額の効果を推計する。さらに、合併後10年以上経過していれば1と示され、そうでなければ0と示すダミー

⁴⁾ 金融仲介機関を対象とする生産活動の特定化では、金融仲介アプローチと生産アプローチが知られている。その主な違いは預金の取り扱い方である。金融仲介アプローチでは、金融仲介機関が資本と労働を用いて、預金を貸出や投資によって運用するという側面に注目している。従って、預金は資本や労働と同様に、投入要素として扱われることになる。一方で、生産アプローチでは、金融仲介機関を金融サービスの生産主体と捉え、資本や労働を用いて、貸出や預金を生産するという側面に注目している。よって、預金は産出物として扱われる。しかし、銀行の効率性を計測した先行研究である Aly *et al.*(1990)や Hori(2003)、山本(2011)などでは、普通預金や当座預金など決済性の預金を産出物として扱い、金融機関の安定した運用資金となりやすく、貯蓄性の高い定期預金等を投入物としている。また、経済学の枠組みにおいて、生産活動の特定化の基本には生産関数の考え方があるため、投入・産出ベクトルはフロー概念の非負の要素によって捉えることが基本となっている。しかし、実際にはそうした特定化は難しい。例えば、資本と労働によって生産された預金や貸出を期末残高の差としてフロー概念で捉えようとした場合、それが負値になることもあり得るし、今期の投入によって、過去に承認された貸出に対するモニタリングなどもなされるため、投入と産出の間の異時点に及ぶ対応関係を適切に分離することは困難である。よって、金融仲介機関を対象とした先行研究では、ストック概念による特定化がなされているものも多い。

変数 ($M_{10}Dummy$) の効果も推計する。

第2は、貸出への積極姿勢や、他の金融機関への預け金依存など表2から読み取ることができた信用組合の特徴についてである。信用組合は相対的に高い預金利率によって預金を収集し、貸出を中心に運用している。こうした貸出への積極姿勢の代理変数を預貸比率 (DLR) とし、その経営効率性に対する効果を推計する。ここでは預貸比率を (貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積み金) に対する貸出金の割合として定義している。さらに、播磨谷では、信用金庫の信金中央金庫への預け金による依存体質が費用効率性を低下させる要因であると指摘している。実際、信用組合の経常収益に占める預け金利息収入のウェイトは地域銀行と比べても、約10倍と高い。よって、播磨谷の指摘を信用組合にもあてはめ、経常収益に占める預け金利息の割合 (IODB) を、他金融機関への依存度の代理変数とし、その経営効率性に対する効果を推計する。

第3は、貸出を中心とした信用組合経営の健全性と、信用組合の収入の大部分を占める貸出先の質についてである。信用組合も自己資本比率規制の対象となっており、一定の自己資本の確保が収益とリスクを伴う貸出の拡大には必要であり、また同時に、顧客に対する健全経営のシグナルとなるものでもある。よって、こうした経営の健全性の代理変数を自己資本比率 (CAR) とし、その経営効率性に対する効果を推計する。さらに、信用組合の貸出が適切な審査の下で、安定的な利息収入をもたらすような良質なものであるかどうかもまた、経営にとって重要な要素である。よって、こうした貸出先の質の確保の水準を示す代理変数を不良債権比率 (BLR) とし、その経営効率性に対する効果を推計する。ここでは、不良債権比率を貸出金に対する不良債権 (破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額) の割合として定義している。

第4は、外国系信用組合と信用組合の区別の違いについてである。Fukuyama *at el.* が指摘するように、外国系信用組合では、相対的に経営効率性が高いことを指摘している。そこで本稿でも、2015年3月31日現在で、商銀を前身とする7信用組合、朝銀を前身とする7信用組合に、信用組合横浜華銀を加えた15信用組合を外国系信用組合とし、そうであれば1を示し、そうでなければ0を示す FCCDDummy の経営効率性に対する効果を推計する。また、3節での議論を踏まえ、信用組合の役割が地域、業域、職域の3区分の間で異なっている可能性と、全153信用組合のうち約73%を占める111の信用組合が地域信用組合であることから、そうであれば1を示し、そうでなければ0を示す RCCDDummy の経営効率性に対する効果を推計する。

それでは次に、信用組合の経営効率性の計測方法を検討する。

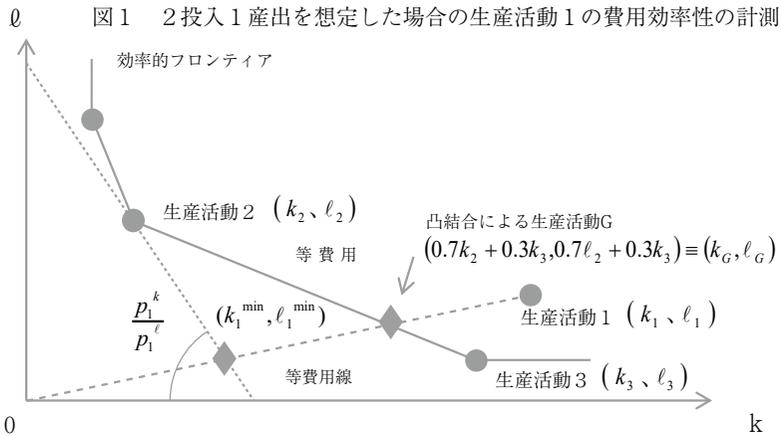
5. DEAによる経営効率性の推計方法

わが国の金融仲介機関の経営効率性を計測した先行研究では、大きく2つの計測方法が用いられている。一つ目は確率的フロンティア関数によるものである。この手法の特徴は事業体の生産活動を捉える生産関数の型を先験的に仮定する必要があるものの、効率性計測の基準となるフロンティアと各サンプルとの差を、非効率性と統計的な誤差に分けて計測できるところにある。二つ目は包絡線分析 (DEA) によるものである。この手法の特徴は事業体の生産活動を捉える生産関数の型を先験的に仮定することなく効率性計測の基準となるフロンティアを形成できるものの、そこから各サンプルまでの差の全てを非効率性と判断してしまうという弱点もある。しかし、各事業体に対して、技術面や費用面だけでなく、規模や資源配分の面での効率性も計測できるという特徴もある。

本稿では、信用組合の多面的な効率性に注目するため、DEAを採用し、主に、投入指向型 CRS(constant return to scale) モデルに基づく費用効率性 (cost efficiency) を計測する。

まず、費用効率性の概念を説明するため、事業体 i が2つの投入要素 $INPUT_1$ 、 $INPUT_2$ を順に、

input₁ⁱ, input₂ⁱ だけ投入し、産出物 Y を y_i だけ生産していると想定する。ただし、i=1, …, n である。いま、規模に関して収穫一定を想定しているため、生産活動を産出量 1 単位当たりの投入量 (input₁ⁱ / y_i, input₂ⁱ / y_i) ∈ R₂⁺ に基準化することできる。ここで、基準化された投入量を順に、k_i, ℓ_i と表記する。こうした n 個の事業体の生産活動に対して、技術の凸性 (convexity) を仮定すると、凸結合によって新たな生産活動 (∑_{i=1}ⁿ λ_i k_i, ∑_{i=1}ⁿ λ_i ℓ_i) も考慮可能となる。ただし、∑_{i=1}ⁿ λ_i = 1, λ_i ≥ 0 である。ここで次の条件を満たす 2 つの生産活動に注目することとする。第 1 は凸結合から得られる基準化後の投入量の一方を所与としたとき、もう一方の投入量が最小となっている生産活動である。第 2 は凸結合から得られる基準化後の投入量の一方が最小となっている生産活動に対して、自由処分可能性 (free disposability) を仮定して得られる生産活動である。図 1 には、こうした条件を満たす生産活動によって形成される効率的フロンティアが描かれている。これは効率性計測の基準となる。ここで、図 1 の生産活動 1 の技術効率性 TE₁ (technical efficiency) を計測しよう。



TE₁ は生産活動 1 の生産技術、すなわち、(ℓ₁/k₁) を同一にする生産活動の中で、効率的フロンティア上にある効率的な生産活動 (k_G, ℓ_G) を基準として、TE₁ × k₁ = k_G, または TE₁ × ℓ₁ = ℓ_G によって求めることができる。ただし、(k_G/k₁) = (ℓ_G/ℓ₁) である。つまり、TE₁ は生産活動 1 を効率化するために要求すべき投入量の縮減率と言え。さらに、生産活動 1 が直面する INPUT₁ と INPUT₂ の要素価格を順に、p₁^k, p₁^ℓ とし、1 単位の産出量を得るための最小費用を C^{min} とする。この等費用線が (k₂, ℓ₂) を通り、図 1 のように描かれたとする。このとき、等費用線上の基準化された投入ベクトルの内、生産活動 1 の投入要素比率と一致する生産活動を (k₁^{min}, ℓ₁^{min}) と示せば、生産活動 1 の配分の効率性 (allocative efficiency) AE₁ は、AE₁ × k_G = k₁^{min}, または AE₁ × ℓ_G = ℓ₁^{min} によって求めることができる。つまり AE₁ は、生産活動 1 と同一の生産技術を用いる最も効率的な生産活動 G を、その技術の下での費用最小化生産活動 (k₁^{min}, ℓ₁^{min}) とするための投入量の縮減率と言え。この縮減すべき無駄な投入量を費用に換算したとき、それは投入要素の配分を改善すれば抑制できると言う意味で、配分面の効率性を捉えていると言え。

生産活動 1 の費用効率性 (cost efficiency) CE₁ は、TE₁ と AE₁ の積によって定義される。つまり、CE₁ は生産技術を前提に、生産活動 1 を効率的フロンティア上の活動とすべく投入量を縮減し、さらに、費用最小化生産活動とすべく投入量を縮減する、投入量の総合的な縮減率と言え。CE₁ は実際の生産費用 (p₁^k × k₁ + p₁^ℓ × ℓ₁) に対する最小費用 C^{min} = (p₁^k × k₂ + p₁^ℓ × ℓ₂) の割合としても得られる。よって、AE₁ は定義により、(CE₁ / TE₁) としても得られる。

以上の費用効率性 (CE)、技術効率性 (TE)、配分の効率性 (AE) を DEA によって計測するためのモデル

を定式化する。まず、1 から J までの信用組合があり、各信用組合は t 期に W 種類の投入物から M 種類の産出物を生産していると想定する。第 i 番目の信用組合の術効率性を TE_i とするとき、 TE_i は以下の投入指向型 CRS モデルにより定式化される最小化問題の最適解として定義される。こうして定義された技術効率性は全体技術効率性 (overall technical efficiency、 OTE_i) とも呼ばれ、その値域は $0 < \theta_i \leq 1$ となる。

$$\min_{\lambda} \theta_i \equiv TE_i \quad (1-1)$$

$$s \cdot t \quad \theta_i x_{iw} \geq \sum_{j=1}^J \lambda_j x_{jw} \quad (w=1, \dots, W) \quad (1-2)$$

$$y_{im} \leq \sum_{j=1}^J \lambda_j y_{jm} \quad (m=1, \dots, M) \quad (1-3)$$

$$\lambda_j \geq 0 \quad (1-4)$$

ただし、 x_{jw} は第 j 信用組合 ($j=1, \dots, J$) の第 w 番目の投入量を示し、 y_{jm} は第 j 信用組合の第 m 番目の産出量を示す。 λ は J コの要素からなる Intensity Vector であり、 λ_j はその要素である。なお、 $\sum_{j=1}^J \lambda_j = 1$ という条件を (1-5) として追加し、最小化問題を解くことで得られる θ_i は、規模に関して収穫可変 (variable return to scale) を想定した純粋技術効率性 (pure technical efficiency、 PTE_i) となる。⁵⁾

次に、第 i 番目の信用組合が直面する第 w 番目の投入要素価格を p_{iw} とすれば、当該信用組合の生産技術の下での最小化費用 $\sum_{w=1}^W p_{iw} \cdot x_{iw}^*$ は以下の最小化問題を解くことで得られる。

$$\min_{\lambda, x_{iw}^*} \sum_{w=1}^W p_{iw} \cdot x_{iw}^* \quad (2-1)$$

$$s \cdot t \quad x_{iw}^* \geq \sum_{j=1}^J \lambda_j x_{jw} \quad (w=1, \dots, W) \quad (2-2)$$

$$y_{im} \leq \sum_{j=1}^J \lambda_j y_{jm} \quad (m=1, \dots, M) \quad (2-3)$$

$$\lambda_j \geq 0 \quad (2-4)$$

よって、第 i 番目の信用組合の費用効率性 CE_i は $\left(\sum_{w=1}^W p_{iw} \cdot x_{iw}^* / \sum_{w=1}^W p_{iw} \cdot x_{iw} \right)$ によって求めることができ、その値域は $0 < CE_i \leq 1$ となる。また定義により、第 i 番目の信用組合の配分の効率性 AE_i は (CE_i / TE_i) によって求めることができ、その値域は $0 < AE_i \leq 1$ となる。なお、本稿では、各効率性を DEAP V2.1 によって計測した。

6. 実証分析

本節では信用組合の各種効率性の特徴と、そこに格差が生じる要因を分析する。

表 3 には、信用組合の 2015 年度決算データを基に、DEA の投入指向型 CRS モデルを基本として計測し

⁵⁾ PTE に対する TE の割合は規模の効率性 (scale efficiency) として知られている。

た費用効率性 (CE)、技術効率性 (TE)、配分の効率性 (AE) の記述統計を、信用組合全体、地域・業域・職域の3区分、外国系の5つに分類して示してある。そこから大きく4つの特徴が読み取れる。

表3 信用組合の効率性の記述統計

CRS・2015	信用組合(153)					
	CE		TE		AE	
平均	0.437		0.701		0.597	
中央値	0.345		0.674		0.534	
標準偏差	0.229		0.190		0.174	
最大値	1.000		1.000		1.000	
最小値	0.083		0.384		0.172	
CRS・2015	地域信用組合(111)			業域信用組合(25)		
	CE	TE	AE	CE	TE	AE
平均	0.359	0.642	0.547	0.628	0.843	0.728
中央値	0.294	0.617	0.522	0.629	0.844	0.785
標準偏差	0.168	0.168	0.137	0.248	0.156	0.197
最大値	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
最小値	0.083	0.384	0.172	0.306	0.516	0.307
CRS・2015	職域信用組合(17)			外国系信用組合(11)		
	CE	TE	AE	CE	TE	AE
平均	0.666	0.883	0.736	0.599	0.847	0.710
中央値	0.646	0.945	0.744	0.629	0.833	0.766
標準偏差	0.230	0.139	0.179	0.112	0.088	0.130
最大値	1.000	1.000	1.000	0.775	1.000	0.920
最小値	0.237	0.471	0.413	0.365	0.676	0.435

注1: 小数第4位を四捨五入。

注2: CEが1を示す効率的な信用組合は次のようである。地域信用組合では、大阪府の大同信用組合、高知県の土佐信用組合。業域信用組合では、群馬県医師、大阪府医師、新潟県の協栄信用組合。職域信用組合では、岩手県の社陵、警視庁職員信用組合、大阪府警信用組合である。

第1は5つのどの分類の平均値を見ても、TEの方がAEよりも大きく、CEを高めるには、投入要素の配分の改善が相対的に重要だということである。これは Fukuyama *et al.* による1992年、1993年、1994年、1996年の信用組合データを用いた計測結果と概ね整合している。一方、Hori(2004)でも、1994年の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行のデータから、CE、TE、AEを計測しているものの、どの業態の計測結果においてもAEの方がTEよりも大きく、信用組合の分析結果とは異なっている。つまり、銀行ではTEの改善、すなわち、銀行業に特有の生産規模の改善を含めた投入の削減が課題だと言える。

第2は、地域信用組合のCEの平均値が業域、職域信用組合の平均値に比べて低いことである。つまり、第3節でも指摘したように、3つに区分される信用組合の間で役割などに違いが生じている可能性が高い。そこで、地域・業域、地域・職域、業域・職域の3つの信用組合の組み合わせに対して、「費用効率性の平均値に差が無い」という帰無仮説を立て、Wilcoxonの順位和検定を行った。その結果、地域・業域、地域・職域の組み合わせで、帰無仮説が1%有意水準で棄却されたため、「費用効率性に差が無い」とは言えず、業域・職域の組み合わせでは帰無仮説を棄却できなかった。こうした検定結果からも、地域信用組合と他の2つの信用組合の間で、業務の内要に違いが生じている可能性を指摘できる。⁶⁾

第3は、TEとAEの標準偏差の大小関係には、地域、業域、職域の各信用組合の間に一致した傾向は見られないということである。地域信用組合では、AEよりTEの標準偏差が大きいものの、業域信用組合と職域信用組合では、その逆となっている。さらに、TEの標準偏差が最も大きいのは地域信用組合である。これらの背後には、地域信用組合の生産規模のバラツキが、業域・職域信用組合よりも大きく、規模の効果

⁶⁾ 要因分析ではサンプルを区別した推計も課題となる。

でもバラツキが生じ、TE の標準偏差の拡大につながっている可能性がある。

第 4 は、外国系信用組合は地域信用組合に属するものの、その費用効率性の平均値が、地域信用組合の平均値に比べて高いと言うことである。これは Fukuyama *et al.* による指摘と整合的である。また、朝銀系信用組合の費用効率性の平均値は約 6.22、商銀系信用組合の平均値は約 0.574、信用組合横浜華銀の費用効率性は約 0.618 であり、朝銀系信用組合の費用効率性が高い傾向にある。

続いて、4 節で議論した経営効率性に格差をもたらすと考えられる 8 つの要因の効果を分析する。

ここでは、費用効率性 (CE)、技術効率性 (TE)、配分の効率性 (AE) の各々と 8 つの要因の間に線形性を仮定する。また、3 つの経営効率性の値が 0 と 1 の狭い範囲に限定されることから、切断回帰モデルである Tobit 推計を用いることとした。推計式は以下のようである。

$$CE_i = const + \alpha_1 ASSET_i + \alpha_2 IODB_i + \alpha_3 DLR_i + \alpha_4 BLR_i + \alpha_5 CAR_i + \alpha_6 FCCDummy_i + \alpha_7 M_{10}Dummy_i + \alpha_8 RCCDummy_i + \mu \quad (3.1)$$

なお、CE は費用効率性、ASSET は総資産額、IODB は経常収益に占める預け金利息の割合、DLR は預貸比率、BLR は不良債権比率、CAR は自己資本比率、FCCDummy は外国系信用組合であれば 1 を示すダミー変数、M₁₀Dummy は合併から 10 年以上経過していれば 1 を示すダミー変数、RCCDummy は地域信用組合であれば 1 を示すダミー変数である。CONST は定数項、μ は統計的誤差項を示す。また、被説明変数の CE を TE に改めた推計式を (3.2) 式、CE を AE に改めた推計式を (3.3) と示す。回帰係数の推計結果は表 4 のようである。

表4 費用効率性の要因分析(Tobit推計)

推計式	(3.1)	(3.2)	(3.3)
被説明変数	CE(CRS)	TE(CRS)	AE(CRS)
CONST	0.5950*** (0.0438)	0.7926*** (0.0357)	0.7217*** (0.0360)
ASSET	2.87E-09*** (1.08E-09)	2.25E-010 (8.81E-010)	3.41E-09*** (8.89E-010)
IODB	-0.3314 (0.2185)	-0.5068*** (0.1781)	-0.0510 (0.1796)
DLR	0.1270** (0.0551)	0.2061*** (0.0449)	0.0068 (0.0453)
BLR	-0.1676 (2.4967)	0.1917 (2.0346)	-1.1431 (2.0519)
CAR	-0.0024 (0.0044)	0.0039 (0.0036)	-0.0054 (0.0036)
FCCDummy	0.2569*** (0.0462)	0.2126*** (0.0377)	0.1837*** (0.0360)
M ₁₀ Dummy	-0.0371 (0.0502)	-0.0567 (0.0409)	-0.0111 (0.0413)
RCCDummy	-0.3723*** (0.0370)	-0.3079*** (0.0302)	-0.2251*** (0.0304)
Log-likelihood	59.4705	90.7854	89.4929

注1: 小数第5位を四捨五入。

注2: ()内は標準誤差。

注3: ***は1%で有意、**は5%で有意、*は10%で有意を示す。

第 1 に、ASSET の CE と AE に対する係数は正で有意である。これは資産規模の大きい信用組合では、配分の効率性が高く、それが費用効率性を高めることにつながっていることを示唆している。配分の効率性を高めるには、3 つの投入要素のうち、特に、代替可能と考えられる資本と労働の相対価格を把握した上で、投入要素の配分を意識的に改善する必要がある。そこで、資産規模の大きい信用組合では、豊富な経験や交渉力の高さなどによって、要素価格が安定しており、投入要素の配分を改善しやすい可能性に注目する。

信用組合の要素価格を資産規模別に、下位10位までの分散に対する上位10位までの分散の比率を求め、「その分散比に差が無い」という帰無仮説についてF検定を行った。さらに、上位・下位20位までについても同様に検定した。その結果が表5である。ここから、帰無仮説は棄却され、資産規模が上位と下位の信用組合の間では、要素価格の分散に有意な差があることが分かった。特に注目すべきは、資本価格と賃金の分散比が1を大きく下回っており、資産規模の大きいグループでは、これら2つの要素価格の分散が小さく、要素価格が安定しているということである。

表5 要素価格の総資産順位グループ別のF検定

要素価格	預金利子率	資本価格	賃金
分散比(総資産上位10位/総資産下位10位)	4.3998 (0.0141)	0.1843 (0.0066)	0.2027 (0.0094)
分散比(総資産上位20位/総資産下位20位)	2.1686 (0.0456)	0.0145 (2.86E-14)	0.3872 (0.0198)

注1:()内はP値(片側確率)。

注2:小数第5位を四捨五入。

第2に、IODBのTEに対する係数は負で有意であった。IODBは経常収益に占める預け金利息の割合を示しており、他金融機関への収益面での依存度の大きさを示している。こうした依存度の大きい信用組合では、投入を十分に活用し、本業での収益を確保できていないため、TEが低くなっている可能性がある。しかし、信用金庫を対象とした播磨谷の分析結果とは異なり、CEに対する係数は負であるものの有意ではないため、費用効率性の低下となって発現するまでの強い依存体質にあるとは言えない。

第3に、DLRのCEとTEに対する係数は正で有意である。これは預貸比率の高い信用組合では、技術効率性が高く、それが費用効率性を高めることにつながっていることを示唆している。預貸比率の高さは収集した預金を主たる収入源である貸出として積極的に運用していることを示しており、貸出金利息収入の拡大を通じて、TEを高めている可能性がある。

第4に、FCCDummyのOTE、AE、CEに対する係数は正で有意である。つまり、外国系信用組合の経営効率性は相対的に高いということである。これはFukuyama *et al.*の指摘とも概ね整合し、そこでは外国系信用組合が設けられた歴史的経緯を踏まえ、規模が小さいながらも経営に集中し、相対的に高い経営効率性を獲得した可能性を指摘している。

第5に、RCCDummyのOTE、AE、CEに対する係数は負で有意である。つまり、地域信用組合の経営効率性は相対的に低いということである。第3節でも触れたように、業域と職域に分類される信用組合は、地域信用組合と比較して、費用面、収益面から見て異質な部分が見られる。さらには金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループによる『中間論点整理報告書』においても、業務範囲や行為規制等に関して地域信用組合と同様に扱う必要があるのかといった問題意識が見られるなど、地域信用組合との異質性がうかがえる。実際、経営上の効率性の観点からも、地域信用組合との異質性が確認されたと言いうことができる。

最後に、3つの経営効率性計測の前提としたCRSの仮定をVRSに改めた場合についても、同様にTobit推計し、上記の5つの係数の符号条件や有意性の変化を確認した。その結果、ASSETのTEに対する係数が正で有意となり、DLRのCEに対する係数が有意ではなくなり、CARのAEに対する係数が負で有意となる違いが見られたものの、その他の符号条件や有意性に大きな違いは見られなかった。⁷⁾さらに、播磨谷の指摘を踏まえ、CRS型とVRS型のCEを被説明変数としたOLS推計も併せて行った。その結果、修

⁷⁾ ASSETのTEに対する係数はVRS型では有意、CRS型では有意でないことから、ASSETの規模効率性(scale efficiency)に対する効果に関心が向く。そこで、ASSETのSEに対する係数をTobit分析によって推計した結果、負で有意となった。なお、ASSETの2次多項式の係数についても推計した結果、2次の項の係数は有意ではなかった。

正済みの決定係数は CRS ベースで 0.4595、VRS ベースで 0.5419 となり、播磨谷の指摘とは逆に、VRS ベースの方があてはまりは良いことが分かった。推計パラメータの符号や有意性については、VRS ベースの OLS 推計で、DLR の係数の有意性が失われたことを除けば、表 4 の (3.1) 式のケースと同様の結果となった。よって、DLR を除く 4 つの係数についてはロバストな結果が得られていると言える。

7. 結 論

協同組織金融機関は「非営利・相互扶助」という視点に立脚しつつ、地方創生が進展する中で、多くの優良な取り組みを進めている。実際、秋田県秋田市に本店を有する秋田県信用組合では、「ドジョウの特産品化への取り組み」により、地方創生優良事業表彰を得るなどの活躍を見せている。こうした取り組みを進めると同時に、いわゆる「適正利益」の確保に向けた経営の効率化にも向き合わなければならない。とりわけ、信用組合は出資資格者や員外貸出に対する規制がより強いいため、経営効率性の水準を維持することは難しいと予想できる。よって、信用組合の経営効率性を計測し、その特徴を把握した上で、効率性に格差をもたらす要因を分析することは、信用組合による持続的な貢献を受け続けるという視点で重要と言える。しかし、信用組合の経営効率性を最近のデータに基づいて分析した研究は見当たらない。そこで本稿では、地方創生が本格化した 2015 年のデータを基本として、費用面、技術面、配分面の効率性を DEA によって計測し、それらに格差をもたらす要因を Tobit 推計によって分析した。それらの結果は大きく 2 つの結論にまとめることができる。

第 1 は信用組合の包括的な効率性指標である費用効率性を高めるためには、技術効率性より 10% 以上も低い配分の効率性の改善が課題だということである。そのためには、資産規模を拡大し、投入要素価格を安定させることで、投入要素の配分を改善しやすい状況にできる可能性がある。さらに、技術効率性を高めるには、他金融機関への預け金等を通じた収益面での依存を抑制し、収集した預金を積極的に貸し出すという、正面から本業に向き合う経営姿勢の向上が必要となる。投入要素の配分の変更には、生産技術の変更も伴うため、産出の拡大や投入の削減といった単純な改善ではなく、大胆な改革を迫られる信用組合も多いと考えられる。

第 2 は地域・業域・職域の 3 つに区分される信用組合の中で、地域とそれ以外の信用組合の間で役割に違いが生じている可能性が高いということである。費用・収益構造の面でも違いは見られたものの、ダミー変数を用いた費用効率性に対する区分の違いを分析した結果、地域信用組合では、費用効率性が有意に低いことが分かった。すなわち、「非営利・相互扶助」という基本的な視点は同一としても、担う役割に差が生じている以上、各々の社会的貢献の程度等を十分に勘案した上で、規制や税制について再構築する必要がある。また、地域信用組合の費用効率性は相対的に低いものの、外国系信用組合では高水準を維持しており、そこには改善に向けた細やかなヒントが隠されている可能性もある。

以上のような結論を得たものの、本稿の限界として特に大きいのは 2015 年データによるクロスセクション分析にとどまっていることである。パネルデータによる分析とすれば、信用組合の経営効率性の改善状況を詳細に把握でき、さらには経営効率性の要因分析において、より精緻な因果関係の推論が可能となる。それは次への課題とする。

参考文献

- 井上有弘(2003)「信用金庫の規模の経済性と合併効果－生産関数の推計と合併事例による分析－」『信金中金月報』第 2 巻第 3 号、信金中央金庫。
- 岩坪加門(2004)「信用組合間合併における規模の経済性の有用性」『金融経済研究』第 21 号、東洋経済新報社。

- 播磨谷浩三(2004)「信用金庫の効率性の計測－DEAと確率的フロンティア関数との比較－」
『金融経済研究』第21号、東洋経済新報社。
- 谷地宣亮(2014)「業域信用組合・職域信用組合の現状と存在意義」『日本福祉大学経済論集』第49号、
日本福祉大学経済学会。
- 山本俊(2011)「営業地盤考慮した地域銀行技術効率性と経営意欲」『金融経済研究』第33号、
東洋経済新報社。
- Aly, H.Y., R. Grabowski, C. Pasurka, and N. Rangan (1990) “Technical, Scale, and Allocative Efficiency in U.S. Banking : An Empirical Investigation,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 72, pp.211-218.
- Elyashiani,E., and S. Mehdian (1997) “A Non-parametric Frontier Model of Internationally-Owned and Domestically-Owned Bank Cost Structures,” *The International Journal of Finance*, Vol. 9, pp.529-548.
- Cooper, W. W., L.M. Seiford, and K. Tone (2007) *Data Envelopment Analysis: A Comprehensive Text with Models, Applications, References and DEA-Solver Software*, Second Edition, Springer.
- Fukuyama, H., R. Guerra, and W. L. Weber (1999) “Efficiency and Ownership: Evidence from Japanese Credit Cooperatives,” *Journal of Economics and Business*, Vol. 51, pp.473-487.
- Hori, K. (2003) “An Empirical Investigation of Cost Efficiency in Japanese Banking: A Non-parametric Approach,” *Review of Monetary and Financial Studies*, Vol. 21, pp.45-67.

自治体の高齢者政策の経営学の視点からの検証

高千穂 安 長

要旨

秋田県は人口減少、高齢化進行が全国で最も進んでいるため、早急に対応が求められており、秋田県も可能な限りの政策を実施している。これらの政策のうち、高齢者に対する政策について所期の効果をあげるための方策を経営学の視点から検証を試みた。

秋田県の高齢者政策は、第2期ふるさと秋田元気創造プランの中で、世界保健機関が示した概念に基づいた、高齢者の身体的、精神的健康の維持を目的とし、概ね順調に政策効果をあげているとされている。

この政策の実施効果の検証について、政策レビューの後、経営学の知見を活かし、動機付け、連帯、共有、信頼という効率的・効果的な組織の必須要因についてレビューする。その後、秋田県が政策実施の対象とし、高齢者の社会参加・活動による健康維持を組織目標としている「老人クラブ」に焦点を当て、秋田県の政策の妥当性について検証を行った。

その結果、秋田県の高齢者政策をより効果的にするには、政策対象についても自助努力として当該政策対象組織の効率性・効果性を高めるよう促すとともに、コンサルティング、可能な範囲での協力をを行うことによる組織強化を図り、全体としての政策効果を高めるのが望ましいことが明らかとなった。

今後は、政策効果の着実な獲得のための高齢者のより能動的な活動のために、他の外部委託組織についても組織の検証を行うことが望まれる。

目次

はじめに

1. 秋田県の現状
2. 望まれる経営学の視点からの高齢者像
3. 分析と考察
4. おわりに

はじめに

秋田県は全国1位の人口減少、高齢化の進展、高い自殺率を具現している、課題が多い自治体となっている。

当然のことながら、秋田県をはじめとした秋田の自治体はこれらの課題に対応する政策（注1）を実施している。しかし、その政策の成果の判断指標となる、人口減少、少子化、高齢化、自殺率はいずれも全国トップレベルのまま変わっていない。

本稿では、高齢者（65歳以上）に対する秋田県の政策の対象先まで踏み込み、経営学の視点から見直し（検証）を行い、より成果があがる政策の在り方について提言を試みる。

1. 秋田県の現状

1.1 秋田県の高齢者

秋田県には基礎自治体として13の市、9の町、3の村がある。

表1の通り、秋田県の基礎自治体の多くの高齢者比率は30%を超えていることが分かり、高齢者に対する政策は多数者に対する政策として望まれる事が分かる。

表1 秋田県の全自治体の65歳以上人口比率 単位:%

項目	全自治体	市	町	村
中央値	32.6	31.7	34.6	33.4
平均値	30.3	31.1	34.4	34.6
最小値	24.0	24.0	31.1	25.7
最大値	44.6	36.4	34.4	44.6

出所：総務省データを元に筆者作成

1.2 秋田県の高齢者政策と評価

秋田県は平成26年度から平成30年度までの「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を政策として作成し、6つの重点戦略を定めている。その中の戦略4「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」が高齢者に対する政策となっている。

戦略4の内訳項目として、「元気で長生きできる健康づくりの推進」、「いのちと健康を守る医療提供体制の充実強化」、「高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」、「民・学・官一体となった総合的な自殺予防対策の推進」を行っている。

秋田県政策評価委員会が実施した「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の戦略4の平成29年度の政策評価結果は表2の通りとなっている。

表2 秋田県の高齢者政策と評価

政策名	評点
元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略	B
1. 元気で長生きできる健康づくりの推進	B
2. いのちと健康を守る医療提供体制の充実強化	B
3. 高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり	B
4. 民・学・官一体となった総合的な自殺予防対策の推進	B

注：評価は、A：目標を達成、B：目標を8割以上達成、C：目標達成が6割以上8割未満、D：目標達成が6割未満

出所：秋田県企画振興部総合政策課 2016 a

政策評価の結果は、秋田県政策評価委員会が平成26年度から始まった第2期ふるさと秋田創造プランの第3年度に当たる平成29年度の政策評価結果として、表2の通り、全て目標を8割以上達成したとしている。このことは、最終年度の平成30年度を前に、政策が円滑に実施され、順調に成果を挙げていると考えて良いと示しており、順調に政策目標の達成に向けて進捗していることが伺える。

本評価の実施機関である秋田県政策評価委員会は秋田県とは独立の第三者機関で、有識者6名、公募委員1名の7名で構成され、公募委員は県民の代表とみなせるし、有識者もそのほとんどが秋田県内で就業しており、秋田県民の代表とみなしうる。従って、秋田県の政策評価を行う第三者機関として適切と考えられる。

1.3 政策に対する県民意識

第三者機関は、第2期ふるさと秋田元気創造プランの平成29年度の政策評価結果として、全て目標を8割以上達成したとしているが、あくまで一部の県民代表者の意見であり、異なる意見を有する県民が全体としてどのような意識を持っているかを知ることが望まれる。その結果は、表3の通り、「ふつう」～「十分」で過半数を占めており、概ね秋田県政策評価委員会が行った評価結果と整合している。

表3 秋田県高齢者政策の進捗に対する県民意識

政策	評価段階						単位: %
	無回答	わからない	不十分	やや不十分	ふつう	概ね十分	十分
元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略	1.7	3.2	11.3	21.8	45.1	14.2	2.7
1. 元気で長生きできる健康づくりの推進	1.6	3.8	8.2	14.4	46.5	19.9	5.6
2. いのちと健康を守る医療提供体制の充実強化	1.7	4.1	13.2	23	41.1	13.8	3.1
3. 高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり	1.9	4.7	12.7	22.5	40.5	13.7	4
4. 民・学・官一体となった総合的な自殺予防対策の推進	1.8	7.1	13.8	21.4	36.5	16	3.3

出所：秋田県企画振興部総合政策課 2016 b

1.4 第2期ふるさと秋田元気創造プランの高齢者政策のその主な内容

(1)元気で長生きできる健康づくりの推進

- ①生活習慣病の予防対策の推進
- ②総合的ながん対策の推進

評価の代表指標として、脳血管疾患による人口10万人当たり年齢調整死亡率、がんによる人口10万人当たり年齢調整死亡率をあげ、その他の関連指標として、特定健康診査実施率、12歳児における1人平均う蝕率、がん検診受診率、健康づくりの場を通じたロコモティブシンドロームに関する研修等への参加人数をあげている。

(2)いのちと健康を守る医療提供体制の充実強化

- ①地域の中核的な病院等における医療機能の強化と高度医療の充実
- ②救急・周産期医療体制の整備
- ③在宅医療提供体制の充実
- ④医療機関相互の連携の充実
- ⑤医師等の医療従事者への支援と定着の促進

評価の代表指標として、病院の勤務医師数をあげ、その他の関連指標として周産期死亡率、在宅療養支援診療所数、訪問看護ステーション施設数、看護業務従事者数をあげている。

(3)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり

- ①高齢者の生きがい・健康づくりの推進
- ②医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアシステムの構築
- ③認知症対策の推進
- ④障害者の地域生活支援体制の強化
- ⑤ひきこもり対策の推進
- ⑥介護・福祉人材の確保・育成
- ⑦高齢者の生きがい・健康づくりの推進

評価の代表指標として、健康寿命をあげ、その他の関連指標として、在宅療養支援診療所数（再）、訪問看護ステーション施設数（再）、認知症サポーター数、居住系・日中活動系サービス利用人員、ひきこもり相談支援センターにおける相談件数をあげている。

(4)民・学・官一体となった総合的な自殺予防対策の推進

- ①県民に対する普及啓発活動と相談体制の充実強化
- ②うつ病等の早期発見・早期受診の促進と職場のメンタルヘルス対策の促進
- ③地域における取組への支援と自殺未遂者対策の充実

評価の代表指標として、自殺による人口10万人当たり死亡率をあげ、関連指標として、いのちのケアセンター相談件数をあげている。

2. 望まれる経営学の視点からの高齢者像

秋田県政策評価委員会と秋田県民意識調査は、政策である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」がベストの政策として、その進捗状況の測定、言い換えれば成果測定を行っている。

しかし、政策評価は成果測定の要素とともに政策自体の内容・構成についても考慮することが求められる。これは、政策が100%実施され、100%成果をあげた場合でも政策課題が100%解消していないことが想定されること、P-D-C-Aサイクルに基づく評価であれば、C-Aに役立つ、政策実施の効果により副次的に発生した事例などの情報を提供すべきであるが、成果測定だけでは、政策立案前には考えられないことが政策実施後に出てくることは十分考えられるが、政策評価の対象として他の選択肢を考慮していないため対応できないためである。

このような発想から、本稿では高齢者政策について経営学の知見を活用し、望まれる高齢者政策について模索し、より良い評価制度の構築に資することを試みる。

2.1 前提

元気な長寿社会は、高齢者が健康でいきいきと暮らすということとされている。

健康については、「完全に、身体、精神、及び社会的によい（安寧な）状態であることを意味し、単に病気ではないとか、虚弱でないということではない」（世界保健機関，1948）ことから、身体、心の双方において良好な状態にあることが望まれる。

身体は、日常生活を基に疾病の予防、治療に当たることにより充足され、心は日常生活における不安、不満、悩みなどの緩和、解消により充足できる。

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」もこの視点から作成されている。

2.2 高齢者の特性

高齢者は、「心身の健康を失うこと、経済的に生活していけるか、仕事や配偶者など生きがいや支えとなっている者を失わないかという3つの不安を持っている」（加藤、吉川）とされる。

これらの不安を解消し、健やかな老後を過ごすためには、「自主性と積極性（常に興味や関心を失わず、

何かに働きかけていく)、人とのつながり(他人への暖かい思いやりや誰とも積極的に、しかし節度をもってつきあう)、情緒的な安定(自分の中で怒りや恐れを正しく判断する)、プライドや見栄にこだわらない(現実的に状況を把握し、問題を処理する)、自分自身を対象化(客観的な見方をする)、常に前向きに計画し実行していく」(加藤、吉川)ことが重要とされる。

2.3 欲求の充足

身体、心に望ましい状況は、多様であり、それぞれの人の欲求に基づく。

「人の欲求は低次の欲求から高次の欲求まで分類することが可能であり、また、高次の欲求は低次の欲求が充足されて初めて欲求として認識されるように、重畳的な構造となっている。低次の欲求である生存欲求から始まり、生理的欲求—社会的欲求—承認欲求を経て最高次元の自己実現欲求まで続いている」(マズロー,1943)。

高齢者はどの段階の欲求が強いかを考えれば、多くの高齢者は現役世代として社会に貢献し、社会からそれなりに承認されてきた過去を持っている(注2)ことから、高齢者というだけで社会からの承認を否定されるのは大きな悩みや不安、不満となりうる。このことから、社会的欲求、承認欲求は高齢者の日々の生活における目標となり、またそのための行動の動機となりうる。

2.3 動機づけ

欲求が存在するだけでは行動まで結びつかない。行動までむすびつけるのは経営学の知見では動機づけの問題となる。

(1) 二要因説(ハーズバーグ,1966)

高齢者が動機と目標を得ただけでは、持続しないし目標も達成されない。目標達成し、動機を充足する仕組み、つまり動機づけが求められる。

動機づけのためには、欲求段階説での動機を基に、満足をもたらす要因(動機づけ要因)と不満足の原因(衛生要因)に分けて考える必要がある。

動機づけ要因は、達成、承認、仕事そのもの、責任、昇進などがあげられ、やりがいや達成感など目標達成に向けた行動に満足感をもたらす、目標達成に向かってさらなるやる気、積極性を引き出す。しかし、この要因が十分に提供されなくとも、目標達成にむかう従来の行動を阻害するような不満を抱くわけではない。

衛生要因は、方針と経営、監督方式、給与、対人関係、作業条件などがあげられ、それらが損なわれると不満を生じる要因であるが、それが満たされたから満足感を抱くことにはならない。すなわち、衛生要因はどんなに多く提供しても不満を防止する機能は果たすが、積極的に行動することにはならない。

② 高齢者に向けた動機づけのための要因

高齢者が生き生きとした人生を過ごすには、図1の動機付けに必要な要因を満たす必要がある。ただし、図1の動機付けは企業勤務をしている現役世代を対象としたものであり、高齢者を対象とした場合、個々人で差があることもあり、各要因を厳密に考える必要はなく、漠然とした順位づけと考えれば良い。

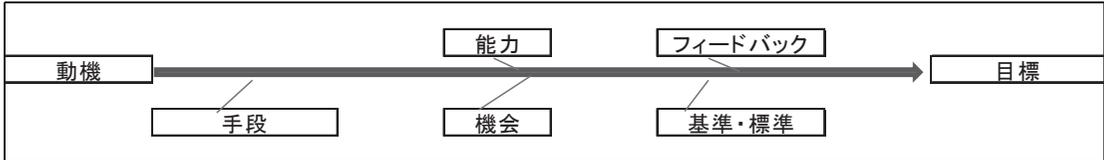
この視点から図1の動機付けの各要因は、高齢者自身が整える要因(内部要因)と外部が整える要因(外部要因)に区分できる。内部要因は動機、能力であり、外部要因は機会、手段、フィードバック、基準・標準に分けられる。

外部要因については、機会の提供は、例えば囲碁やゲートボールなどを楽しみたいとした場合、行える場所の提供、そこまでのアクセスの整備は手段の提供にあたる。手段も同様であり、囲碁やゲートボールなどが日常的に行われる場が用意されていることとなる。フィードバックはそれらの達成要因の気づ

きや記録という形をとり、モチベーションの向上要因となりうる。基準・標準はルールであり、一定のルールに基づいた行動が必要となる。内部要因については、能力は、囲碁やゲートボールの場があっても、それを行う身体的、ノウハウ的に満たされている必要がある。また、そもそもそれを行いたいという動機が必要になる。

政策立案において、これらの要因のそれぞれが充足されているかの判断が求められる。

図1 人的資源の活用



出所：Carr, C, 1993

2.5 場の有効性の確保

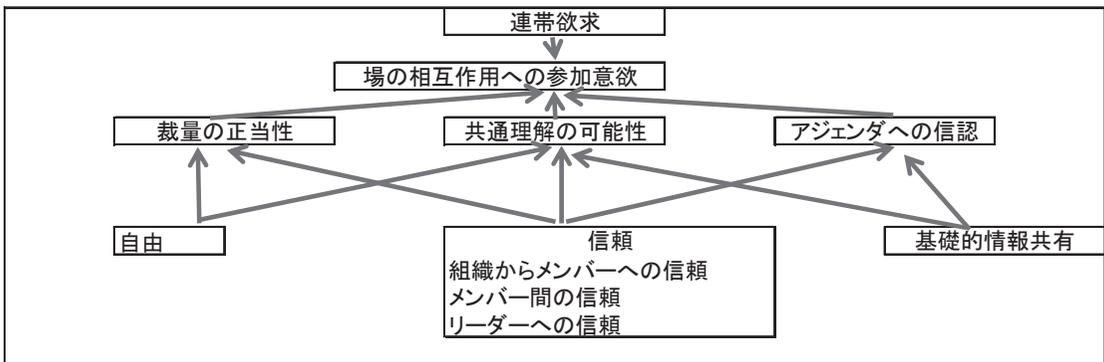
手段、機会などの提供に伴い、場の提供が求められるが、政策効果をあげるには提供しただけでは十分ではない。その場が多くの人に有効に活用され、所期の成果をあげる必要がある。

そのためには、場の活性化に求められる要因を充足する必要がある。場の活性化の要因について、伊丹(2005)は、図2の通りとしている。

参加希望者は連帯欲求があると考えられるが、多くの異なった背景を持つ高齢者が集まる場では、基礎的な情報の共有が進んでいないと共通理解の可能性が低下し、アジェンダへの信任が低下し、さらには問題が発生した際の裁量に対する不公平感などを招き、ついには参加意欲を損なうということが起こりうる。これらのベースには信頼が機能していないことがある。

実際に多くの高齢者の集まりで問題が生じており、その問題解決が困難なケースが多く、場合によってはゲートボールなどの単純な遊びの場でも殺人事件が起こるなどしている。このため、場の提供とともに、適切な監督・指導ができる体制が望まれている。

図2 場の有効機能のための要因



出所：伊丹, 2005

3. 分析と考察

3.1 分析

秋田県の第2期ふるさと秋田元気創造プランでの高齢者に対する政策は、身体的な対応を主に行っており、高齢者に機会、手段、フィードバック、基準・標準を提供している。

心的な対応の高齢者の生きがい・健康づくりの推進についても、現場段階である事務レベル段階では、老人クラブや長寿社会振興財団が取り組む高齢者の社会参加等に向けた活動への支援、高齢者を対象とした「生きがいづくり」や交流サロンへの支援、「元気にとしよる」十ヶ条の普及啓発、市町村が行う介護予防事業への支援、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催（主催県）などが上げられている。内部要因に対する対応は少ないが、支援の対象を老人クラブ、交流サロンやねんりんピックなどの活動支援となっていることから、外部委託を行っていると考えられる（注3）。

秋田県の政策が成功する1つの要因としてこのような外部委託を行っている組織が成果をあげることがある。

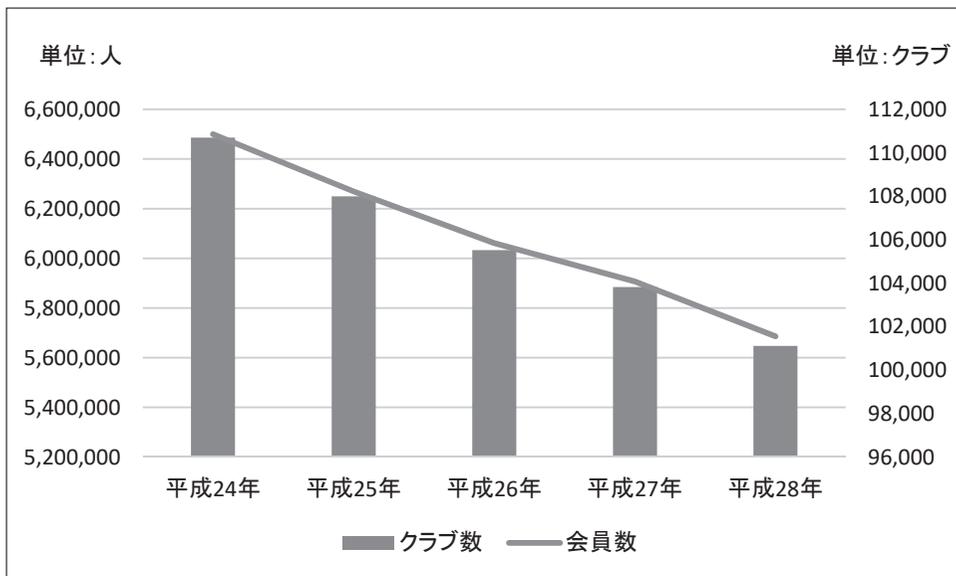
このため、老人クラブの活動に焦点をあて秋田県の政策と経営学の知見を活用してみる。

3.2 老人クラブ

団塊の世代が高齢者となる平成20年以降は老人クラブの会員数は増加すると考えるのが自然といえる。実際は、平成28年度の老人クラブ数は101,110ヶ所で、前年度と比べて2,711ヶ所減少している。また、会員数も、平成28年度は5,686,222人で、前年度に比べて220,070人減少している（厚生労働省）。秋田県老連も概ね同様の傾向にある。

過去5年間のクラブ数、会員数は図3の通り共に顕著に減少している。

図3 最近5年間の老人クラブ数と会員数の趨勢



出所：厚生労働省データを元に筆者作成

全国老人クラブ連合会のホームページには次の通り、老人クラブの実態が報告されている。

(1) 構造と規模

老人クラブは、小地域ごとの老人クラブ（単位クラブ）を核に、市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会（老連）を組織している。クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としている。

各県の老人クラブ数の平均値は2,000ヶ所で、中央値と最頻値は同じ1,855ヶ所となっている。また最大値2,069、最小値731となっている。各県の老人クラブ会員数の平均値は114,374人、中央値は

101,592人となっている

(注4) 一部の指定都市の老人クラブは除外している。

(2)老人クラブの運営

会員本意の自主的かつ民主的な運営をしており、クラブ活動の財源は、会員の会費によってまかなうことを基本としているが、国、地方自治体から支援を受けている。

(3)入会資格等

入会を希望する高齢者で、概ね60歳以上を対象とし、準会員や協会員制度を取り入れ、60歳未満の方の参加も受け付けているクラブもある。日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織している。

(4)目的

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としている。

(5)会員のメリット

①地域に新しい仲間ができる

老人クラブに加入すると、地域の同世代の仲間づくりができる。

地域の各世代との交流ができて、多くの親しい関係が生まれる。

老人クラブ活動と交流によって、社会性が保持され、連帯感が生まれる。

②健康の保持・増進になる

老人クラブ活動へ参加すれば、閉じこもりの防止、健康の保持・増進につながる。

ねたきりゼロ運動やいきいきクラブ体操、健康ウォーキング、各種のシニア・スポーツなどへの参加を通じて、健康の保持・増進になる。

友愛活動や社会奉仕の日の活動を通して、精神的な充実感、こころと身体の健康が実現する。

③知識や経験を生かし、新しい能力の発揮ができる。

これまでの生活や仕事、趣味などの知識や経験を生かす機会が増える。

老人クラブ活動への参加を通して、新しい学習や能力を生かす機会が増え、自己実現につながる。

地域の伝承文化を世代交流などにより若い人達に伝えることができる。

④社会活動への参画と貢献ができる

「花のあるまち、ゴミのないまち」運動やリサイクル運動を通して、地域環境の保全や美化、緑化など、住みよい環境づくり参画・貢献できる。

「在宅福祉を支える友愛活動」やその他のボランティア活動などへの参加を通して、地域福祉の担い手として一翼を担うと同時に、地域の福祉と保健・医療サービスの充実についても働き掛けるなど推進役となる。

老人クラブ活動を通して「まちづくり計画」などへ参画し、高齢者の立場から豊かな地域づくりへの提言などができる。

⑤心の安らぎ、充実感が得られる

地域に多くの仲間ができることで、孤独感がなくなり、心の安らぎが得られる。

仲間との交流は、日常生活に必要な情報交換に役立ち、心配ごとや悩み事の相談を容易にする。

老人クラブ活動を企画し実践する中で、達成感や満足感、あるいは実践の評価に伴う充実感、感謝の気持ちなど、多くの精神的な喜びを味わうことができる。

3.3 老人クラブの課題

「高齢者の社会参加の場が拡大しており、老人クラブへの加入とシルバー人材センターへの登録は減少傾向にある」（横手市, 2015）といわれている。

3.4 考察

政策支援を行っている対象組織が衰退の一途をたどっている時には、当該組織に対して所期の成果をあげるべく交渉、条件付けや対応についての相談などの行為を行い、支援にふさわしい組織にする（スクラップアンドビルドも含む）などの対応を政策目標にするのが望まれる。

(1) 経営学的な視点からの問題点把握

ここでは、2.5の図2場の有効機能の要因で示した要因に基づいて検証を行う。

① マーケティング思考の欠如

組織が機能するための条件は、図2の通り、未加入者に対して一緒に行動したいという連帯欲求を喚起することが求められる。これは、秋田県老人クラブホームページでも3.2(5)においてメリットを列挙している。

しかし、アジェンダの信任の1つである、会費がいくらか？という本質にかかわる部分の表示がない。自治体の担当部署に聞くように書かれているが、これはマーケティングの基本を外れている。また、会員になるメリットを示すのであれば、その対極にあるデメリット（あるいは義務）などを明示するのが「信頼獲得」、「入会の誘因」の確保に不可欠となる。

そうでないと場の相互作用である各種活動に積極的な参加を阻害する。

② 基礎的情報の非共有者への対応

秋田県は他県からの移住者を積極的に奨励している。これらの移住者で秋田の基礎的情報を共有していない人は、その地域の老人クラブにも加入しにくい。一部の自治体レベルの老連のホームページにこのことの重要性に触れているのも散見されるが、掛け声とともに、実効ある行動が求められる。

③ アピール性

組織がメンバーを信頼する、メンバー間の信頼、リーダーへの信頼の3つの信頼が求められる。このことは、アジェンダの信任、共通理解の可能性、裁量の正当性につながり、ひいては活動参加への意欲に関係する。この信頼は、どのような意識で入会してきたかに大きく依存する。

「65歳から前期高齢者」という表現は実情に馴染まず、75歳以上を高齢者とするということが検討されている。そのような時に60歳以上を会員とする老人クラブに加入したいと考える者がどれだけいるだろうか。その様に考えれば、積極的に活動し、会員を増やそうとしても「60代～74歳までの若手」が会員として入ってくる蓋然性はかなり低くなると考えるのは自然といえよう。このように、老人クラブの活性化の方策は、名称変更を含めて多々無存在すると言えよう。

また、アピールの視点からは、会員増加好事例として次の堺市南区新松尾台校区老連の報告が注目される。「町内会の回覧板で連合会のグラウンド・ゴルフに『1か月お試し参加』を募集したところ多くの人が参加、終了後も会員となって続ける人で部員が3倍以上に増えました」。

3.5 解決への方向性

外部委託であれば、委託先が政策の所期の目標を達成するよう、当該組織自体の活性化、発展にも留意すべきである。そのため、当該組織の存在自体を身近に感じない人々もいると思われるため、自治体での高齢者の案内を送付する際、個人情報保護法の壁はあると考えられるが、該当者リストなどの情報提供を行うなどの支援も考慮すべきであろう。

4. おわりに

秋田県の高齢者政策をより効果的にするには、外部委託する際、政策対象の組織自体の自助努力として当該組織の効率性・効果性を高めるよう促すとともに、コンサルティングや可能な範囲での協力を行うことによる組織強化を支援し、全体としての政策効果を高めるのが望ましいことが明らかとなった。今後は、政策効果の着実な獲得のための高齢者のより能動的な活動のために、老人クラブ以外の外部委託組織についても同様の行動を行うことが望まれる。

今回は、予算額との関係、政策それ自体の有効性、他自治体との相対評価などは実施できなかった。これらは次回の研究テーマとしたい。

- 注1. 政策、施策は、政策評価といいつつ施策評価を行っているなど未整理の状態であるため、本稿では政策という用語で統一する。
- 注2. 最近の格差社会においては必ずしもほとんどの者が社会から承認されているとは言えない。
- 注3. 行政改革もあり、アウトソーシングによるダウンサイジングを行うのは理にかなっている。
- 注4. 一部の指定都市の老人クラブは除外している。

参考文献

- 秋田県企画振興部総合政策課 2014『第2期ふるさと秋田元気創造プラン』秋田県
- 秋田県企画振興部総合政策課 2016a『県民意識調査報告書』秋田県
- 秋田県企画振興部総合政策課 2016b『平成28年度 政策等の評価の実施状況および評価結果の政策等への反映状況に関する報告書』秋田県
- 伊丹敬之 1984『新経営戦略の論理：見えざる資産のダイナミズム』日本経済新聞社
- 加藤正明、吉川武彦 1990『こころの健康学』大修館書店
- 厚生労働省 2016「厚生白書」厚生労働省
- 世界保健機関 1948『世界保健機関憲章』世界保健機関
- 総務省統計局 2015『統計でみる市区町村のすがた 2015』一般財団法人日本統計協会
- 横手市 2015「平成18～27年度 横手市総合計画の振り返りと評価」横手市
- Carr, C, 1993 山本成二、山本あづさ訳『入門から応用へ 行動科学の展開 新版 人的資源の活用』
- Herzberg, F. 1966 "Work and the Nature of Man" E.Tuttle CO. Inc. 北野
- 利信訳 1968 ハーズバーグ『仕事と人間性—動機づけ—衛生理論の新展開』東洋経済新報社
- 13.Maslow, A.H., 1943 "A Theory of Human Motivation" Psychological Review 50

經濟研究所所員名簿

所 長	藤 本 剛
運 營 委 員	鈴 木 秀 顕
	高 千 穂 安 長
編 集 委 員	市 原 光 匡
	山 本 俊
所 員	阿 部 時 男
	石 川 竹 一
	井 上 隆 明
	李 廷 珉
	海 老 川 壽 美 夫
	鎌 田 幸 男
	楠 山 大 暁
	國 井 法 夫
	嶋 田 耕 也
	瀧 森 威
	野 口 秀 行
	畠 山 光 史
	広 瀬 大 有

(五十音順)

執筆者紹介

市原光匡	ノースアジア大学経済学部講師
楠山大暁	ノースアジア大学経済学部講師
畠山光史	ノースアジア大学経済学部講師
山本俊	ノースアジア大学経済学部准教授
高千穂安長	ノースアジア大学経済学部教授

(掲載順)

経済論集 第16号

2018年(平成30年)3月30日発行

編集・発行 ノースアジア大学総合研究センター経済研究所
秋田市下北手桜守沢46-1
TEL 018-836-6592 FAX 018-836-6530
URL <http://www.nau.ac.jp/~center/>

印刷 株式会社 塚田美術印刷
秋田市大町1丁目6-6
TEL 018-823-5551 (代表)

KEIZAI RONSHU

THE ECONOMIC JOURNAL
OF
NORTH ASIA UNIVERSITY

No.16

March 2018

CONTENTS

Article

- Characteristics of the Students as Learners at North Asia University
..... Mitsumasa ITIHARA
- A Study of Socialization of Elderly Care after Introducing the Long Term Care
Insurance System
..... Hiroaki KUSUYAMA
- Spanish Labour Market Reforms after the Euro Crisis
..... Akinobu HATAKEYAMA
- Measuring the Management Efficiency of Credit Union in Japan
..... Shun YAMAMOTO

Notes

- Evaluation study on the Municipal policy for the Elderly
from a Managerial Perspective
..... Yasunaga TAKACHIHO

Published by

The Institute of Economic Research
North Asia University General Research Center
AKITA, JAPAN